

社會常識讀本

持221 449



第四輯

昭和十五年版

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
1
2
3
4

始



特221
449



法制時報社編

社會常識讀本 第四輯

昭和十五年版



編纂に方りて

一國が大きな飛躍を遂げようとするときには、いろいろと複雑困難な問題が、その國を訪れる。わが國が國內的にも國外的にも一段の發展によつて、日本民族の伸張を行はうとしたときは常にさうであつたことを、悠久二千六百年の歴史が力強く物語つてゐる。神功皇后の三韓征伐でも、蒙古の襲來でもさうであつた。國難が見舞つてくるたびごとに、日本民族は一致團結して、これらの夷荻を反撃し、もつて明日の一層の發展に備へた。

帝國の時局はいよいよ重大である。明治維新前後の國情にも比すべき、否、それよりもつと大きな國難に遭遇した。幕末から維新にかけての日本が、如何に多くの問題の解決に迫られたかは、われわれの充分に知つてゐることであるが、日支事變勃發以來のわが國の現狀は、當時に數倍する難問にぶつかつた。

政治方面では、從來の政黨政治が行詰りと没落の淵にのぞんでゐるのに對して、新政治體制の擡頭は未だ陣痛のうちにあつて混沌としてゐる。フアツシヨ政治の勃興も充分に日本化されない畸形兒でしかない。經濟方面では、問題は益々切迫した。古い自由主義經濟

の頽廢と、新たな統制經濟制度確立の不徹底とによる混亂に乗じて、暴利收得者や闇相場が跳梁し、善良な國民は惱み抜いてゐる。政治・經濟の不安動搖は國內ばかりでなく、外交上の諸問題を惹起し、國民の思想や社會生活は眞劍に考ふべき多くの問題を日毎に累積しつつある。

かやうな複雑混沌たる社會問題の根本的解決と、われわれが確信をもつて世に處するの方法は他にない。先づもつて問題自體を深く突きとめて、その所在を明らかにし、然る上において吾人の生活の腰を、どつしり構へて進むことである。しかも問題の考察はあくまで全體的になし、片々たる智識の斷切をもつてしてはならない。

わが社はここに思ひをいたし、さきに昭和十一年に第三社會常識讀本を發兌して、幸にして望外の支持者を得るの榮を得た。わが國の新事態に即應せんため一兩年根本的改版による新著の準備を進めてきたが、いよいよ新版を世におくる。いはゆる常識以上の常識を涵養して、社會問題に對處せんとする好學の士により本書が緝かれることは、本社のも誇りとするところである。

昭和十五年紀元節

編者しるす

目次

政治・社會篇

第一講 國家問題

基礎知識

一、國家の意義	一
イ 哲學的國家學說	一
ロ 自然的國家學說	二
ハ 法律的國家學說	三
ニ 社會的國家學說	三
ホ 批判	三
二、國家の組織	四
三、國家の種類	四
イ 國家の時代的區別	五
(1) 古代東方國家 (2) 都市國家 (3) 奴隸國家	
(4) 封建國家 (5) 民族國家	
(A) 古代奴隸國家 (B) 封建的農奴制國家	
(C) 資本主義國家 (D) 社會主義國家	
ロ 國家の組織による區別	六

實際問題

一、イギリスの國家組織	九
イ 國家組織の中樞	九
ロ イギリス憲法の特徴	九
二、アメリカ合衆國の國家組織	一〇
イ 國家組織の中樞	一〇
ロ 大統領の權限	一一
ハ 聯邦議院	一一
三、フランス共和國の國家組織	一二
イ 國家組織の中樞	一二
ロ 大統領の權限	一二
佛大統領と米大統領との權限の相異	一三
四、ドイツの國家組織	一三
イ 組織形態	一四
ロ 國民革命前の狀態	一四
ハ ナチス政權獲得後の特徴	一五
五、イタリヤの國家組織	一六
イ ファツショ獨裁以前	一六

(1) 民主主義國家 (2) 獨裁國家……封建的專制
國家と近代的獨裁國家の相異點

- ロ 首相ムツソリニの権限……………六
- ハ ファウシスト大評議會の権限……………七
- ニ 議院と組合院……………八
- 六、ソヴェト聯邦の國家組織……………八
- イ ソ聯國家組織の實體……………八
- ロ 聯邦最高會議……………九
- ハ 聯邦人民委員會……………九
- 七、滿洲國の國家組織……………九
- イ 國家組織の中樞……………九
- ロ (1)參議府 (2)宮内府 (3)尙書府……………九
- 行政機構の現状……………九
- 八、支那の國家組織……………九
- イ 日支事變前の組織……………九
- ロ 日支事變中の組織……………九
- ハ 支那のソヴェト政府……………九

第二講 政治問題

基礎知識

- 一、政治の意義……………四
- イ 政治の意義の歴史的變遷……………四
- ロ 現代政治の特徴……………五

- 二、政治の機關……………六
- イ 立法機關……………六
- ロ 行政機關……………六
- ハ 司法機關……………六
- 三、自由主義政治理論……………七
- イ 自由主義政治の意義……………七
- ロ 自由主義政治思想の沿革……………七
- 四、社會主義政治理論……………九
- イ 社會主義の意義……………九
- ロ (1)廣義の社會主義 (2)狹義の社會主義……………九
- 社會主義政治理論の沿革……………九
- (1)空想的社會主義と科學的社會主義 (2)無政府主義政治理論 (3)クロボトキンの主張 (4)サンチカリズムの意義 (5)無政府主義・サンチカリズムの現勢 (6)科學的社會主義政治理論……………九
- マルクス主義とは……………九
- (a)唯物史觀……………九
- (b)勞働價值說……………九
- (c)剩餘價值說……………九
- (d)階級闘争說……………九
- (e)資本主義崩潰說……………九
- (7)ボルシエイズム(レニン主義)の意義……………九
- 五、ファシズム政治理論……………四
- イ ファシズムの意義……………四

實際問題

- 一、自由主義政治の現状……………四
- イ 自由主義政治の長短……………四
- ロ 自由主義政治の理想と現實……………四
- ハ 自由主義政治の崩潰……………四
- 二、社會主義政治の現状……………四
- イ ソヴェト・ロシア……………四
- ロ ソ聯邦社會主義政治體制の樹立……………四
- ハ ソ聯邦の政治機關……………四
- ニ ソ聯邦の政治勢力……………四
- ホ 聯邦共產黨の組織……………四
- ヘ 勞農獨裁政治の正體……………四
- 三、ファシズム政治の現状……………五
- イ イタリア……………五
- ロ ファシズム政治樹立の沿革……………五
- ハ ファウシヨ政體の現状……………五
- ニ ムツソリニ首相の權限……………五

- ハ ファシスト黨大評議會……………四
- ニ イタリアの政治勢力……………四
- ロ ドイツ……………四
- イ ファシズム政治樹立の沿革……………四
- ハ ナチス政體の現状……………四
- ロ ドイツに於ける統制の現状……………四
- ニ (1)職能國家 (2)指導者原理……………四
- ホ (3)公益は私益に先んず……………四
- 三 ドイツ政治勢力の現状……………四
- ロ スペイン……………四
- イ ファシズム政權の樹立……………四
- ロ 新政府の構成……………四
- 四、日本の政治……………五
- イ 日本政治の發展史……………五
- ロ 概観……………五
- ハ 日露戦争より日露戦争まで……………五
- ニ 最近の政治情勢……………五
- ホ 日本に於ける政治勢力……………五
- イ 既成政黨……………五
- ロ 1 既成政黨の意義……………五
- ハ 2 立憲政友會……………五
- ニ 革新派……………五
- ホ 正……………五

- 統派 (3) 民政黨 (4) 國民同盟 (5) 東方會
- 無産政黨…………… 七
- (1) 無産政黨の意義…………… (a) 共產黨…………… (b) 社會民主主義政黨…………… (2) 我國無産政黨の沿革…………… (a) 萌芽時代…………… (b) 勃興時代…………… (c) 社會大眾黨の成立…………… (d) 無産政黨の現狀……………
- ハ 右翼政黨…………… 八〇
- (1) 右翼派の意義…………… (2) 右翼諸團體の動向…………… (a) 大日本生産黨…………… (b) 大日本青年黨…………… (c) 立憲養正會……………

第三講 國防問題

基礎知識

- 一、國防の意義…………… 八五
- イ 狹義の國防…………… 八五
- ロ 廣義の國防…………… 八五
- ハ 「廣義」國防…………… 八七
- ニ 綜合國防の意義…………… 八八
- 二、近代の國防…………… 八九
- イ 軍備の量的増大…………… 兵員の増大…………… 兵器の増大…………… 八九

- 軍備の質的進歩…………… 九一
- (1) 兵員の訓練…………… (2) 兵器の改善……………
- 三、各種兵器の發達…………… 九四
- イ 火力兵器…………… 九四
- (1) 火炮(大砲)…………… 加農・臼砲・榴彈砲…………… 野戰砲…………… 重砲…………… 海岸砲…………… 高射砲…………… 高角砲…………… 迫撃砲…………… 歩兵砲…………… 長射程砲……………
- (2) 機關銃…………… 輕機關銃…………… 重機關銃…………… 高射機關銃…………… 戰車並に裝甲自動車用機關銃…………… 航空機用機關銃……………
- 機械化兵器…………… 九六
- (1) 戰車(タンク)…………… 輕戰車…………… 中戰車…………… 重戰車…………… 水陸兩用戰車…………… (2) 裝甲自動車……………
- ハ 航空機…………… 九七
- (1) 爆撃機…………… 重爆…………… 輕爆…………… 遠距離爆撃機…………… 近距離爆撃機…………… 超重爆撃機…………… (2) 偵察機…………… (3) 偵察機…………… 襲撃機……………
- ニ 化學兵器…………… 毒ガス…………… 細菌彈…………… 燒夷彈…………… 九九

實際問題

- 一、列強の國防軍備…………… 一〇〇
- イ イギリスの國防…………… 一〇〇
- ロ アメリカの國防…………… 一〇一
- ハ フランスの國防…………… 一〇三
- ニ ソヴェトの國防…………… 一〇四

- ホ ドイツの國防…………… 一〇六
- ヘ イタリアの國防…………… 一〇七
- 二、日本の國防軍備…………… 一〇八
- イ 日本軍備の沿革…………… 一〇八
- (1) 陸軍…………… (2) 海軍…………… (3) 空軍……………
- ロ 日本軍隊の統帥機構…………… 一一一
- ハ 日本の兵役制度…………… 一一二
- ニ 帝國陸海軍の現有勢力…………… 一一三

第四講 外交問題

基礎知識

- 一、外交の意義と日本外交…………… 一二五
- イ 外交の意義…………… 一二五
- (1) 政治的外交問題…………… (2) 經濟的外交問題…………… (3) 思想的 外交問題……………
- ロ 日本外交の目標…………… 東亞の安定的勢力…………… 一二六
- ハ 日本外交の概観…………… 黃禍論…………… 東亞新秩序建設…………… 一二七
- 實際問題……………
- 一、日本の外交關係…………… 一二八
- イ 日英外交問題…………… 一二八

實際問題

- 一、日本の外交關係…………… 一二八
- イ 日英外交問題…………… 一二八

二、國際聯盟と九國條約…………… 一二〇

- イ 國際聯盟…………… 一二〇
- 聯盟の本質…………… 現狀維持派と現狀打破派の對立…………… 聯盟脫退國の續出…………… 聯盟諸機關との協力終止…………… 南洋委任統治の問題……………
- 九國條約…………… 一二三
- 九國條約と米國の意圖…………… 支那の植民地化…………… 門戶開放…………… 機會均等問題……………

- 日米外交問題…………… 一二三
- 移民排斥法…………… 侵略國隔離提唱…………… モンロー主義…………… 極東干涉主義…………… 日米通商條約廢棄問題…………… 米國の反日態度の限界……………
- ハ 日ソ外交問題…………… 一二三
- ボロチン一派の暗躍…………… 一國社會主義建設…………… 北洋漁業問題…………… 北樺太利權問題…………… 鄂鼓峰事件…………… ノモンハン事件…………… ソ聯と外蒙古の關係…………… ソ蒙相互援助條約……………
- ニ 日支外交問題…………… 一二七
- 排日外交への轉換…………… 對支國交調整の根本方針……………

第五講 宗教問題

基礎知識

- 一、宗教の意義
 - イ 形式的意義……………一三三
 - ロ 實質的意義……………一三四
 - ハ 宗教の起源（宗教に對する解釋）……………一三五
- 二、佛教・キリスト教の教義
 - イ 佛教の教義……………一三六
 - ロ キリスト教の教義……………一三七

實際問題

- 一、我國宗教の現状
 - イ 日本に於ける宗教の沿革……………一三八
 - ロ 佛教の現状……………一三九
 - ハ キリスト教の現状……………一四〇
 - ニ 神道の現状……………一四一
 - ホ 淫祠邪教……………一四二
- 二、宗教團體法
 - イ 宗教團體法の制定……………一四三
 - ロ 本法制定の趣旨……………一四四

(1)宗團の取締 (2)宗團の保護

經濟篇

第一講 經濟常識の基礎理論

- 一、經濟の意味
 - イ 一般的解釋……………一四七
 - ロ 特殊的解釋……………一四八
- 二、經濟の發展
 - イ 個別的觀察……………一四九
 - ロ 五段階説：三段階説・三(四)段階説：修正説……………一五〇
 - ハ 全體的觀察……………一五一
 - ニ 原始共同經濟：奴隸經濟：莊園經濟：ギルド經濟：資本主義經濟……………一五二
- 三、資本主義經濟の發展
 - イ 商業資本の時代……………一五三
 - ロ 商業資本の意味：商業資本の發展と商業資本成立の機運……………一五四
 - ハ 産業資本の時代……………一五五
 - ニ 産業資本の意味：生産過剰の意味……………一五六
 - ホ 金融資本の時代……………一五七

第四、日本資本主義經濟の發展

- イ 育成時代……………一五八
 - ロ 躍進時代……………一五九
 - ハ 煩悶時代……………一六〇
- 金融資本の意味：流通信用：資本信用
大戰後の不況と今日の統制傾向

第二講 農業問題

一、基本問題

- イ 農業の意味及經營方法……………一六一
- ロ 農業經營の條件 (1)農業經營と粗放經營……………一六二
- ハ 農業の制度……………一六三
- ニ 個人的農業制度と共同的農業制度 (2)自作農制度と小作農制度：自作農民の優越性 (3)分益小作制 (4)永小作制 (5)純企業的小作制……………一六四
- ホ 農業金融……………一六五
- ハ (1)農業信用の性質及種類 (2)農業金融機關……………一六六

二、實際問題

- イ 小作問題：小作爭議の變遷 小作爭議調停法……………一六七
- ロ 自作農問題……………一六八
- ハ 米穀問題：米價政策としての米穀統制法……………一六九

第三講 工業問題

一、基本問題

- イ 工業の意味及經營方法……………一七〇
- ロ 手工業：家用手工業：小賣制手工業：獨立卸賣制手工業：從屬卸賣制手工業：集中職場制手工業：家内工業：マヌファクチュア：工場制手工業：集中工場制機械工業……………一七一
- ハ 工業の制度……………一七二
- ニ 資本主義工業：株式會社：個人の生活のための工業……………一七三
- ホ 公益のための工業……………一七四
- ハ 工業金融：工業金融の特質……………一七五

二、實際問題

- イ 中小工業問題……………一七六
- ロ 中小工業の意味と不利な立場 (2)中小工業共同經營 (3)農村工業化問題との關係……………一七七

- 重要工業統制問題：重要産業統制法：自主的統制……………一六九
- ハ 日本工業の特質と對策……………一七〇
- ニ 工場法……………一七〇
- ホ 退職積立金並に退職手當の問題……………一七〇

第四講 商業問題

一、基本問題

- イ 商業の意味及經營方法……………一七一
- (1)卸賣商業 (2)小賣商業 (3)百貨店 (4)連鎖店 (5)割賦販賣
- 商業の制度：公設市場……………一七三
- ハ 商業金融……………一七三

二、實際問題

- イ 中小商業問題：自衛策……………一七四
- 百貨店問題：同業組合からの脱退問題……………一七四
- ハ 百貨店法：商品券取締法……………一七五
- ニ 商業組合法：商業組合の事業……………一七五

第五講 貿易問題

一、基本問題

- イ 外國貿易の意味……………一七六

二、實際問題

- 外國貿易の方法……………一七六
- (1)自由貿易 (2)保護貿易
- ハ 外國貿易と國際貸借……………一七七
- 貿易差額の順逆：支拂差額の順逆
- ニ 貿易差額の重要性……………一七八
- ホ 關稅制度の存在意義と發達……………一七八
- 産業育成關稅：獨占産業保護關稅
- ハ 貿易政策上の手段……………一七九
- ト 特殊の關稅制度……………一八〇
- (1)植民地關稅制度 (2)戻稅の制度 (3)免稅の制度 (4)保稅制度 (a)保稅倉庫 (b)保稅工場 (c)自由港及び自由區域
- ニ、實際問題
- イ 輸出促進政策：爲替ダンピング：日本商品防遏……………一八二
- 輸入抑制政策：報復關稅：複關稅制度……………一八三
- (1)關稅法の改正 (2)通商擁護法 (3)複關稅制度の意味
- ハ 貿易統制問題……………一八五
- (1)輸出統制と輸出組合法 (2)輸入統制の萌芽 (3)輸出入臨時措置法(貿易國家統制) (4)輸入制限に伴ふ重大問題

第六講 貨幣問題

一、基本問題

- イ 貨幣の本質と職能……………一八八
- 本位貨幣と通貨……………一八八
- ハ 貨幣價值と物價：銀行券の價值：貨幣數量説……………一八九
- ニ 法定平價……………一九〇
- ホ 貨幣制度の種類……………一九〇
- ハ 今日の貨幣制度……………一九一

二、實際問題

- イ 發券制度の問題……………一九二
- 平價切下問題……………一九二
- ハ インフレーション政策……………一九三
- 財政インフレ：オープン・マーケット・オペレーション・インフレ政策の短所
- ニ 金問題……………一九四
- 金の不足：金偏在：金本位ブロック：金本位の終焉
- ホ 産金獎勵政策：爲替平衡資金……………一九五
- ハ 金の評價替問題……………一九六

第七講 物價問題

一、基本問題

- イ 物價の意味：個々の價格と物價……………一九七
- 物價變動の原因：物價の變動と貨幣……………一九八
- ハ 物價の變動と利害……………一九八
- (1)物價下落と利害 (2)物價騰貴と利害

二、實際問題

- イ 金輸出禁止・解禁・再禁と物價問題……………二〇〇
- 物價安定政策……………二〇一
- ハ 物價問題の重大化：物價騰貴の原因……………二〇三
- ニ 物價と生産力擴充問題……………二〇三
- ホ 爲替管理令と臨時物價對策委員會……………二〇三
- ハ 戰時經濟と物價問題……………二〇四
- ト 暴利取締令と消費節約問題……………二〇四
- チ 價格統制と配給統制……………二〇五

第八講 爲替問題

一、基本問題

- イ 爲替の意義……………二〇五
- (1)平價と爲替 (2)兩替取引 (3)爲替取引 爲替手形 (4)爲替の需要と供給
- 正貨現送點の法則：正貨現送點とは何か……………二〇八

- ハ 爲替の變動と國際收支：支拂差額と爲替……………三〇八
- ニ 爲替の安定と不安定：爲替安定の條件……………三〇九

二、實際問題

- イ 大正六年乃至昭和六年の爲替變動……………三二〇
 - (1) 在外正貨の蓄積 (2) 在外正貨の缺乏 (3) 金輸出解禁と爲替：國內正貨の減少
- ロ 昭和七年乃至十年の爲替變動……………三二二
 - 低率から安定へ
- ハ ドル買問題：ドル賣問題……………三二三
 - 昭和十一年の爲替……………三二四
- ニ 爲替安定政策：爲替管理法 (2) 安定政策の動搖 (3) 國際收支の悪化 (4) 世界通貨制度の變遷……………三二六
 - ホ 昭和十二年の爲替……………三二六
 - (1) 爲替の表面的安定 (2) 輸入思惑と爲替統制 (3) 爲替政策上の二方法 (4) 爲替基準の維持と爲替管理の強化 (5) 輸入爲替許可制：貿易管理 (6) 金蓄積政策 (7) 金現送政策：産金奨励政策：金委員会 (8) 爲替業務の趨勢……………三三〇
 - ヘ 爲替レートの公定問題……………三三〇

第九講 金融問題

一、基本問題

- イ 金融の意義……………三三〇
 - (1) 廣狹二義 (2) 金融の重要性 (3) 金融機關の必要
- ロ 金融機關：金融機關の種類……………三三三
 - (1) 銀行：特別銀行：普通銀行：貯蓄銀行 (2) 信用組合：信用組合聯合會：産業組合中央金庫 (3) 保險會社 (4) 大藏省預金部 (5) ビルプロカー (6) 株式取引所……………三三六
- ハ 金融の種類……………三三八
 - (1) 不動産金融：農工商金融と不動産金融 (2) 國際金融と國內金融：貿易金融 (3) 庶民金融……………三三七
- ニ 金融市場……………三三七
 - ホ 資 金：貨幣資本：生産資本 商業資本……………三三七
 - ヘ 金 利……………三三六

二、實際問題

- イ 銀行合同問題……………三三八
 - (1) 世界大戰前後の銀行合同 (2) 大戰後の銀行合同 (3) 一縣一行主義 (4) 一縣一行主義への反對論 (5) 地方金融統制の必要性……………三三〇
- ロ 中小商工農業者金融問題……………三三〇
- ハ 金銭債務臨時調停法……………三三一
- ニ 不動産融資及損失補償法……………三三一

- ホ 利息制限法……………三三二
- ヘ 金利政策……………三三三
 - (1) 資金の海外逃避と高金利政策 (2) 資本逃避防止法：失業資金 (3) 第一次低金利政策 (4) 第二次低金利政策 (5) 低金利の影響……………三三四
- ト 戦時金融體制……………三三四
 - (1) 中央銀行の機能の變革 (2) 日銀條例改正問題 (3) 日銀機能の變革 (4) 興業債券の政府保證……………三三六

第十講 景氣問題

一、基本問題

- イ 景氣の意義……………三三六
 - (1) 景氣現象の一般的意味：恐慌 (2) 一般的な社會の景氣 操業短縮：豐作飢饉 (3) 景氣の特殊の解釋……………三三六
- ロ 資本の運動……………三三八
 - 産業資本の運動：銀行資本の運動：商業資本の運動……………三三九
- ハ 資本の運動と景氣變動……………三三九
- ニ 景氣變動の原因とその進行……………三四〇
- ホ 景氣變動と物價……………三四一

二、實際問題

- イ 景氣變動の推移……………三四一
 - 大戰前と大戰後の景氣様相：人爲的景氣現象……………三四二
- ロ 世界恐慌の様相と原因……………三四三
- ハ 日本の恐慌とインフレ景氣……………三四三
 - (1) デフレ恐慌 (2) インフレ景氣の成立と人爲性……………三四五
- ニ インフレ景氣の様相……………三四五
 - (1) 跛行景氣：物價の跛行性：鐵道貨物の跛行運動 (2) 事業成績の好轉 (3) 計劃資本の回復増大 (4) 労働界の活況：定額賃銀の低落：實收賃銀の變動 (5) インフレによる物價騰貴と國民性……………三四九

第十一講 人口問題

一、基本問題

- イ 人口の意義……………三四九
 - (1) 一般的解釋 (2) 特殊的解釋：自然的人口と社會的人口……………三四九
- ロ 人口理論：二つの研究方法……………三五〇
 - (1) マルサスの理論 (2) マルクス一派の理論：産業豫備軍 (3) 兩説の比較……………三五〇

二、實際問題

- イ 根本的失業對策……………三五〇

□ 部分的失業對策……………三五四
 (1)失業緩和策 (2)失業防止策

第十二講 財政問題

一、基本問題

イ 財政の意義……………三五六
 (1)平面的意義 (2)立體的意義
 ロ 財政と私經濟…量出制入と量入制出……………三七〇
 ハ 國家の目的と財政的均衡……………三七七
 ニ 經費(歳出)・歳入・會計・歳計……………三七八
 (1)經費の組織と種類……………(a)憲法費 (b)政務費
 (c)財務費 (2)經費の主體と種類……………(a)本國費
 と植民地費 (b)中央費と地方費 (c)經費の物體
 と種類……………(a)人件費 (b)物件費 (c)無償經費
 (移轉的經費) (4)經費の伸縮と種類……………(a)經常費
 と臨時費 b)確定費と自由費
 ホ 豫算…一般會計と特別會計……………三六〇
 ヘ 豫算とその實行及び公債……………三六〇
 (1)收支不一致 (2)公債の意義及種類
 一、實際問題
 イ 赤字財政問題……………三六三
 (1)赤字問題發生の根據 (2)日本赤字財政の初期

□ 準戰時豫算の編成……………三六三
 (1)豫算の劃期的膨脹 (2)豫算膨脹と國防費
 (3)歳入豫算編成の轉換
 ハ 準戰時豫算の決定と實施…財政經濟の三原則……………三六五
 二 戰時財政……………三六六

第十三講 統制經濟問題

一、基本問題

イ 統制經濟の目的と本質……………三七〇
 ロ 統制經濟の方法……………三七二
 ハ 統制經濟種類……………(1)自主的統制經濟 (2)國家統制經濟 (3)計畫經濟
 二、實際問題
 イ 日本に於ける統制經濟の基本……………三七三
 ロ 日支事變前の統制經濟……………三七三
 ハ 事變勃發後の統制經濟……………三七四
 ニ 我國戰時下統制經濟の重點……………三七五
 ホ 全體的統制への進展……………三七五
 (1)生産統制 (2)物價統制 (3)戰時適正價格
 (4)貿易統制と爲替統制 (5)金融統制 (6)物資
 配給統制 (7)消費規正と切符制度 (8)勞務統制
 (9)利潤統制
 ヘ 長期戰と新經濟體制の確立……………三七八

1) ギリシヤの哲學者として有名なプラトーンが、この種の哲學的國家學說の創始者と云はれ、オーガスチン、トマス・アキナス、カルヴァイン及びヘーゲル等がその祖述者とし有名である。

政治・社會篇

第一講 國家問題

基礎知識

一 國家の意義

國家とは何ぞやといふ所謂國家論については、其の論者の立場によつて種々の學說がある。これらの諸說を綜合整頓して大別すれば、(イ)哲學的國家學說 (ロ)自然的國家學說 (ハ)法律的國家學說 (ニ)社會的國家學說の四種になる。以上の四說につき其の要點を述べる。

イ 哲學的國家學說 この説に據れば、國家は人類道德の最高の發現形態であり、人間の道義的精神の最も純粹にして高度に現はれた状態で

2) この説はスペンサー等に至つて國家有機體説となり、自然の有機體の構成と同じ構成によつて國家は形造られ、同じ作用を行ふものとした。

あると云ふのである。即ち、この派では自分の頭の中で人類が道德によつて結合してゐる理想的國家なるものを空想して、かゝるものが眞の國家であるとするのである。然しながら、かういふ國家は現實に存在しない單なる頭腦の産物であつて、畢竟するに觀念的國家觀に過ぎぬ。

□ 自然的國家學說 フランツ、レオ等は國家を單に自然的現象として見、自然界に行はれる現象の一部として國家の成立・本質・目的・形態を考へるのである。動物・植物・礦物・土壤・星・空等の中の一部に存在するものとして人類を見るが故に、國家の生成・消滅並に機能も、自然法則によつて支配されるものと見るのである。⁽²⁾

この自然的國家學說の根本的缺陷は、人類の構成する國家が有つてゐる自然法則に對する独自の機能を無視することである。換言すれば、下等の動物界、例へば犬・猫・蟻等の機能と人類のそれとの區別さへ無いことゝなるといふ明らかな誤謬に陥らざるを得ぬ。

ハ 法律的國家學說 法律が國家權力によつて發動せしめられる點を

3) 抽象的なる國家觀から離れて國家の機能を實證的に確認せんとする學派、所謂實證的社會學派の説であつて、コムトよりオツペンハイマーに至つて居る。

重要視して、國家を以て法律的機能の形態なりとするのである。然し、國家の活動は單に法律的方面のみでなく、そのほか宗教・藝術・教育・社會・經濟等の各方面に亘つてゐるが故に、本説は一面的と云はなければならぬ。

ニ 社會的國家學說 この派の説⁽³⁾によれば、國家なる形態は廣汎なる社會現象の一部であり、従つて國家の機能も社會における人類相互間の關係に於ける一作用とみるのである。この學說に於ては、國家に對し社會を以て上位概念に置き、人類間の支配・被支配乃至は共同相互扶助等を重視し、國家の意義をこゝに求めてゐるのである。階級的支配の機關として國家を見る社會主義的國家觀も、また、社會的國家學說の一種としてこの中に包含せしめられる。

ホ 批判 國家の意義については右のやうに數種の解釋があるが、これを要するに、以上の各説は國家活動の一面を夫々の立場からは捉へてゐるものと云へよう。法律學的に一定の領土と人民があつて、これに對

4) 本文に於て述べた如く、國家の本質については種々の學説があるが、國家の構成要素として土地・人民・統治組織の三つを擧げることには、今日一般に異論のないところである。

して統治者が政治を行ふところの形態を國家なりとする見解を大體に於て妥當と認むべきである。

二 國家の組織

國家を構成する條件は、統治者たる主權者と、それによつて統治される領土並に人民とから成つてゐる。⁽⁴⁾ 統治權の發現として國家には諸種の統治機關が存在し、この統治機關相互の間には統治權の發動と機能を全からしむるための國家生活の根本法規として憲法があるのである。

三 國家の種類

國家の種類といふ場合、それは二つのことを意味する。その一つは國家發展を時代的に區別してゐる見方と、その二は現在の世界に於て存在する諸國家について、その組織並に機能の差等によつて類別する方法とある。先づ、前の場合より述べる。

5) 學者によつて、最後の民族國家の次に、世界國家を置き、或ひは又プロツトによつて結合した國家を擧げるものが最近の傾向として見られる。

イ 國家の時代的區別 國家の發展は普通次の五段階⁽⁵⁾に分けられる。

- 1 東方帝國
- 2 ギリシヤの都市國家
- 3 ローマ帝國
- 4 封建國家
- 5 民族國家

a 獨裁君主國

b 民主主義國

(1)の東方國家はバビロニヤ、アツシリヤ等の古代國家であり、(2)のギリシヤの都市國家は昔時のギリシヤにおいて沿岸の都市を中心として成立せる國家である。(3)のローマ帝國は北方蠻族の侵入以前に成立せる、ヨーロッパの大部からアジアの一部に版圖の及んだ大國家であつて、大多數の奴隸と少數の貴族によつて成立してゐた點に特徴がある。

(4)封建國家はローマ帝國の滅亡後に發生せる地方的分權の上に立つ封

6) この區別は、その時々における經濟制度に基いて成立した國家を、昔から現代まで發展の順序によつて種類分けする見方である。また資本主義國家の後に必ず社會主義國家が成立するとは限らない。

建領主の統治せる國家であり、最後の(5)の民族國家は封建諸侯の割據が崩潰して近代的統一をなせる國家である。この民族國家は國によつて獨裁君主國と、民主々義國家とに別れる。

以上の時代的國家の區別はその國民の經濟的支配關係(6)に應じて、(A)古代奴隸國家 (B)封建的農奴制國家 (C)資本主義國家 (D)社會主義國家とに區別される。(第二篇、經濟問題、資本主義の項参照)

□ 國家の組織による區別 現在、世界には多數の國家があるが、これらの國家の凡ては憲法を有し、これに則つて構成され又運用されてゐるから皆立憲國家であると云ひ得る。然しながら、同じく憲法による統治を行つてはゐるが、その間には相異つた組織を有つてゐる。それを大別すれば (1)民主々義國家 (2)獨裁國家の二つとなる。

(1)民主々義國家 民主々義は民主主義とも云はれ、英語の「デモクラシー」に相當する。その原則は國家の政治運用に多數國民の意思を反映せしめ、その代りに政治上の責任・義務も亦國民の分つべきものとす

る點にある。それは後述の獨裁國家が少數人の意思によつて左右されるのに對して、多數人の自由意思を尊重せんとする建前になつてゐる。

民主々義國家の生誕は歐米に於いては、イギリス及びフランスに於ける革命により、またアメリカは合衆國の獨立によつて行はれた。その後この原則は程度の差こそあれ各國の採用するところとなり、その思想は約百年のあひだに全世界を風靡するに至り、歐洲大戰前に至つて其の絶頂に達した。

(2)獨裁國家 現在の獨裁國家といふのは、封建制度の末期の近代國家統一時代における君主による獨裁 專制とは異なるものであることを知つて置く必要がある。當時の君主專制は憲法が存在しなかつたから、國王が如何なる原理に則して統治を行ふかは一般國民には全くうかゞふことを許されなかつた。即ち國王はその時々々の國王個人の恣意によつて、勝手なる法令を發し、思ふまゝの政治を行ひ、國政に對する國民の意思は全く反映せしめられなかつた。右のごとき状態に對する反對物として

7) 我國においても大正五六年頃より、この「デモクラシー」の運動は活潑となり、吉野作造氏などがその急先鋒であつた。民主々義は國家組織の基礎を國民に置いてゐるから、國政における國民總意の表示を議會における多數決によつて行ふのである。従つてまた、國民の意思表示の方法として選挙といふ方法がとられるのが普通である。

8) ソヴェト・ロシアの獨裁政治は、一般國民の政治的發言權を極端に抑壓して、プロレタリアたる労働者・農民のうち、共産黨員の一部による獨裁である。

前掲の民主々義國家が発生したのであるが、近年に至つて民主々義的代議政體を否定する國家の擡頭を見つゝある。

現在の獨裁國家組織の、民主々義國家成立前に於ける國王專制國家と異なる主要點は、次の諸點である。

(一) 前者が一黨一派の獨裁なるに對して、後者が國王個人の專制であつたこと。

(二) 前者に於て、は獨裁者が同時に經濟上の地位においても支配的なものであるのに對して、後者に於ては、經濟的實力はなきも國王なる身分上の地位によつて強權的に支配したること。

(三) 前者の獨裁が組織的であつて且つ何等かの合議制を必要とするのに對し、後者は君主の恣意によつて決定されたこと。

今日の獨裁國家には名稱は同じく獨裁國であつても、イタリヤ、ドイツのごとく資本主義制度に立つた國家と、ソヴェト聯邦のやうに社會主義制度を基礎とする獨裁國家との二種があるから、兩者を混同しないや

うに注意しなければならぬ。

實際問題

一 イギリスの國家組織

イ 國家組織の中樞 イギリスの國家組織に於ける統治の關係は、國王・議會及び國民から成り、その政治機構の根本法たる憲法は數種の成文法と國家統治に於ける慣習より成つてゐて多分の伸縮性と包容性を有つてゐる。國家組織の中樞として國王・議會・裁判所・行政官廳があり、議會・裁判所・行政官廳を結合する中心として内閣がある。

ロ イギリス憲法の特徴 イギリスの法學者は英國憲法の特徴を次のごとく述べてゐる。(イ) 議會は絶対の主權者である(ダイシー)。(ロ) 憲法はイギリス本國の法律より發生せる結晶である。或文憲法の場合のごと

9) 大憲章(マグナカルタ)(一二一五年)、人身保護律(一六七九年)、權利章典(一六八九年)、踐許令(一七〇一年)、國家法(一九一一年)等。

10) 閣員の數は一定してゐないが、近年においては次第に増加して二十名以上の場合が多い。

11) アメリカ合衆國の憲法は一七八七年に制定された「合衆國憲法」を土臺に出来てゐるが、それは「政府組織」と「權利章典」の二部分より構成されてゐる。

12) 選舉人が先づ選舉委員を選定し、その選舉委員が議員たるべき者を選擧するのを間接選舉制といひ、アメリカはこの様式によつて大統領を選擧してゐる。即ち、大統領の選舉は各政黨の指名候補者が、各州選出の選舉人(531名)により選ばれ、その過半数(266票)を得ることを要するのである。

く法律の源泉ではない(ダイシー)。(ハ)イギリス憲法上の諸慣習はイギリス本國の法律に根據を有する(ダイシー)。(ニ)イギリス憲法は權力均等主義よりも寧ろ慣習より出てゐる(アンソン)。(ホ)憲法の學理と實際は一致せず(アンソン)。(ヘ)立法部と司法部は内閣によつて連結せられる。

二 アメリカ合衆國の國家組織

イ 國家組織の中樞 アメリカの國家組織は立憲・共和政體を基礎として大統領によつて統治される。大統領は間接選舉⁽¹²⁾によつて四年毎に選舉されるが再選を妨げない。但し、三選は慣習及び憲法第二條によつて許されぬ。

合衆國は獨立以來、州(ステイト)といふ地域的單位に廣汎なる政治上の權限が與へられた。即ち各州にはそれぞれの州だけに適用される民法、刑法の大部分、警察權等が存在する。而して中央政府たる聯邦政府は、合衆國の歳入、歳出の財政・特に徵稅、支出、公債の募集、通貨金融の

管理、對外通商並に各州間の通商の統制、陸・海・空軍の統帥、外交等に對する統治權を有してゐる。

ロ 大統領の權限 大統領は前記の中央政府の權限の全部を自ら行使してその責任を負ひ、また内閣は各省に長官(行政部十省)を有するが、彼等は大統領によつて任免せられる一箇の行政長官たるに過ぎぬ。而かも合衆國の内閣は法律上の會議體でなく、また各省長官は議會に於ける多數黨と直接聯絡はなく且つ議員たる資格も不要である。

ハ 聯邦議院 立法部たる聯邦議院は元老院(上院)及び代議院(下院)の二部から成り、前者は四十八の州より各二名宛合計九十六名が選出され副大統領がその議長となる。その選舉の方法は國民の公選によつて行はれ元老院議員の任期は六年であり、二年毎に總議員數の三分の一、即ち三十二名づつ、改選されるのである。次に後者の代議院の方は議員數四百三十六名にして任期は二年である。而して法律案の提出は議員にのみ專屬するが、大統領は議會の立法に對して拒否權を有し、また司法部は立法

13) 行政部長官として十名の閣員がゐる。即ち、國務長官、財務長官、陸軍長官、海軍長官、檢事總長、郵政長官、内務長官、農務長官、商務長官、勞働長官である。

14) 現大統領ルーズヴェルトは1882年生れで58歳、その任期は1941年(昭和16年)までである。

15) 上下兩院は毎年一月より開會され、最短五ヶ月を會期に充ることになつてゐる。大統領による召集の外に、兩院議員の過半数が開會を要求した場合には、大統領は議會を召集する義務を有する。

に對する審査權を有し、且つ立法の法律上の無效を宣言し得る。その他議會は單獨を以ては憲法の改訂を行ひ得ないなど、合衆國の司法部は立法部に對して、甚だしく優越なる地位と權限を有つてゐることは注目される。

三 フランス共和國の國家組織

イ 國家組織の中樞 フランスの憲法は一八七五年の議會において制定された「國家權力の組織に關する法」「元老院組織に關する法」及び「國家諸權力の關係に關する法」の三單行法より成り、同法の制定によつて現在の共和國フランスの基礎が確立された。フランス共和制の組織においては、立法權は元老院と代議院の兩院からなる議會(15)に屬してゐる。統治者としての大統領は、この兩院が合同して構成する國民議會に於ける選舉によつてその過半数以上を得た者がその當選者となる。法律上の大統領の任期は七年であり、且つ再選もできる。

16) 従つて議會に代議員を送出してゐる政黨の勢力が強く、しかも、その政黨が非常に多くの黨に分れてゐるため、政權の移動が頻繁で内閣の交代も屢々である。

17) 我國にない大臣として、恩給相・土木相・労働相等がある。

ロ 大統領の權限 フランス大統領の地位はアメリカほどには議會に對する大なる支配權を有つてゐない。即ち、議會の立法に對しては拒否權がなく、また議會の召集並びに解散の權限を法律上有つてはゐるが、解散權の實行されたことは六十年近くもない。大統領は議會における立法について提案・公布の權を有ち、軍隊の統帥、文武官の任命、特赦等の權があり、その他外國に對しては國の元首としてフランス國家を代表して條約の締結並に批准を行ふ。併しながら、宣戰、媾和、領土の割讓合併等は元老院及び代議院の同意を要する。従つてフランス大統領は、その議會に對する權限のみでなく、統治權の多くの部分において制限を受け、むしろ虚位を擁するに近く、實質的(16)には議會と大臣に權限がある。大臣は兩院における過半数の信任を必要とし、大臣(17)の數は普通は十四人であるが一定してゐない。

四 ドイツの國家組織

18) 第一次歐洲大戰に於ける、ドイツ側の敗北によつて課せられた、賠償金・領土割讓・戦債負擔等のために國民の窮乏と不満が増大して、一九一八年十一月革命勃發し、同月九日、カイザー・ウイルヘルム二世は遂には帝位を退いた。

イ 組織形態 歐洲大戰を直接の動機として、帝政⁽¹⁸⁾の崩潰した後、一九一九年八月成立せる國民議會の制定した「ワイマール」憲法を基礎として現在においても形式的には聯邦共和制をとつてゐる。即ち國內は十八の支邦とリュベック、ブレーメン、ケルンの三自由市から成る。同憲法制定の當時は、これらの支邦及自由市は多くの自主的な自治權を有してゐたが、現在ではそれは殆んど失つてゐる。

ロ 國民革命前の状態 ヒットラーによる「國民革命」前のドイツの國家組織は、元首として大統領が人民投票によつて選舉され、七年の任期を有してゐた。聯邦議會の議員は普通選舉によつて選出され、上院に該當する聯邦參議院は聯邦各支邦政廳の代表者より構成された。また内閣は大統領によつて任命され、議會に對しては責任を有してゐた⁽¹⁹⁾。而して政府の組織は總理大臣及び國務大臣から成り、總理大臣の任免は大統領が有ち、國務大臣の任免については、總理大臣の申請に基いて大統領が行ひ、内閣自身は憲法による議院内閣制に立つてゐた。

議會は、法律及び國家の歳出入に對する發案議決權を有つばかりでなく、宣戰・媾和の權限は議會に屬して居り、且つ條約も批准は大統領が行ふけれども、その立法の範圍内に屬する限りは議會の權限にあることとなつてゐた。その他人民投票の權能にしろ、一九一八年の革命後のワイマール憲法は極めて民主主義的原理によつてゐたのである。

ハ ナチス政權獲得後の特徴 上述のドイツ國家組織は形式的には今日も維持されてゐるが、實質的には一九三三年に於けるナチスの政權獲得以來重要な變化を來しつゝある。即ち一九三二年八月の總選舉において多數の議席を獲得したる國粹社會黨「ナチス」は、一九三三年一月三十日夜の所謂「國民革命」によつて政權を獲得し、その内閣の首班にヒットラーが座した。彼は、ナチス黨以外の政黨をクーデターを以て彈壓し、一國一黨の基礎の上に獨裁權を有つに至り、彼の國家的地位及び稱呼も従來の首相から進んで總統となつた。従つて現在ドイツにおいては大統領の地位は全く空名のみとなり、實質的にはヒットラー總統が内閣

19) ドイツ大統領の地位について注目すべきは、議會の多數が大統領を任期中といへども不適當と認めたる場合には彼を解職し得る權限を有つてゐたことである。更にまた、大臣の在職には議會の信任を必要とした。かくの如き議會の政府に對する優越せる力に對しては、その一方に大統領が議會の解散權を有つことによつて兩者の權限に均衡を持たしめてゐた。

20) 一九二五年十二月、二七年四月、二八年五月、二八年十二月、三〇年三月及び三四年二月の六回。

の首相たると同時に大統領の権限も代行してゐる。

五 イタリヤの國家組織

イ ファツシヨ獨裁以前 ファツシヨ獨裁以前は他の立憲諸國と同様議會多數黨又は聯合派によつて首相が任命され、その任命權は國王にあつた。イタリヤは立憲世襲王國として國王にザボイ家を戴いて居り、國家の全權は國王に在る建前の下に立法・行政・司法の三權分立制が採用されてゐた。

ロ 首相ムツソリーニの權限 しかるに一九二二年にファシスト革命が行はれて以來、ムツソリーニは數次に亘つて憲法の修正⁽²⁰⁾を行ひ、以て彼の權限の擴大を行つた。首相たるムツソリーニの權限は、左のとほり強固になつた。

(1) 總理大臣の地位につきて政治上確固たる基礎に立ち

(2) 總理大臣の責任は單に國王に對してのみ之を負ひ

(3) 議會に於て反對投票が多い場合にも總理大臣の地位は不動の保證を得

(4) 總理大臣は他の國務大臣と異つて強大なる權力を有つ

ハ ファシスト大評議會の權限 一九二八年十二月、ファシスト黨の大評議會⁽²¹⁾が憲法によつて認められ、黨の機關は同時にイタリヤ國家の公的機關となつた。而して評議會の議員數は一九二九年九月に二十名に制限されたが、その權限のうち特に憲法關係の國家機構に關するものに次の諸項がある。

(1) 王位繼承、國王の特權及び大權 (2) 大評議會・上院及び下院の構成並に權限 (3) 政府首長・總理大臣の特權及び權限 (4) 法令發布に關する政府の權限 (5) イタリヤ本國並に植民地に變更を齎したり、又は領土の取得・放棄に關する國際條約 (6) 首相及び國務大臣の缺員の場合、これが選任のために國王に捧呈すべき人名表の作製及びその準備に關する權限

かくのごとく大評議會の權限は強大であつて、實質的には全國家機構

21) ファシスト大評議會とは、ファシスト黨の巨頭幹部を終身會員とするファシスト黨の最高機關である。

22) 組合團體には(1) 農業 (2) 工業 (3) 商業 (4) 海輸、空輸業 (5) 陸運及び内地水運 (6) 銀行及び保険業 (7) 自由職業家(醫師、辯護士等)、藝術家(文學者、美術家等)の十三の全國團體聯合會に割當てられて選出される。

を支配してゐる。

ニ 議院と組合院 議院としては上・下兩院があるが、下院は評議會による公認組合團體⁽²²⁾より選出され、議員數は約四〇〇名である。これに對して上院は皇族・勅選・終身議員・國家に對する功勞者にして首相の推薦せる者等より成り、一九三七年十月末現在數は三七六名である。最近に於ける議會の情勢は、一九三八年十月の大評議會の答申に基き本年(一九三九年)を以て下院は廢止されたが、その代りにファシスト組合院が創立されることとなり、イタリヤに於けるムツソリーニの獨裁は愈々完壁なものとなるに至つた。

六 ソヴェト聯邦の國家組織

イ ソ聯國家組織の實體 ソヴェト聯邦は名稱こそ社會主義共和國であるが、その實體に於ては所謂プロレタリアートの政黨獨裁であり、殊に現狀に於てはスターリン一派の獨裁的支配下にあるから、英・米・佛

等の民主主義國家とは全く性質を異にしてゐる。

ロ 聯邦最高會議 ロシアの國家機構に於ける最高の國家權力機關はソヴェト聯邦最高會議である。この會議によりソヴェト聯邦に歸屬する一切の權限が行使され、且つ聯邦の立法權は聯邦最高會議によつて實現される。最高會議は聯邦會議及び民族會議の兩院より成り、兩院共に年二回召集されるが議員の任期は四年間である。右のうち、聯邦會議議員は人口三十萬について一名の割合を以てソヴェト國民によつて選舉される。現在の聯邦會議議員は五六九名である。次に、民族會議議員はソヴェト聯邦の各共和國、自治共和國、自治州、民族管區から一定の割合を以て選舉される。現在の民族會議議員數は五七四名である。聯邦最高會議は右の聯邦・民族兩院の合同會議に於て最高會議幹部を選出する。幹部會は議長一名、副議長十一名、書記長一名、計三十一名より成つてゐる。

ハ 聯邦人民委員會 最高會議に對し、聯邦行政機關として聯邦人民委員會がある。人民委員會は最高會議に於て決定せる法令に基いて各種

23) (1) 全聯邦各人民委員部、聯邦共和國各人民委員部の事業並にその統制下にある各種經濟及び文化諸機關の事業を統制指導す。(2) 國家經濟計畫・國家豫算を實現し、信用通貨制度を強化する方策を講ず。(3) 公安を維持し、國家の權益を擁護し、市民の權利を保護する方策を講ず。(4) 諸外國との關係につき一般的指導を爲す。(5) 毎年兵役に召集さるべき市民數を決定、全國軍の構成の一般の方針を指示す。

(4) 參議府の主なる諮問事項は (1) 外國條約及び重要涉外案件 (2) 重要な官吏の任免 (3) 豫算外支出 (4) 其他の重要な國務。

の命令を發布し、且つその實施に當る。而して人民委員會は聯邦最高會議に對して法律上の責任を負ひ、その行動につき報告をなす義務を有する。人民委員會の權限のうち主なるものは上欄(23)の通りである。

七 滿洲國の國家組織

イ 國家組織の中樞 大同三年三月一日(一九三四年)溥儀執政は帝位に上つて年號を康德と改め、滿洲帝國が成立した。滿洲國の國家機構の根本は略々次のごとくである。

(1) 參議府 滿洲國建國に際しての功勞者である元老・學識者等より成るものにして、皇帝の最高諮問機關であり、恰も我國に於ける樞密院の機能の或る部分を行ふ(24)。

從來は極めて廣汎なる權限を有つてゐたが、康德四年五月(一九三七年)の滿洲國行政機構改革によつてその權限を縮小せられ、國務院の施政に關與せざる單なる諮問機關となつた。

(2) 宮内府 我國の宮内省に相當するもので、滿洲國皇帝に直屬し、政務以外の皇帝側近の事務を掌つてゐる。

(3) 尙書府 日本の内大臣府の地位に相當して居り、皇帝の御璽及び國璽を尙藏する。その主なる事務は詔書・勅書及び其の他の文書の用璽に關するものである。

□ 行政機構の現状 滿洲國の行政機構は國務院を中樞として構成されてゐるが、建國以來數次の機構改革を経て康德四年七月一日より新組織の實施となつた。その結果、國務院は内務・外務・興安の三局と治安民政・産業・經濟 交通・司法の六部より成り、そのうち治安・民政・司法の三部を行政三部と稱し、産業・經濟・交通の三部を經濟三部と云はれる。更に、内務・外務・興安の三局は行政上の重要性によつて總理直屬となつてゐる(25)。

八 支那の國家組織

25) なほ立法機關たる立法院は、その組織に關する法律が未制定であるため事實上存在せず、立法院秘書廳が設けられてゐるに過ぎない。然し將來は之が實現を見ることになつてゐる。

26) 現在の國民政府の權限と機構を要約すれば (1) 中華民國の治權を總攬すると共に陸海空軍を統率し、宣戰・媾和及び條約締結の權限を有す (2) 國府は行政・立法・司法・考試・監察の五院を以て構成され、各院は行政・立法・司法・考試・監察の五種の法權を獨立的に行使し得る (3) 國府は主席一名、委員二四名乃至三六名を置き、又各院にあつては院長・副院長各々一名宛を置くが、之が選任は何れも國民黨中央執行委員會で行ふ (4) 國民政府主席は中華民國の元首で、對內的にも對外的にも

イ 日支事變前の組織 一九三七年七月の日支事變勃發前に於ける支那國民政府の組織は立法・司法・行政・考試・監察の五院より成り、更に行政院は内政・外交・軍政・財政・海軍・實業・教育・交通・鐵道の九部に分れてゐた。

□ 日支事變中の組織 しかるに日支事變の勃發により、而かも支那國軍の敗退の結果は國民政府の組織を戰爭目的の爲めに改編する必要に迫られ、一九三八年一月には國府の行政機構を左のごとく改革した。先づ海軍部を廢止して軍政部に編入し、更らに鐵道部も廢止し、實業部は經濟部と改稱された。そして從來の九部は七部に減少したが、それだけ行政機關の聯絡は簡潔となり、戰時目的と合致することゝなつた。而して國民政府の首都は日支事變勃發前までは南京に在つたが、事變勃發によつて政府は奧地遷都を決定し、一九三七年十一月司法・立法・行政・考試・監察の五院は重慶に移轉、外交・財政・内政の三部は漢口へ交通部のみ長沙へ分散した。しかるに日本軍の急速なる進出によつて漢

も國民政府を代表し、實際上の行政責任を負はぬ。任期二年、更に一回連任するを得るがその他の官職は一切兼任し得ない。(5) 軍事動員命令をも含む凡ゆる國民政府の命令處分は主席の署名によつて實行し得るが、關係各院長並に部長の副署を要する。(6) 國府主席及び委員を以て國民政府委員會を組織し、各院間の解決不能事項をこの委員會によつて解決する

口の危機が切迫した、めに一九三八年六月に至り遂に經濟・教育・内政の三部は重慶に、交通・外交の兩部は雲南省昆明の奧地へ移轉するに至つた。⁽²⁶⁾

ハ 支那のソヴェト政府 事變前の支那に於いて二つの「政府」が存在した。第一は「國民政府」である。これは首府が南京にあつたから南京政府とも云はれた。云ふまでもなく蔣介石一派の政治機關である。

第二の政府はロシア共產黨の直系としての中國共產黨によつて江西省瑞金に樹立されたソヴェト政權である。支那に於ける赤化運動は特有の事情によつて急速に發展し、一九三一年にはソヴェト區は福建・江西・湖南・湖北・河南・廣西・四川の各省を合して三〇〇餘縣に上つた。かくて同年十一月七日、「中華ソヴェト共和國臨時政府」が樹立されたが、更に一九三四年一月には中華ソヴェト憲法⁽²⁷⁾が全國ソヴェト代表大會を修正通過した。しかるに、今次日支事變の勃發によつて、支那共產軍は奧地へ遁入を餘儀なくされ、かつてのソヴェト地區を退却して雲南・四川

27) 同憲法は第一條に於て勞農獨裁を規定して居り、大體に於てソヴェトロシアの憲法を模倣せるものである。

の邊地へ移動し、現在は蔣介石をして國共合作（國民黨と共產黨との協同）の内部にあつて餘喘を保つてゐる實狀である。

第二講 政治問題

基礎知識

一 政治の意義

イ 政治の意義の歴史的變遷 政治とは廣義に解すれば人民に對する統治と被統治の關係であつて、歴史的には次の諸段階の發展をなした。即ち、その發達のはじめにおいては、所謂「祭政一致」が、古代の共同體内で行はれた。しかるにその後封建時代になつて、封建大名がその領内で領民を支配してゐたのであるが、更に近代國家統一が行はれて以來、政治の規模と範圍は擴大され、その内容も複雑多岐に亘るに至つた。

1) 當時にあつては、封建的君主は彼が人民に何をなすつゝあるか、如何なる政治を施さんとするかを全く知らしめずして、たゞその政策だけを人民に押しつけてゐたのである。

2) 要するに近代の政治の特徴は、それが國民全部を納得せしむる法治主義に立脚してゐることである。國民は法律によるに非ざれば、如何なる場合といへどもその權利を侵害されない保證を與へられてゐる。

□ 現代政治の特徴 今日の政治の特徴は左の如く要約し得る。

(1) 第一は、できるだけ多數の國民をして國家の行ふ政治に參與せしめんとするところにある。舊封建制度下の政治において「倚らしむべし、知らしむべからず」といふ建前で人民を支配してきたとは大いに異なる。然るに、現在政治組織においては政府が何を爲しつゝあるかを國民はすべて知らされるだけでなく、今後如何なることを爲さんとするかについて國民も豫め知らされ、國民の賛同を得て政府ははじめて一定の政治を行ひ得るのである。

(2) 第二に現在の政治はその構機が甚だ複雑になり、政治機關の規模が以前と比較にならぬほど老大となつた。そして各機關は相互に秩序井然たる體系を有つやうになつた。各機關の相互關係は根本的には憲法を基礎として、その上に國民と政府・政府諸機關の相互の權限等が法律を以て判然と規定されて居り、文官と武官との關係から、官吏の服務規律、公吏の義務及び權限等に至るまで詳細に規定されてゐる。⁽²⁾

3) 今日の議會は殆んど代議制度、すなはち國民の代表を選挙によつて選出し、これを議會に送つて國民の意思を表現せしめる方法に據つてゐる。

4) 帝國憲法第二十四條において「日本國民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハル、コトナシ」と規定し、また第五十七條には「司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判官之ヲ行フ」と定めてゐる。

二 政治の機關

イ 立法機關 主要國家における政治機關は普通、立法・行政・司法の三機關より成つてゐる。そのうち、立法機關は議會を以てその中心とするのである。そもそも、議會といふのはその國において行はんとする政治を論議し、以てその方策を決定するところであつて、今日では議會と云へば國會を意味してゐる。議會に於ける政治の論議は、政府並に議員の提出せる議案の審議と豫算の決定を主要なる任務とする。従つて、それは單なる諮問機關でなくして決議機關である。⁽³⁾

ロ 行政機關 國家がその統治目的を實現するための行爲又は事務を以て一般に行政と呼ばれてゐる。行政の概念は稍々廣くて、國家作用のうち、前述の立法と後に述べる司法とを除いたものが行政と云はれる。今日行政機關はますます複雑となりつゝあるが、行政官廳、諮問機關、監督機關（例へば會計検査院）、營造物又は企業機關（帝國大學、中央氣

5) 自由主義、即ち英語のリベラリズムの起りは古いけれど、それが實際に政治上の主張となつたのは、それほど昔からではない。イギリスでは十九世紀の中葉今より約百年前からこの主張が勢力を占めはじめ、またフランスでは十八世紀の末、かのフランス革命（西曆一七八九年）前から、これを提唱する學者や政治家が多くなつた。またヨーロッパから大西洋を渡つてアメリカにおいてはかの獨立戦争（西曆一七八三年）以後自由主義政治が謳歌された。其他ドイツ、イタリー、ロシア等のヨーロッパ諸國

象臺・專賣局・鐵道局・遞信官署等）、補助機關、執行機關（警察官吏・憲兵・收稅官吏等）が主要なるものである。

ハ 司法機關 民事及び刑事の裁判を爲す國家作用の組織と手續を行ふ機關である。法規を根據としてのみ裁判を行ひ得るのが近代司法制度の特徴である。⁽⁴⁾

司法機關の組織については、裁判所構成法が之を規定して居り、我國に於ける裁判機關は、區裁判所・地方裁判所・控訴院及び大審院の四つより成つてゐる。而して、裁判所の作用手續は「民事訴訟法」及び「刑事訴訟法」等を主なるものとする。

三 自由主義政治理論

イ 自由主義政治の意義 自由主義政治思想の根本はどこにあるかといふに、各人は自由にして平等なる權利を政治的にも社會的にも享有しなければならぬとする點にある。自由主義の思想は、「人間は生れなが

では英・佛・米よりも時期が後れ、十九世紀の末期になつて国内の一部に自由主義を主張するものもあつたが、その勢力は餘り大でなかつた。即ち、獨・伊・露等の諸國は英・米・佛のごとく自由主義の充分なる開花結實を見ずして現世紀に入つたのである。我國においても明治二十年頃から自由主義の政治思想は當時の急進的な政治家の一部によつて盛んに宣傳されたが、それは我が國情の許す限度においてのみ採用された程度で、僅かに大正初めから歐洲大戰前後にかけて若干の發展を遂げたに過ぎぬ。

らにして各人は平等に自然の恩澤を受けるやうに生れてゐる。だからすべての人間はこの社會から平等なる分け前を要求する権利を持つてゐる。そしてかゝる要求に對し何人も他から妨害されてはならぬ政治上の権利を各人は平等に有つのであるから、或る個人乃至は少數の者が不當に他の多數の人々を自己の意思に従はしめて支配するのは、平等權の侵害であり、社會全體の發達を阻止する。即ち自由にして平等なる各人の行爲は他から制肘を受くべきではなく、反對に各人をして自由に行動せしめるところに社會は發展するのである』とする。

□ 自由主義政治思想の沿革 この思想は舊來の君主專制に對抗して議會制度を生み、國民は平等なる參政權の表現として選舉を要求したのであつた。自由主義的政治思想は多くの具體的要求を有つてゐるが、そのうち主なるものを擧ぐれば次の如くである。

- (1) 生命の自由
- (2) 信仰・思想の自由

6) 當時のフランス國民は政治上、經濟上の行爲の自由を全く無視され、國王が如何なる政治を行はうとも國民は黙して服従するよりほかなかつた。こゝにおいてモンテスキュー、ヴォルテール、ルッソ等の自由主義思想の先覺者が率先して現状打破を熱心に提唱し、他方フランス國民の輿論の支持を得て遂にルイ王朝の壓政を廢したのである。

- (3) 言論・集會・出版の自由
- (4) 團結・結社の自由
- (5) 經濟上の自由(契約・營業・取引等)
- (6) 社會上の自由(教育の機會均等・職業選擇等)
- (7) 政治上の自由
- (8) 民族上の自由
- (9) 國際上の自由

自由主義政治思想はその發生の當初においては、封建的君主の一般人に對する壓迫乃至は各人の行動に對する制限より出發したのであつてその最も著しい例はフランスに見られる。

四 社會主義政治理論

イ 社會主義の意義 社會主義政治とは何であるか。その政治理論を明らかにするためには先づ社會主義(ソシヤリズム)の意義を知つておかなければならぬ。「社會主義」といふ名稱はすでに十九世紀の始めから用

7) 『社會主義とは、人間が人間を經濟的に搾取する社會制度を廢絶し、社會の各人をして凡て勞働に従事せしめ、且つその勞働によつて生れた收穫を公平に享樂し、自ら勞せずして他人の勞働に寄生することを廢止せんとする主義である。』と云ふのである。

8) すなはち、生産手段のみの共有を主張し、生産物の分配については個人主義を認めるのである。

ひられはじめたものであるが、その内容・意義は種々に解釋されてきた。いま便宜上、之を廣・狭二義に分けて述べよう。

(1) 廣義の社會主義 廣い意味では社會主義を包括的に定義づけて『社會主義とは、社會から經濟的搾取を無くしようとする主義である。』といつてゐる。⁽⁷⁾ 故に、具體的には、社會主義には、無政府主義は云ふまでもなく、サンヂカリズム^(後段参照)・國家社會主義・キリスト教社會主義等種々雑多のものを包含する。

(2) 狹義の社會主義 ところで社會主義を狹義に解すれば『社會主義とは私有財産制度に基づく現在の資本主義を廢絶し、一切の生産手段(土地、工場、資本等)及び金融機關の共有(公有又は國有)の基礎の上に構成せられたる中心機關の組織的・統一的指導の下に、社會の經濟的機構が作り上げられる社會制度を實現せんとする主義である。』と云ひ得る。⁽⁸⁾ この點、生産から分配までの全經濟行爲を共產的に實行せんとする『共產主義』との根本的差異である。ゆゑに、狹義の社會主義には無政府主

9) イギリス人ウヰリヤム・ゴドウィン、ロバート・オウエン、フランス人サン・シモン、フーリエ等は代表的な空想的社會主義者である。

義、國家社會主義等はこれに包含せられない。

かくて、社會主義政治とはかゝる制度に基づく政治であつて、それを實現せんとする主張、實際的努力並にかゝる主張及び努力の基礎をなす理論が社會主義政治理論である。

□ 社會主義政治理論の沿革

(1) 空想的社會主義と科學的社會主義 有名な社會主義者であるマルクス(一八一八—一八八三)及び其の友エンゲルス(一八二〇—一八九五)は彼等自身の社會主義を科學的社會主義と稱し、彼等以前の社會主義を空想的社會主義とした。マルクスが彼等以前の社會主義を空想的であると云つた理由は、マルクス以前の社會主義者達⁽⁹⁾が、社會の改革は人類全體殊に知識階級または富裕階級の人々の人道的覺醒—無産者に對して無理なことをせぬといふ道徳的自覺—に依つて行ひ得るものであると考へた。すなはち、人間の正義觀とか人道愛とかの道徳的正義觀から出發して「かくあるべきである」理想的社會を空想的に描いてゐた感情的社會主義で

10) その主要なるものの名を摘記すれば次のごとくである。

ウィリアム・ゴドウィン (イギリス人 1756年—1836年) 愛他的無政府主義者
ブルードン (フランス人 1809 — 1865年) フランスに於ける無政府主義の創始者
スイルネル (ドイツ人 1806 — 1856年) 個人主義的無政府主義の代表者
バクーニン (ロシア人 1814 — 1876年) 集散主義的無政府主義者で暴力革命の主張者
トルストイ (ロシア人 1828 — 1910年) 人道主義的無政府主義者且つ文學者
ピーター・クロボトキン (ロシア人 1842 — 1919年) 無政府共産主義の代表者

あるとする點にあつた。

かくのごとき空想的社會主義に對し、マルクス、エンゲルス派の見解によれば、「社會の變革は歴史の必然性—それに到達することを人間が如何に避けようとしても避け得ない、それに抗しようにも抗し得ぬ歴史の發展の必然の力—によつて實行せられる。而して社會は發展して現在資本主義の段階にまで來てゐるが、今やこの資本主義を廢絶せんとして新しい社會主義、即ち科學的社會主義を生んだ。かゝる社會主義の實行者として無産者労働階級(プロレタリアート)が出現し、彼等による社會革命が行はれる」のだといふ。

(2) 無政府主義政治理論 無政府主義の見解は個人的色彩が強く、從つて論者の異なるに應じてその主張にも差異がある⁽¹⁰⁾。

然し、これらの無政府主義者の主張に於て一般に共通なものとして認められる點は、この主義が社會及び國家の一切の權力を否定することである。すなはち、人類の政治的平等を主張する。要するに無政府主義と

は「各人の個性を絶對的に尊重し、完全に各人の自由を認むるためには彼等を束縛する凡ゆる權力(國家・政府・法律等)を否定し、且つ資本主義を廢止して各人の自由意志に基く自由聯合社會を實現せんとする主義」である。

而して在來の多くの無政府主義理論を大成して綜合したのはクロボトキンであつて、今日無政府主義と云へば一般に彼の主張である無政府共産主義を指してゐる。

(3) クロボトキンの主張 クロボトキンは、ダーウキン(イギリス人一八〇九年—一八八二年)が生物進化の原因は、生物のあひだの生存競争にあるとなし、又かのマルクスが人類の歴史は支配階級と被支配階級との階級闘争であるとするに對し、人類の歴史は彼等の相互扶助によるところの理想實現のために行動したもの、記録であるとなす。すなはち、人類が生物界において最もよく繁榮したのは彼等が他の生物と異つて相互扶助を行つてゐるからである。然るに今日の私有財産に基礎を置く資本主義

11) イギリスに於ける無政府主義の創始者であるゴドウィンの説によれば、「政府は一つの害悪であり、人類の個人的判断及び個人的良心の上における一つの侵害である。」といふ。

12) クロボトキン⁽¹²⁾は斯る理想社會實現の方法としてバクーニヤやブルードンと同様に、暴力手段の採用も必要であるといふのであるから、この點において單なる倫理主義的社會改良主義者(トルストイ等)とも異なる。

制度が発生したのは、自ら勞することなくして他人の勞働に寄生する不正義の人がゐるため、國家及び法律はその手段に過ぎない。故に一切の權力や法律のごときものを撤廢すべきで、斯る權力無き社會においてはじめて人間はその本性たる相互扶助の精神を發揮し、人類全體の幸福が實現される。かくて權力なき社會、無政府主義社會が實現されるならば、各人は人格の完全なる自由を得て人間の相互扶助の精神が發揮せられ、こゝに理想社會が出現するといふ。

要するに無政府主義は政治的には、一切の權力を否定し、經濟的には私有財産制度を否認して、これに代へるに權力無き無政府社會、私有財産を認めない共產制社會を主張するのである。嘗つて我國においても大正九・十年頃、無政府主義思想が後述のサンヂカリズムとともに輸入されて、若干分子の共鳴者を得たことがあつた。

(4) サンヂカリズムの意義 サンヂカリズムとは、簡単に云へば上述の無政府主義と後述のマルクス主義との混合物である。すなはち、其の

13) その創始者カール・マルクス(1818—1883年)の名を冠して、彼の建設せる社會主義をマルクス主義と稱するが、彼の友人たるフリードリヒ・エンゲルス(1820—1895年)もその理論の協力者である。

特徴は國家を否定し、従つて議會を認めず、社會組織の根幹と中樞を勞働組合に置き、組合が生産の管理を行ふ。而して、かゝる目的を實行する方法としては經濟的直手段、すなはち罷業、怠業等があり、殊に産業全體が一齊に罷業する總罷業(略してゼネ・スト)を最後に於て行はんとする。

(5) 無政府主義・サンヂカリズムの現勢 我國に於ては前述のやうに、大正九・十年頃一時サンヂカリズム思想の流行を見たが、それが徒らに破壊的であるだけで建設的方面に缺けてゐたためと、新らしく勃興してきたマルクス主義のために、その勢は衰へて行つた。現在此の派として命脈を保つてゐるのは「日本勞働組合自由聯合協議會」(略稱「自協」)があるがその勢力は極く微弱である。更に世界的に見ても、今日に於ては無政府主義 サンヂカリズムの勢力は次第に凋落しつゝあつて、餘り重要性を有してゐない。

(6) 科學的社會主義政治理論 マルクス主義⁽¹³⁾は、前述の空想的社會主

14) マルクス以後の社會的發展につれて、一方ではマルクス主義は最早現代社會を説明し得ないとし、それに修正を加へんとする修正派社會主義を發生せしめたが、正統派マルクス主義者はマルクス主義で十分説明し得るとなし、情勢の發展に應じてマルクス主義を更に發展せしめた。レーニン⁽¹⁴⁾の思想及び行動の理論は、マルクス主義そのものであり、社會的情勢の發展に應じて、それに基きそれを更に發展せしめたものである。ロシア革命はレーニン主義の具體的顯現なりとしてゐる。

義(無政府主義・サンヂカリズム等すべてこれに包含される)に對立して科學的社會主義と云はれてゐる。

科學的社會主義は、マルクス、エンゲルスによつて集大成されたが、彼等の死後はその實踐的な後繼者を社會主義國ソヴェト・ロシアに於て見出してゐることは云ふまでもない。その代表者としてレーニン(一八七〇年—一九二四年)、スターリン(一八七九年—)があつて、同國に於てはマルクス主義を更に發展せしめた議論だといふのでレーニン主義(レーニズム)・スターリン主義(スターリニズム)と稱へられてゐる。要するにこれらの議論はすべて同じ根から生じたもので、全體として一つの體系をなしてゐるのである。マルクス主義は極めて複雑且つ巧緻なものであるが、これを綜合體系づければその要點は、唯物史觀(史的唯物論)の基礎の上に勞働價值説・剩餘價值説・階級闘争説・資本主義必然倒壞説が築かれてゐる。

(a) 唯物史觀 從來教へられて來た歴史は長い發展を(第二篇「經濟」歴史「發展段階説」参照)

15) 例へばナポレオンがフランスの歴史に、ワシントンがアメリカ合衆國の歴史に夫々變化を與へた。これらの偉人達なら、自分の思ふとほり世の中を變へようとすれば變へ得るし、又世の中の進歩を抑へて昔の状態に還らせようとすれば、以前の社會状態に反し得るといふのである。

16) 封建時代の人は封建的經濟事情を—封建領主は年貢を取り、農民はそれを出す義務がある—基礎とした封建的忠義の觀念を受入れざるを得なくなる。

迎つてきたが、その發展をなさしめたものは、或る個人の偉い力のためである⁽¹⁵⁾とされて來た。然しながらマルクスは、全くその反對だといふ。歴史を形成する根本は人間の意思ではなくて、反對に人間の意思の方が—たとへばナポレオン、ワシントンの意思であらうと—人間達の物質的存在の仕方によつて決定される。今少し詳しく云へば、人間は一旦この世の中に生れてくれば、どうしてもその世の中—經濟事情—に順應した生活⁽¹⁶⁾を営まなければならぬ。従つてその精神的方面、その意思も世の中の經濟事情に即したものに變化させられる。

今日の資本主義はまたそれに應じた人間の精神を生み出す。さういふ經濟事情に即してそれぞれの社會政治組織が出来上り、進んで法律・藝術・宗教等の萬般の精神生活が成立つ。現在の資本主義經濟は各人の利潤追求を認め、各人の自由競争は各人の負擔と責任による物質生活の自由を認める。資本主義は私有財産を基礎とするが故に、法律もこれを原理としてきてゐる。財産に對する所有權が中心となり、精神的な損失

17) 社會組織の基礎である經濟事情が歴史發展の土臺をなしてゐるので、これを社會組織の下部構造と見、その他の法律・政治・藝術・宗教はこの下部構造の上に乗つてゐて、その變化につれて變化するが故にこれらを上層建築となすのである。

18) (一) 人間の物質生産のための活動(勞働自體)

(二) 勞働を働きかける對象物(勞働對象物即ち自然、例へば土地等)

(三) 勞働が作業する要點(勞働要點、例へば機械・動力・工場設備等)

に對してまでも慰藉料のごときものが要求される。

然らば、かやうな經濟事情が動き出して上層建築を變化せしめるに至るのは、どういふ條件によつてあるか。この經濟事情のことをマルクスは生産力と呼んでゐるが、生産力は三つの要素から成つてをり、これらの生産力は、その社會が未だ發展の初期にある時には、有つてゐる能力の全部を充分に發揮する。ところが社會が次第に發展し、生産力が増大して來、それが或點まで達すると當該社會制度は生産物を充分に造り出すことに對する障害となる。さうすると、かういふ社會制度は徐々にして或は急激に變化する。原始古代社會から奴隸社會へ、また封建社會から資本主義社會へと歴史が進行して來たのは、すべて物質的生產力が増大した結果であつて、決して歴史が英雄個人の意思によつて左右されたからではない。現在の資本主義制度もまた同じやうな歴史的發展を必然に辿つて、次の社會組織、即ち社會主義制度へ移るといふのである。

(b) 勞働價值説

現在の資本主義社會の富乃至財産は商品の集積であ

19) (紙1足=小麦1石=20圓)のやうになる。

るが、これらの商品の價值はその生産のために投下された勞働の量―五日の勞働、十二時間の勞働等―によつて決定される。また商品の交換されるのは相互の商品のかゝる價值が等しいからだとする。(詳細「經濟」篇参照)

(c) 剩餘價值説 商品の價值を造り出すものは右のやうに勞働であるが、次に問題となるのは、現在のあらゆる事業では、資本家が投下した資本にはそれ以上の若干の利益がつく、これは何故であるか。例へば或る資本家は一千萬圓の資本を投じて一年の後には一千百萬圓〔投下資本(元)十萬圓+剩餘價值〕を得るが、それはどういふ原因によつてか、これをマルクス流に解釋したのが、彼の説に於て重要な「剩餘價值説」(20)で、結局資本家は勞働者から剩餘の勞働價值を搾取してゐるといふのである。(同前「經濟」篇参照)

(d) 階級闘争説 資本主義が發展するにつれて、一方に於て何等の資産を有たない無産者階級(プロレタリアート)の數が増大すると、もに、他方では益々莫大なる資本を所有する資本家階級(ブルジョワチー)

2) その要諦は、或る商品を作るのに、原料買入、機械の消費費、工場費、電力、燃料費等をその工場で製造される多数の商品の一個當りに計算すると五圓になる。労働者一人が同商品一個を一日に造るとして、労働者は二圓五十錢の賃銀を支拂はれる。ところで出来上つた該商品は一個十圓で販賣されるとすれば、資本家は一個當り二圓五十錢宛儲ける。この儲は資本家の不勞所得であつて本来は労働者に支拂はるべきものであるとする。

が生れる。而かも、資本主義制度の下に於ては、大資本と小資本との自由競争によつて小資本家は競争に敗れて破産し没落する。そこで少数の生残つた資本家が益々莫大な資本を擁するやうになるが、無産階級の數と勢力が或る程度まで大きくなつてくると、自分達の力を覺つて資本家階級と闘争を行ふに至る。兩階級の闘争は始めは賃銀値上げ、待遇改善などの經濟闘争から、それが次第に大規模になるとストライキなどの労働争議をやるやうになる。そして遂には彼らは政治運動にまで進出して兩階級の政治闘争を醸成するといふ。

(e) 資本主義崩潰説 マルクスは労働の賃銀支拂に充てられる資本を「可變資本」それ以外の資本(工場・機械・原料等に充てられる資本)を「不變資本」と呼んでゐるが、生産力が高度に發展するにつれて、後者の部分が相對的に増大し前者は減少する。このことは、それだけ投下資本に對する利潤の相對的減少を來す。これ即ち「利潤率低下の法則」で、その結果資本主義は衰滅の傾向を辿り、その崩潰の第一原因になるといふ。⁽²¹⁾

2) 無産階級の數は増大しつゝあるのに、しかも彼らの收得する賃銀部分が減少するとすれば、生産される商品は次第に賣れなくなる。それだけでなく、資本主義には過剰生産による景氣變動(經濟篇「景氣問題」参照)があつて、過剰生産が擴大して來、不景氣が永いてくる。他方、不景氣による失業者の發生も多數となつて彼らの窮乏は著しくなる。かくて階級闘争は激化して資本主義崩潰が促進され、その終焉は必然的に來るといふのである。

(7) ボルシエヴィズム(レーニン主義) 其他、科學的社會主義の發展したものには共産主義、ボルシエヴィズム、I・W・W、修正派社會主義等いろいろあるが、マルクス主義の直系として實際に政治的勢力を有つてゐるのはボルシエヴィズム(レーニン主義)である。

ボルシエヴィズムの本場は勿論、今日のソヴェト・ロシアであつて、ボルシエヴィズムとはロシアに於て舊帝政時代における社會主義の團體「ロシア社會民主労働黨」が一九〇三年に至つて分裂し、メンシエヴィキ(少數派)とボルシエヴィキ(多數派)と共にロシア語——とに分れたのであるが、一九一七年の十一月革命後「ロシア共産黨(ボルシエヴィキ派)」と改稱した。同派の指導者が有名なレーニンであつたため、その指導原理たるボルシエヴィズムはレーニズム(レーニン主義)と呼ばれ、今日共産主義といふも同意である。⁽²²⁾

五 フアシズム政治理論

22) レーニンは現在の資本主義を、獨占資本、金融寡頭政治及び列國資本對立激化の時期とした。而して革命後のロシアに於ては同國內に多くの資本主義的勢力の殘存があり、且つ爾餘の列國が資本主義國であるために、未だ完全なる共產主義を行ひ得る段階に達し居らずとなし、所謂労働者、農民の獨裁を主張した。現在、ロシアに於てはレーニン死後、彼の股肱の臣たるスターリンが、レーニンの衣鉢をついでかゝる政治を實行しつゝある。

イ フアシズムの意義 フアシズムとは統一ある主義乃至は理論として提唱せられたものでなく、イタリア首相ムッソリニ及び彼の率ゐる政黨が採用し實踐し來たもの、名稱である。従つてそれには理論的體系なるものはなく、むしろ外部の人が彼らの實際行つて來た政策に對して、各種の想像を加へて拵へ上げたものである。ムッソリニの主張なり行動なりに非常に似通つてゐるために、ドイツのヒトラーの政黨である「ドイツ國民社會主義労働黨（通稱ナチス）」もまた、ファシズムの黨と呼ばれてゐる。其の他のファシズムを基礎とする政府としては、最近に於てスペインのフランゴ政權が人民戦線軍を打破つて樹立された。

ロ フアシズムと日本主義 我國に於ても日本主義乃至國家主義を目してファシズムの名をもつて呼ぶ者もあるが、日本主義の人々の中にはこれに反對を稱へる者も少くない。即ち日本主義は我國體の萬國無比なることを基調としてゐるので、日本主義はイタリアやドイツのファシズムの模倣⁽²³⁾とは全然別個の我國獨自の皇國の指導原理だといふのである。

23) 「ファッショ」といふ語が我國に於て一時盛んに用ひられた。これは社會主義者の方面から、社會主義者に非ざる者の全部に「ファッショ」の名を付けて排撃する結果、ジャーナリズム（新聞、雜誌類）がそのままその言語を俗用したためである。

ハ ファシズムの觀念 要するに「ファシズム」の觀念は現在生成の途上にあるために、未だ統一的解釋がないが、ファシズムを奉ずる人々の實行しつゝあるところを綜合すれば次の諸點に歸着するといへよう。

- (1) 國粹的愛國主義の立場にあること。
- (2) 社會主義（共產主義を含む）を排撃すること。
- (3) 舊來の既成政黨による議會制度を排撃し、獨裁政治主義を主張すること。

實際問題

一 自由主義政治の現状

イ 自由主義政治の長短 自由主義政治は舊い封建的專制政治に代つて新らしい政治の形態を生み出した。その結果は議會制度の運用によつて國民は一般に參政權を獲得するに至り、各人の政治的活動は格段の自由性を得ることができたが、人々の政治的行動は政黨^(後述「政黨」の項參照)による

24) 自由主義政治は、専制政治に對立する限りに於て各人の政治的地位を高め、その社會生活を向上せしめたことは争へないが、而かも自由主義政治の極端な場合は多数者の少数者に対する横暴となつて次第に露骨に現れてきた。

集團的活動となることが一般的である。何故ならば各人の有する政治上の権力は自由主義の建前から云へばすべて無差別平等であつて、人と人とのあひだに大小の差異はない筈だからである。すなはち、十人の人の主張は百人の人の發言の前には無力とされる。こゝにおいて自由主義政治はその政治的主張が正しいか、正しくないかといふことでなくて、少数人の主張か多数人の主張かといふことによつて政治の動向を決定するに至るのである。従つて一國の政治も正當なりや、不當なりやによつて決定されずして、少数なりや多数なりやがそれを決定する條件となる。そしてその最も悪い場合は、たとへ誤つた政策なり主張であつても多数の賛成を得ればそれが一國の政策として行はれることになる。そこで自由主義的議會政治は『衆愚政治』に變り得る危険を有つ⁽²⁴⁾。

□ 自由主義政治の理想と現實 本來平等なるべき各人の政治上の權利が團體的行動となるや多数者の横暴となるのは、更に次の事情があるためにその傾向が強められる。すなはち、單なる思想としてはいかにも

25) 歐洲大戰後、各國の國民の政治的覺醒が叫ばれ、又、1921年に起つた世界恐慌によつて彼等の經濟的困苦が強まるにつれて、かゝる苦痛を除き得る力は従來の政黨にはすでに無くなつたと考へるものが多くなつた。

立派である自由主義政治も、それが具體的な人間の行動となるときは當然多数者の意見が支配するがゆゑに、各人はその政治上の利益を擁護するために團體をなして競争することになる。かゝる團體が所謂政黨であつて、殊に議會は政黨を基礎として選出された議員數の多少によつて政策を左右されるに至る結果、自由主義の極致たる政黨政治は不知不識のうち國民の眞實の利益から背馳することにもなる。

ハ 自由主義政治の崩潰 自由主義政治には、かくのごとき政黨を自己の私的利益のために利用する有力な財力者を出現せしめ、かゝる政黨の行ふところは表面の標語や宣言は如何に立派であつても實際においては國民全體の福祉を考へない遺憾な點が少くなかつた。世界各國に於て國民の動向はさういふ所謂既成政黨から次第に離れつゝある實狀⁽²⁵⁾である。更に最近に於けるごとく、國際間の政治的對立が激化し、戰爭の危機が近づくにつれて、強力なる政治、強力なる政黨を要望する情勢にあつては、既成政黨が自由主義政治を叫んでもその聲は弱い。今日、ヨ―

26) 自由主義の行詰りは經濟的方面に著しい。特に最近の如きブロック經濟時代には、自由主義を固守することは國家の存亡に關する問題にまでなつて來た。多年自由主義經濟の牙城として自他共に許してゐたイギリスさへも、大戰後遂にその經濟政策の指導原理を放棄するの已むなきに至つてゐる。

ロツバに於ては、すでに全體主義に立つドイツ、イタリヤ、スペインは勿論、自由主義政治の本場であるイギリス、フランス及びアメリカに於てすら自由主義の行詰りが叫ばれてゐる。⁽²⁶⁾

二 社會主義政治の現状

イ ソヴェト・ロシア 現在社會主義政治を實際に行つてゐる國はソヴェト・ロシアのみである。その他では僅かに支那の若干地域にソヴェト地區が存在する。^(政治體「國家」の項「支那」参照)

ソヴェト聯邦の人口は一億六千五百八十四萬一千人（一九三三年一月一日現在）、その總面積は二千百三十九萬方呎（日本の總面積六十七萬平方呎の約三十倍）で、地球全陸地の六分の一に當る廣大なる面積を占めて居り、人口密度は一平方哩當り二〇人弱に過ぎぬ。人種別に見れば、これらの人口のうち五二% 即ち半ば以上を大ロシア人が占め、これに次いでウクライナの小ロシア人が二二% を占めてゐる。その他白ロシア、コザ

27) 共 和 國	首府所在地
ロ シ ア 社會主義聯邦ソヴェト共和國	モ ス ク ワ
ウ ク ラ イ ナ 社會主義ソヴェト共和國	キ エ フ
白 ロ シ ア 社會主義ソヴェト共和國	ミ ン ス ク
アセルバイジャン社會主義ソヴェト共和國	バ ク ー
ジ ヨ ル ジ ャ 社會主義ソヴェト共和國	テ イ フ リ ス

ツク人、ユダヤ人、トルコ人、ジョルジャヤ人等がある。而して、十一の共和國が聯合して「ソヴェト社會主義共和國聯邦」を形成して居り、今日我々はこれを「ソヴェト聯邦」又は「勞農ロシア聯邦」と稱してゐる。

□ ソ聯邦社會主義政治體制の樹立 一九一七年十一月の革命におけるレーニン等のボルシェヴィキ派の勝利によつて、舊ロシア帝政は轉覆し、全領土に於て社會主義政治體制が樹立された。革命直後、領土内の多くの民族は舊帝政の支配より脱し、つゞいて一九二二年十二月上⁽²⁷⁾述の十一の共和國を創始し、其の他の領土は自治的共和國を作つた。ポーランド、エストニア、リシアニア、ラトヴィア、フィンランド等の諸國がそれである。

ハ ソ聯邦の政治機關 ソヴェト聯邦政治機關には次の如きものがある。^(「國家組織」の項参照)

- (1) 聯邦最高會議 A、聯邦會議
- B、民族會議
- (2) 聯邦人民委員會

アルメニヤ社會主義ソヴェト共和國
 トルクメニ社會主義ソヴェト共和國
 ウズベツク社會主義ソヴェト共和國
 タジツク社會主義ソヴェト共和國
 コザツク社會主義ソヴェト共和國
 キルギス社會主義ソヴェト共和國

エリヴァン
 アシハバッド
 タシユケント
 スタリナバッド
 アルマ・アータ
 フルンゼ

- (3) 聯邦共和國最高會議
- (4) 自治共和國最高會議

ニ ソ聯邦の政治勢力 ソヴェト・ロシアの政治勢力の主動力的本隊は、現在に於ては全聯邦共產黨であつて、同國に於ける唯一の合法政黨である。聯邦憲法は「労働者階級及びその他の勤勞層の最も積極的且つ意識的な市民は共產黨に結集する権利を保證され、共產黨は社會主義體制強化發展のための闘争に於ける勤勞者の前衛たり且つ公共及び國家の勤勞團體に於ける指導的核心を形成する」といつてゐる。全聯邦共產黨の前身は前述のごとく、ロシア社會民主黨の一九〇三年におけるボルシエヴィキとメンシエヴィキとの分裂後、前者を母體とせるもので、一九一七年の二月革命以來ボルシエヴィキの活動は愈々活潑となり、同年十一月革命に於ける同派の勝利後、翌年にロシア共產黨と改稱したが一九二六年に至つて、現在の「全聯邦共產黨」と再び改めた。しかるに一九三四年に於ける清黨運動によつて、黨員中の偏向者及び脱落者を一掃して

23) 黨員數は十一月革命の當時は約二十萬人であつたが、黨名をロシア共產黨と改めたる後は百二十一萬人となり、其後次第に増加して一九三二年には三百十三萬人となつた。

黨員數は一舉に百八十萬人に激減した。(28) その結果、從來、黨がともすれば量的擴大に走り、質的充實から逸れつゝあつたのを、黨内異分子の掃蕩によつて黨活動を一段と強化した。だから黨員數の減少は一定の條件の下においては、黨活動の弱體化を意味せずして反對に異分子による障害を克服し得て完全なる活動への再出發とも云ひ得る。

ホ ソ聯共產黨の組織 ソ聯共產黨の組織は民衆的中央集權といふ建前になつてゐる。しかしながら、これは表看板であつて實際は黨上層部にある指導者の下部組織に對する命令は絶對的である。黨組織の最下位の單位は細胞であつて、工場・農村・學校等あらゆる方面に蜘蛛の巣のごとく行き亘つてゐる。現在細胞數は五萬以上と稱せらるが、これらの多數細胞はその上に區又は市委員會に統轄せられ、更にそれらの委員會は州(地方)又は民族共產黨中央委員會を形成し、最後に最高の中央委員會に到達する。この外に黨フラクションなるものがあつて各種機關に這入り、黨外より黨政策の實施・強化を監督する。

29) 政治局は普通は九名の委員と四名の候補者より成つてゐるが、現在政治局委員の主なるものは、スターリン、カガノウツチ、モロトフ、ウオロシロフ、カリーニン等であつて、之等が政治局を牛耳つてゐる。

共産黨の最高機關は全聯邦共産黨大會であつて、普通は二年乃至二年半に一回召集される。大會においてそれぞれ約七十名より成る中央委員會が選舉されるが、更にこの中から平常における實際の黨務遂行に當る三つの小委員會、即ち政治局・組織局・書記局が決定される。共産黨の中央指導部は前述せる中央委員會で、更にその中において政治局（ポルト・ビュロー）は黨の最高首腦部の中樞をなし、黨の最高指導方針を決定する。

へ 勞農獨裁政治の正體 ソヴェト・ロシアの政治は英・米をはじめ列國の政治様式とは全然異つてゐる。それは一言で云へば、勞農獨裁政治の原則に貫かれてゐることである。由來、ロシア心醉者の中には、ソヴェトこそ政治が下層階級、殊に勞働者・農民にまで開放されてゐる民主主義の樂園國のやうに謳歌する者もあるが、事實は全く反對で一般民衆の意思の反映は全然抑へられてゐる。すなはち、大きくは勞働者階級の獨裁であるが、その勞農階級はまたロシア共産黨員によつて獨裁せら

30) 人民抑壓機關の代表的なものが所謂ゲ・ベ・ウである。ゲ・ベ・ウは1917年に組織されたチエカ（反革命防止委員會）の後身で、1922年に改組されてゲ・ベ・ウと改稱された。反革命・反共産運動の取締彈壓に絶對的な暗黒檢察法を採つたが、五ヶ年計畫の成果が上つた1934年内務人民委員部に合併され、國家保安部と稱し警察行政に従事することになつたが、未だに廣くゲ・ベ・ウの名で呼ばれてゐる。過般の流血の肅清工作はゲ・ベ・ウを中心に行はれたのであるが、1938年に

れ、そのまた共産黨は更に最高指導部、殊にスターリン一派を中心する「政治局」の十指に足りぬ少數委員によつて思ふまゝに支配されてゐる。従つて、ソヴェト・ロシアの政治はスターリンの獨裁下に抑へつけられてゐると云ふも過言ではない。即ち一般勞働者や農民はスターリンの發する指令を至上命令として押しつけられるだけで、彼の政治向に對する批判や反對は完全に不可能の實狀にある。⁽³⁰⁾

三 フアシズム政治の現状

ファシズムは今や全世界に亘つて擡頭し、國によつては「全體主義」のスローガンの下に、又他の國では國粹主義の主張となつて、恰も奔流の如き激しい勢で發展しつゝある。ファシズムの祖國であるイタリヤは云ふまでもなく、ドイツ、スペインなど、而かも今日では或る意味においてイギリス、アメリカ等の民主主義諸國にまでもその信奉者を續出してゐる現状である。

入りゲ-・ペ-・ウ-にも肅清の手が伸ばされた。

31) 一九一七年十一月、ロシア革命の成功を見るや社会黨は即時休戦を主張し、翌年一九一八年十二月にはロシアに倣つて『社會主義共和國・プロレタリア獨裁』を樹立すべき宣言を發表した。

I イタリア

イ ファシズム政治樹立の沿革 世界大戦中及び戦後、イタリアは經濟的窮乏と社會的混亂に遭遇したが、かゝる動搖を利用する社會主義的運動は熾烈を極め、彼等の横暴も著しかつた。そして遂には至る所の工場において労働者を煽動して占領させ、社會革命の準備をと、のへつ、あつた。⁽³¹⁾ 然しながら、社会黨内部及び其他の社會主義團體の間には分裂が起り、彼らが遲疑逡巡してゐるうちにムツソリニの率ゐる國粹黨ファシステイは一九一九年ミラノに結黨し、一九二二年十月ファクタ内閣を倒して政權を獲得し、僅かに四十の議席を有するのみでムツソリニを首班とする内閣を組織した。爾來、彼は議場において政府に反對する者があればどしどし投獄し、反對派の新聞社を焼打する等徹底的獨裁を斷行した。一九二四年には秘密結社取締令を布いて社會主義的不穩分子を極度に彈壓してファツシヨ政權の發展を圖つたが、その後獨裁政體の強化はつゞけられ今日に及んでゐる。

32) ファシスト革命(1922年10月)成就當時の議會にはファシスト黨以外の黨派があつたが、その後、數回の選挙の結果下院は殆どファシスト黨議員で固められ、遂に1928年の選挙法改正によつて下院の構成は黨の欲するままになし得るやうになつた。上院は制度上の變化はないが、實質上徐々にファシスト化されるに至つた。

□ ファツシヨ政體の現状 イタリアのファシズム政體の特徴を要約して云ふならば次のごとく云へよう。すなはち、立憲政治を原理とした所謂三權分立(立法・司法・行政)を實質的に廢棄し、議會の權限を縮少してそれを行政機關に移管併合し、以て行政機關の權限を強大化したことである。

一九二六年一月、「法令發布に關する執行機關の權限に關する布告」によつて、今後法律は議會の協賛を経ることなくして閣議と國事參議院の審議をもつて發布し得ることとなつた。且つ首相の同意なくしては議會の議事日程を提出し得なくなつたので、立法機關たる議會の權限は殆んど内容を無くした。更に司法權に關しても一九二五年十二月發布の「法典修正及び組織法の改正に關する權限を政府に賦與する法令」によつて司法權は、裁判所構成法の改正・民刑事法の改正等に至るまで行政權の下に強く制限されることとなつた。従つて、ムツソリニ首相の權限も同年の「政府長官の權限及び大權に關する法令」に基いて、彼に政治上全般

33) 指導權の主要なるものを列記すれば、次のとおりである。

(イ)首相は一般政務の指揮に於ては君主に對して責任を負ふのみで、議會及び人民に對しては責任を負はない。これは議會の地位の低下である。

(ロ)而かも君主の首相任免については首相自らの副署を必要とする。従つて、首相は何人にも意志の拘束を受けぬわけである。

(ハ)各大臣は首相の奏薦によつて任命され、君主はこれに容喙する權限がない。即ち

的最高指導權⁽³³⁾が與へられることゝなつた。

ハ フアシスト黨大評議會 一九二八年十二月のフアシスト黨大評議會はイタリヤ憲法によつて認められた。すなはち、フアシスト黨の最高機關(政黨の機關)たる大評議會は黨の機關であると同時に國家の公的機關として法律上認められることになり、同評議會の權力は政治的に非常に強化された。(國家機構「イタリヤ」の部参照)

ニ イタリヤの政治勢力 イタリヤにおける政治勢力は、現在フアシスト黨の上にか看られぬ。けだし、前述のごとく一九二五年十一月の秘密結社取締法は凡ての秘密結社を禁止し、又更に翌二六年十一月にはフアシスト黨以外の政黨を禁壓して單一政黨制を確立したからである。其後二九年、三二年等數次に亘るフアシスト黨に關する法令の改正は、ムツソリニの精神に即して行はれ、彼の權力は牢固不拔のものとなり、フアシヨ政治は内に外にイタリヤの勢力伸張の動力となつた。

現在、フアシスト黨の黨首ベニト・ムツソリニは、同時に政府首長と

各大臣は關係でなく首相の幕下となり、内閣は合議制から首相の單獨制となり、ムツソリニは彼一人で數省の長官を兼ねて絶對的地位を獲得した。

して總理大臣の外に陸軍・海軍・航空・イタリヤ領アフリカ大臣を兼ねて絶對的獨裁權力を有つてゐる。黨内部の行政は勅令によつて任命される黨書記長によつて執行されつゝある。

II ドイツ

イ フアシズム政治樹立の沿革 世界大戰におけるドイツの敗北は國內の政治的動搖を高め、各地に擾亂勃發の兆候を示した。殊に一九二〇年三月には有名なカツプ暴動(復辟派軍人・官吏等の國民聯盟派の暴動)のごとく大規模のものも起つた。これより先、一九一九年秋ミュンヘンにおいてアドルフ・ヒトラーは、苛酷なるヴェルサイユ條約の廢棄を叫んで政治集會を開き『目醒よドイツ!』と熱辯を揮つた。彼は對國內政策としては大資本の横暴に攻撃を加へ、且つ在來の議會主義に反對し、對外的には國粹的愛國主義を基調として反ユダヤ・反ヴェルサイユ體制・舊ドイツ領植民地奪還を痛烈に要求した。大戰による疲弊と平和條約の重荷に呻吟しつゝあつたドイツ國民は争つてナチス政策の支持を表明し

34) 第一回の集會には百十一名の出席者があつたが、第二回には百三十名に増した。翌一九二〇年二月ヒトラーはミュンヘンにおいて彼の政黨組織の綱領を發表したが、黨名は『國民社會主義労働黨』(略稱「ナチス」)であつた。當時、彼は三十一歳であつたが、大戦に参加し再度負傷したといふ經歷の示すごとく、熱烈なる闘志をもつて縦横に活躍した。

て、彼の黨旗の下に馳せ参じた。⁽³⁴⁾

一九二三年十一月、ヒトラーはルーデルドルフ一派と聯合してフランスの第二次ルール占領に反對してミュンヘンに暴動を起したが失敗した。翌年四月捕へられ五年の刑罰に處せられた。然しながら、同年五月の總選舉には彼のナチス黨は三十二名の議員を議會に選出して、すでに牢固たる政治勢力を集結することが出来た。彼が出獄して後、一九二九年より襲來せる世界經濟恐慌と賠償金の負擔とによつてドイツの經濟的動搖は政治不安を生み、その情勢はドイツの中産階級及び農民をして窮狀打開の即決策と、かゝる策を實行し得る英雄の出現を待望せしめ、その勢は期せずしてヒトラーの黨への支持となつて現れた。そして一九三〇年九月の總選舉に、ナチス黨は百七十名の代議士を當選せしめ、一舉にして議會の第二黨に進出した。更に一九三二年、ヒトラーは大統領選舉に乗出したが、結果はヒンデンブルグに敗れた。しかし、同年七月末の總選舉には果然大進出をなして、二百二十九名の當選議員を出して議會の第一黨となつた。そして一九三三年一月三十日に至り、中央黨・國權黨・社會民主黨・共產黨等の諸黨を排して政權を獲得した。同年三月の總選舉は自己の政權下に執行せるものであつたため更に勢力を増大し、ヒトラーはナチス單獨政黨主義を強行して、ナチス以外の政黨に對し共產黨は云ふまでもなく社會民主黨及び其他の政黨にも解散を命じた。すなはち、一九三三年十一月の總選舉には六百六十一名の議員中二名を除くほか全部ナチス

35) 同年八月大統領ヒンアンプルグの死去するや、ヒトラーは直ちに「ドイツ國の元首に關する法律」を發布して、既に掌握してゐた首相の權限の上に更に大統領の權限をも併合し、同時に彼の稱號はフューラーと改められた。

黨員を以て占めるに至つた。

□ ナチス政體の現状 一九三三年三月の總選舉に大勝するや、つゞいて同月二十四日議會は所謂「授權法」を可決してヒトラー政府に獨裁的權限を賦與し、遂に一九一九年ワイマールにおいて制定された民主主義的な從來の憲法を實質的に廢棄してしまつた。爾來、前述のやうに諸政黨を解散し、同年七月十四日ナチスを唯一の政黨として他の一切の政黨を禁止する法令を發布した。一九三四年一月三十日に公布された「ドイツ國の改造に關する法律」によつて聯邦的地方行政機關は廢止され、ナチ獨裁の中央集權の強化を行つた。⁽³⁵⁾やがて彼はライヒスフューラー(略稱フューラー)「總統」となつて了つた。フューラーの地位は絶對至高となり他の關係はフューラーに隸屬する代理者乃至は補助者に過ぎなくなつた。ヒトラーはナチズムの線に沿つて既設の省部の外に、啓蒙宣傳省・教育文化省・航空省等を新設した。今やドイツの國家權力は立法・行政司法三權悉くすべて總統たるヒトラーに集中し、彼は政治的勢力の中

36) 『この國(ドイツ・以下同じ)の一切の制度は最高の政治指導のもとに立つてゐるこの國の一切の制度はこのナチス・ドイツを代表し、且つ必要あらば最後の息を引きとるまで防禦することを一致して誓つてゐる。黨はドイツを政治的に指導する。國防軍はドイツを軍事的に防禦する。この國の一切の制度は黨がその任務をもつてゐる。そしてこの國の權威的指導者が余であることを、余が國民の信任によつて到る處、一切の場所で國民を代表するマンガートを與へられてゐることを疑ふ者はドイツ國家の

心たるナチス政黨・軍隊及び官僚の總帥となり、其他學藝・教育等の文化事業の保護者たるの地位に立つてゐる。殊にドイツ國防軍のナチス化については、近年益々明瞭となり、一九三八年二月の國會の演説(36)においてもヒトラーはそのことを強く主張してゐる。

然らば、總統と一般ドイツ國民との關係は如何にして結合せられてゐるかといふに、國民投票とナチス黨大會における歡呼があるのみである。すなはち、民主々義諸國家に共通して存在する選舉・討論・投票・決議のごときやり方は本質的に存在しない。勿論、現在のドイツにおいて議會が存在しないわけではないが、その意味は他の國と全く異つてゐる。例へば、議員のごときも一般國民の選舉によつて選出されるのではなくて、總統ヒトラーが指名して任命するのである。これに對して國民は總統のかゝる任命権を包括的に認めるか否かを國民の記名投票に問ふのである。従つてかゝる選舉は普通の投票(殊に無記名投票)による選舉とは異つて「訴求的性質」のものに過ぎない。議會は政府の政治に對する審

責任ある地位に誰もゐない。ドイツ國防軍がこのナチス國家に盲目的に忠誠であり、盲目的に服従してゐるやうに、ナチス國家とその指導的黨もわが國防軍を誇り且つ嬉しく思つてゐる。』

議・對論を行ふ場所ではなくして、總統の施政方針・決定・處置に無條件的な同意を表明するだけのところである。かくてナチス・ドイツの立法はフアツシヨ・イタリヤにおけると同様に「議會による立法」に非ずして、「政府による立法」であることに特質が見られる。

ハ ドイツに於ける統制の現状 ナチス・ドイツに於ける統制は、政治・經濟・社會の全般に對して次の三原理が基礎となつてゐる。

(1) 職能國家 國家は恰も一個の有機體、例へば、人間の身體の組織と同様に、先づ全體の生成發展があつて後、始めて部分即ち個人が存在がある。即ち、身體の一部分のみ

の成長よりも先づ身體全體の成長が要求されるやうに、先づ國家全體の立場が考慮され、その次に個人が来る。

(2) 指導者原理 一つの有機體の中において、それぞれの機關の營む機能には差異があり、且つ全體の發達の上からみて其の重要性には大小がある。頭は指よりも重要であり、頭が他の諸機關を指導することによつて全體の維持・發展は可能である。従つて、政治組織の内部では上級の者が指導者(フューラー)となり、産業の内部においては企業家が指導者となつて労働者・使用人を指導する。又指導されるものは指導者に對し

37) 三原理の上にドイツの統制は樹立されてゐる。ドイツの經濟機構も同じ原理に立つて全國の産業を次の十三部分に分ち、それぞれの部門において、先づ最下位の團體の指導者よりはじめて段々上層に及び、最後に一つの部門、例へば機械工業において少數の全國的指導者を選ぶ。同様に其の他の部門にも指導者を置く。更に同じことが地域的にも、はじめは狭い地域より次第に廣範圍に及んで全國經濟會議所に至るがこれにも夫々指導者を置く。而して最後の、最高指導者は經濟大臣がこれに當る。

て自己の有する全能力を委任する。この「指導者原理」こそナチスの國家觀である
「全權委任國家」の原理に相應するものである。

(3) 公益は私益に先んず 全體の利益のためには小部分の個人的利益は時には犠牲となつて全體の發展をはからねばならぬ。かつての自由主義時代に於けるごとき、自己の私的利益の追求のためには他を傷けても構はないといふ遣り方を排撃する。⁽³⁷⁾

二 ドイツ政治勢力の現状 ドイツの政治は今やナチスの一色をもつて塗りつぶされ、彼らの熱烈なる愛國心に基く政治は着々としてその地歩を固めつゝある。すなはち、政治勢力はナチス黨に集結してドイツの國策の決定・實行に目覺ましく邁進して居る。その對外的伸張はドイツの勢力を一九三八年三月における獨逸合邦によつて一舉にして進めた。更につゞいてチェコ スロヴァキヤに進出して、同年十月ズデーテン地方を併合したのに止らず、一九三九年三月にはボヘミア、モラヴィヤをも併合し、更にリトアニアからメーメルをも返還せしめた。ナチスの黨獨裁に關し、嘗つてはその將來を懸念した者も少くなかつたが、果敢な

るドイツの躍進の事實は世界大戰前のドイツにも優る活動力の旺盛を思はしめるに至り、勢に乗じてドイツは更にダンチヒの奪還を企圖し、武力によつてポーランドを征服し、遂に今回の大戰を誘致した。

III スペイン

イ ファシズム政權の樹立 スペインもまた最近においてドイツ、イタリヤの陣列に加つて、全體主義國家群の一環をなすに至つた。

スペインにおけるファシズムの擡頭は、一九三〇年前後より激しくなつた政治的動機を契機として、かゝる情勢を反映して内閣の更迭相繼いだときに胚胎する。當時國內は、無政府主義者(アナキスト)派・共産黨及びファシスト等が入り亂れて對立し益々激化してゐた。その後各地に擾亂、クーデター、内亂がくりかへされて一九三五年五月には所謂人民戰線内閣を成立せしめた。これに對して右翼派の蹶起の準備は着々と進められ、一九三六年七月、遂にフランコ將軍は⁽³⁸⁾スペイン領モロッコにおいて戰鬪の火蓋を切つた。その後政府と反政府軍の戰線は膠着したま

38) フランコ將軍はガリシアに生れ、三十歳にしてモロッコ外人部隊司令官となつて次第に頭角を現はし、リベラ獨裁時代にはスペイン軍隊の廓清を一任されて手腕を發揮、共和制時代には陸軍大學校長、その後左翼内閣のため不遇であつたが、1934年の革命の際は右翼聯合内閣の命を承け、政府軍總司令官として革命軍を鎮壓、參謀總長となり、1936年2月人民戰線内閣成立するやカナリー島衛戍總督に左遷、同年7月スペイン内亂に際しては、モロッコ革命軍を指揮して政府軍に對抗し、首都に兵を進めた。

- (1) 總務部及び外交部に從屬する新聞宣傳課を置く。
- (1) 總務部は政府首席及び専門委員會の間に在つて政務の連絡を採る。
- (2) 専門委員會は次の七委員會よりなる。財政・司法・商工補給・農務・労働・文教・土木交通。専門委員會は法律を立案し、又命令する。
- (1) 總督は専門委員會と連絡を保ち州知事及び州會を監督し、地方行政を管掌す。

の統率者となつた。

四 日本の政治

1 日本政治の發展

イ 概観 「政治は水もの」とよく云はれるが、實際政界の消息の變遷はまことに目眩るしいほどの有爲轉變の繪卷である。我國の政治の動きをみるに、徳川封建時代の昔に溯らなくとも、明治以後の政治の推移に於ける、政治勢力更替の甚だしきに驚くのみである。明治以後の政治を要約すれば、封建的政治勢力の廢滅の上に聳へ來つた既成政黨の約五十年に亘り成長せる、その歴史的舞臺からの退場と交代に新興政治勢力の胚胎となり、現在は正にその出生の陣痛期にあると云へよう。

□ 維新より日露戦争まで 明治維新によつて古き徳川の專制的封建政治は打倒され、代つて組織されたのが明治新政府であつた。而かも我國の近代國家成立に當つて特徴的なのは、新政權の樹立に盡力し打倒舊

39) フランコ將軍側の勝利は着々として人民戦線軍の聖壘を奪取し、遂に一九三九年二月二十八日、人民戦線派のアサニャ大統領は辭職した。

40) 新政府構成法

- (1) 國家統治の責任者を唯一人とする統合制度。
- (1) 従來の國防委員會に代り政府首席に直屬する五機關を設く。即ち總務部、軍事部、外交部、専門委員會、總督。

ま一進一退の状態にあつたが、一九三七年十一月に至つてフランコ將軍派の勝利は確實となり、イギリスの如きは内亂不干渉を首唱してゐたにも拘らず、フランコ政權承認に傾いてきた。これより先き、すでに同年一月末フランコ派は彼を首班とする「スペイン國民政府」の組織を發表した。⁽³⁹⁾一九三九年二月二十七日、チェンバレン英首相は「イギリスはフランコ政府を正式に承認する」旨を議會において發表し、またフランス政府も同じ日に同政權の承認を決定した。其の他オーストラリア及びユーゴスラヴィヤも承認し、現在承認國の數はすでに二十四國に上つてゐる。

□ 新政府の構成 スペイン新政府の構成法は、一九三六年十月一日發表の政府構成法⁽⁴⁰⁾を基礎とし、一九三八年一月に至り正式にスペイン國民政府を樹立の後、従來の構成法に可成りの變改を加へて施行した。

最近に至つてフランコ將軍を中心とする一黨治國の制を樹て、フアラソラニヤ黨をスペインの政黨となし、フランコ將軍は名實共に黨・政府・軍

41) 明治初年より十年前後までは、舊徳川封建大名並に古い武士のうちには新政府の政治を欣ばずして反抗するものが各地に不平を並べて蠢動した。その最後が、明治十年の西南の役で止めを刺されたのである。

42) この専制政府に対する反抗は自由民権運動となつて現れ、板垣退助、中江篤介、田中耕造等は言論に將た實際運動に於て盛んに活躍した。

勢力の先鋒となつたものが、封建制度によつて維持せられつゝも不遇であつた下層階級の武士であつたことである。彼等は新政府の内部にあつて高位顯官として要路の大官となり、新しい政治組織の運用に當つた。彼等の中にはヨーロッパの進歩せる制度を直ちに我國に採用せんとする急進的思想のものもあつたが、當時の國情はそこまで到達するには未だ充分に熟してゐなかつた。⁽⁴¹⁾ かゝる情勢は、新政府の政治を急進的に改革することを許さしめず、封建制度に存在した方法を、殊に地方農村においては従來のまま採用する結果となつた。政府の部内においても少數の雄藩(鹿兒島、山口、土佐等)の者の專斷するところとなり、ために「藩閥政府」「專制政府」として攻撃するものも民間には少くなかつた。⁽⁴²⁾ それが自由民権運動となり、明治十三年に國會開設願望有志會が生れたが、同十七年に至つて國會開設の詔勅が發布され、その希望はほゞ達せられた。かくて、明治二十二年の憲法發布と同二十三年の國會開設によつて彼等の願望は實現されたのである。つゞく日清戦争に於ける勝利の

43) 肥大化する既成政黨に對して、明治新政府の「藩閥」の系統を引く所謂官僚・軍閥は、日露戦争に於ける勝利の餘勢を以て廟堂に座し、野黨の攻撃に對して政權を譲らうとはしなかつた。

結果は我國力の伸張となり、戦後は議會においても國民の政治勢力として既成政黨の擡頭が見られてきた。

ハ 日露戦争より歐洲大戦前後まで 日露戦争前より我國の政治勢力としての既成政黨は、次第に量的に膨脹してきた。上述の國民民権運動を母體として誕生した自由黨及び改進黨は、老大するにつれて従來の民主主義的主張を棄て、藩閥政府と妥協して政權に近づくことを望んだ。⁽⁴³⁾

明治三十三年には自由黨は伊藤博文と結んで政友會を組織し、また改進黨は國民黨と改め、桂太郎と結んで同志會を組織し憲政會となり、後の民政黨の前身をなした。

しかるに歐洲大戦を契機として、我國の既成政黨は華々しい發達を遂げて所謂政黨政治の黄金時代を現出するに至つた。それは恰も、大戦によつて急速に發展した日本資本主義の代辯者として、所謂「財閥の番頭」たる既成政黨の地位が高まつたからに外ならぬ。大戦の終熄による平和恢復は、世界的に民主主義政黨の昂揚と軍備縮少の流行となつたことも、

44) 政黨の利權的醜聞、選挙における政争の墮落、政黨勢力の行政權に對する干涉、そして甚だしきは司法權への壓迫すら問題となり、また軍部行政への干犯など、心ある國民をして痛く憤激せしめた。

官僚・軍部に對する政黨の發言權を増大せしめた有力な原因であつた。かくて、政黨總裁を以て首相となし、閣員の殆んど全部を政黨員で構成する所謂政黨内閣制が行はれるに至り、政友・民政の兩黨は政權の盪廻しをやつて我世の春を謳つた⁽⁴⁴⁾。しかも彼等の勢力増長は、官僚・軍部合作の特權内閣に對する二回の「憲政擁護運動」となつて現はれ、我國においては歐・米先進國に於けるがごとき純粹なる民主々義政黨政治の確立を見るかに思はれた。

二 最近の政治情勢 しかしながら既成政黨の惠まれた時期もさして永くは續かなかつた。既成政黨の舊勢力を脅威する二つの勢力が勃興してきたのである。その一つは世界大戰期を劃期として社會的に勢力を増大し來つた無産勤勞階級の所謂無産政黨の擡頭であり、他の一つは現狀打破と革新政策を旗印とせるフアツシヨ勢力の増大であつた。かゝる情勢に迫られてゐるにも拘らず、既成政黨は前述のごとき醜狀と内紛を繰返し荏苒時を過すのみであつた。世界恐慌の影響を受けて甚だしき不況

45) 叛亂將校の蹶起せる目的をその趣意書によつて見れば「内外重大危急の際、元老・重臣・財閥・軍閥・官僚・政黨の國體破壊の元兇を爰除し以て大義を正し國體を擁護せんとする」にあつた。その事件の推移は三月四日發表戒嚴司令部當局談によると次のごとくである。「二月二十六日早朝近衛歩兵第三聯隊・歩兵第一聯隊・歩兵第三聯隊・野戰重砲兵第七聯隊に屬したる將兵約一千四百數十名は、軍秩を紊り不法出動を敢てし叛亂を起して、先づ首相官邸・齋藤内大臣邸・渡邊教育總監邸、牧野前内大臣

に沈んだ我國は、都市及び農村の各方面において、かゝる行詰りを何等かの政治的方法によつて打開すべき時は刻々に迫りつゝあつた。革新勢力の奔流は先づ昭和六年九月の滿洲事變となつて爆發し、昭和七年には五・一五事件となつて犬養政友會總裁等を犠牲とし、續いて政府の大官や民間の知名の士の暗殺される者相次ぎ、暗黒の恐慌時代を現出した。齋藤・岡田内閣はかゝる不安の克服を鎮靜する役割を果すものであつた。革新勢力の一應の表面的退潮によつて、既成政黨には政黨内閣時代の復活を夢見る者が現れてゐたが、政治の底流の實體は、更に一層深刻なものを藏してゐた。すなはち、昭和十一年二月二十六日早朝の白雪を蹶つて起つた軍隊の一部は、不法出動を敢行して元老・重臣等の所謂現狀維持派の人々の生命を奪つた。この未曾有の事件は、二・二六事件の名に於て呼ばれてゐる⁽⁴⁵⁾。

この事件の深刻な打撃によつて、既成政黨は殆んど致命傷を與へられたも同様であつた。すなはち、このとき以來彼等は政權を掌握する望み

宿舎(湯河原伊東屋旅館)・鈴木侍従長官邸・高橋大藏大臣私邸等を襲撃し、鈴木侍従長・高橋大藏大臣に重傷を負はしめ(高橋藏相は同日薨去) 次いで此等叛亂軍は麹町區永田町附近に位置してその内外の交通を遮断するに至つた。事件起るや警備司令官は直に在京部隊を指揮して治安の維持に任じ、同日午後三時第一師管戦時警備を下命せられることとなつた。この間甲府・佐倉・水戸・高崎・宇都宮等より一部の部隊に上京を命ぜられ、これ等部隊は夫々同日夜着京し、警備司令官の指揮下に入ること

を完全に失したつた。唯わづかに党内の若干分子が政權に結びついて、伴食的に政・民各黨より一名宛の閣僚の椅子を與へられてゐるに過ぎない。而も昭和十二年七月勃發せる日支事變以來、舉國一致の建前から、國民は既成政黨の存在すら無視しがちで、一路戦時體制の強化に向つて進みつゝある。かゝる時局に際會して我國政黨全體の動きとしては、先づ既成政黨の起死回生を目指して政・民合同運動が計畫され、また他方には近衛前首相を推戴する新黨運動があり、更に轉じて無産階級の政黨たることを標榜してゐた社會大衆黨は、昭和十二年十一月に至つて公然と階級主義を放棄し、國民意識を高調するに至つた。既成政黨の最右翼政黨である東方會は社大黨との合同に失敗したが、對手の社大黨内の正統派分子中には尙社會民主主義の孤壘を守らうとするものもある。その他右翼各派に分散せる勢力においても、日支事變を契機として合同の氣運がうかゞはれて注目される。

Ⅱ 我國における政治勢力

Ⅰ 既成政黨

(1) 既成政黨の意義 政黨を廣義に解して、同一の政治的意見を有つ政治的團體とするならば、現在我國には甚しい數の「政黨」が存在する。即ち、政治的結社として内務省に届出をなしてゐるものゝみても、可成りの數に上るのである。

我國においては「既成政黨」なる稱呼があつて、この言葉の意味では既に古くより存在してゐた政黨であるが、具體的には一般に政・民兩黨を指すのである。しかし、既に社會大衆黨も大分古くなるから、かういふ意味では既成政黨と云つても差支へないではなからうか。更に、既成政黨とは有産階級を代表する政黨であり、無産階級を代表する政黨が無産政黨であると區別したときもあつた。⁽⁴⁶⁾

現在我國に存在する政黨としては、立憲政友會・立憲民政黨・國民同盟・東方會・社會大衆黨及び諸派がある。

(2) 立憲政友會 所謂既成政黨の一方の雄である政友會は明治三十三

なつた。翌二十七日は東京市の區域に戒嚴令中第一部の施行を命ぜられることとなり新たに戒嚴司令部編成せられ、東京警備司令官香椎中將は戒嚴司令官に補せられ、前記の諸部隊を指揮して帝都治安の恢復にあたることとなつた。然れどもこの叛亂軍鎮壓の爲めに直に強行手段を執るときは流血の慘事を招來する虞があり、若し不幸にして兵火を交ふる様な事態を惹起したならば、その地域内は畏くも宮城に近く且つ皇族邸を始め各官廳及び外國公館の外多數住民の居宅を含んで居り、人心に與ふる影響等

その禍害の及ぶ所は、圖り知るべからざるものがあるので、これを避けんが爲め先づ嚴に叛亂軍を包圍監視すると共に三日間にわたり各上官・同僚等より叛亂軍幹部に對し速かに原所屬隊に復歸する如く熱誠説得に努めたのであつたが、彼等はさらに聞き容るゝ所なく、二十八日に至り奉勅命令にも服従せざる爲め遂に強行解決を決意せらるゝの已むなきに至つた次第である。

二十八日夜宇都宮・松本・水戸・仙臺・若松等より一部の部隊に上京を命ぜられ、着

年九月の結黨であり、舊自由黨系の勢力が伊藤博文等を中心として組織されたものである。政友會は所謂地主黨として地方農村において勢力を有つてゐた。そして明治末期から大正初期にかけて永いあひだ政權を斷つてきた。しかるに、世界大戦を経て日本資本主義が躍進的發展を遂げるとともに、地方地主のあひだには都市商工業に接近し、進んで株式投資・工業經營等に参加するものも現れて來た。このことは、これら地主を有力なる支持者とする政友會にもその影響が現れ、その結果は黨内に於ても地主派議員と商工業者派議員との對立が表面化し、大正十三年一月に至り遂に分裂して、地主派の色彩強かつた床次竹次郎一派（政友本黨）の脱退を見た。そして完全なるブルジョワ政黨に轉換し、一時は三井財閥の利益の代表者をもつて評せられてゐた。その後、昭和二年に至つて金融恐慌の打撃を被つて没落せる地主階級も少くなかつたが、それは政友本黨の支持者層の苦痛でもあり、黨の活動力を弱めるものであつた。それと同時に、新らしく進出してきた民政黨勢力に對抗する必

京の上夫々戒嚴司令官の指揮下に入ることゝなつた。二十九日朝、先づ麹町區永田町附近の住民に避難を命じ、市内の交通を停止し、叛亂軍に對しては強行解決の途に出ると共に、他而下士官兵には歸順の餘地を興へて飛行機、戰車等に依り歸順説得のピラ等を撒布し反省を求むることに努めた所、下士官兵は漸次歸順し來るものを生じ、同日午後殆ど全部歸順するに至り夫々武装を解除して兵營に隔離收容することゝなつた。

要もあつて、翌年には政友本黨の政友會への復歸が行はれた。⁽⁴⁷⁾爾來、黨内の近状は、昭和十二年における鈴木喜三郎總裁の病氣引退以來、後任總裁をめぐつて紛糾を極めてゐる。⁽⁴⁸⁾そして昭和十四年に至り兩派の争は更に高潮して、暴力を用ひての鬭争となり、政友會本部の占據戦を阻止するため、警官隊の出動をさへ見るに至つた。かくして勢の赴くところ兩派の分裂騒ぎとなり、中島知久平派の脱退となり、自ら「政友會革新派」と稱するに對し、残留派は正統派を號して後任總裁を久原房之助に決定、それ／＼これを發表したが、この分裂後の將來は、黨内の政民合同派・新黨樹立派の動向とともに興味あるものがある。

(3) 民政黨 民政黨は自由黨が板垣退助によつて組織された明治十四年十一月、官を退いた大隈重信等が立憲改進黨を組織せるにはじまる。大正二年、桂太郎は舊國民黨を中心として立憲同志會を組織し、大正五年に憲政會と稱した。その後、黨の勢力は政友會に對して餘り振はなかつたが、昭和二年六月に至つて舊政友會を脱退し來つた床次一派の政友

49) 昭和九年十一月、若槻總裁は突如辭任し、翌十年一月に至つて町田忠治の就任となつた。現在の黨狀は、既成政黨共通の慣みとして、新らたなる政治情勢を前にして、政黨組織を如何にすべきかの暗中摸索の状態にあると云へよう。一般に從來云はれたところでは、民政黨は三菱財閥との關係深く、金融資本の利益を比較的濃厚に代表するものとされてゐた。

50) 昭和十二年の總選舉には十一名の當選者を送つた。しかるに、支那事變勃發し

政黨は若槻内閣を組織してゐたが、黨内の安達内相一派は舉國內閣運動を開始して、同内閣に内部から爆藥を點じた。かくて安達を中心として約四十名の代議士は民政黨を脱黨し、昭和七年十二月國民同盟を組織して、既成政黨の排撃・強力政治斷行を強調したのである。其後、黨内部における山道・中野兩派の對立激化し、昭和十年十一月解黨論沸騰し、山道一派は民政黨に復歸し、中野一派は脱黨して新政黨を組織するに至つた。ために、國民同盟の黨勢は全く振はざるに至り、解黨の危機が幾度も傳へられてゐる。

(5) 東方會 前述のごとく昭和十年十二月に國民同盟を脱黨せる中野正剛一派の強硬分子は東方會を結成し、翌十一年五月結黨届を出した。⁽⁵⁰⁾而も今次の事變を契機として急速に進みつゝある政治・經濟各方面の統制強化はむしろ彼等よりも先に進みつゝあつたが、彼等は急轉する政治狀勢に對應せんとして黨員増加を急ぎ、昭和十四年春、社會大衆黨との合同を計畫して、その聲明を發表した。しかるに社大黨内の本部派はこ

46) この區別は社大黨自身が階級主義を放棄した現在においては、最早や既成政黨との區別がつかぬこととなる。

47) 現在の政友會は百七十五名の代議士を擁して第二黨となつてゐる。

48) 黨内の群雄割據の狀勢のために總裁の決定も不可能となり、止むを得ず總裁代行委員制度により、鳩山一郎・前田米藏・島田俊雄・中島知久平の四頭政治を行つてきた。しかしながら、黨内の鬻血状態は遂に昭和十三年五月に至つて爆發し、中島・鳩山兩派の後任總裁爭奪戰となつて展開された。

本黨を合同して民政黨と改稱した。初代總裁は濱口雄幸であつて、當時に於ける金融資本の政策であつたデフレーション的緊縮政策をとつたことは世人の知るところである。しかるに翌年舊政友本黨派の大部分は政友會に復歸し、また黨内の有力者である安達謙藏は滿洲事變の勃發せる昭和六年の末、舉國一致内閣論をもつて民政黨内閣を互壞せしめ、脱黨して國民同盟を組織するに至つた。その後、齋藤・岡田兩内閣において準與黨の地位に立つたが、すでに展開しつゝある準戰時的なる内外情勢に對して民政黨の消極的政策は世人に容れられる餘地少く、黨勢次第に振はなかつたが、昭和十二年四月の總選舉には百七十九の議席を獲得して政友會の百七十五を僅かに凌駕して第一黨となつた。然し未だ政黨内閣を組織するだけの機運に恵まれず、僅かに歴代内閣に一二の關係を送つてゐるに過ぎない。⁽⁴⁹⁾

(4) 國民同盟 國民同盟は滿洲事變を契機として擡頭し來つた所謂革新的勢力の既成政黨への飛火とも云ひ得る。すなはち、昭和六年末、民

て以来、東方會一派の大陸積極策は時流に乗つてその勢力を増大する筈であつたが、政治的勢力としての組織力を欠き、且つその現實的支持者少きため、さして黨勢の擴張を見ないでゐる。

51) 外國に於いては合法的な政黨として存在を許されてゐるところがある。ソヴェトロシアに於ける共産黨は勿論、其の他の資本主義國例へばイギリス・フランス等においては共産黨員の代議士が議會に選出されてゐる。

れを歓迎せずして、合同拒否の態度を示した、めに、兩黨の合同は遂に流産となつたのである。かゝる経緯に對して、總裁中野正剛は政治的責任を感じて遂に總裁辭任を表明した。中野無きあとの東方會の行方は、いづれかの政黨へ分散歸屬するよりほかなしと見られてゐる。

□ 無産政黨

(1) 無産政黨の意義 無産政黨とは無産階級の階級利益を防衛する政黨であると云はれ、簡単に無産階級の政黨であるとするものもある。要するに既成政黨が有産階級の政黨であるに對して、無産勤勞者層の利益を代表するの政治的團體である。無産階級の政黨はその主張によつて、

(a) 共産主義政黨 (b) 社會民主々義政黨の二つに分たれる。

(a) 共産黨 共産主義政黨は普通共産黨と呼ばれ、共産主義(政治理論の項参照)を奉ずる政黨である。我國に於ては國法によつて其の結成が禁止されてゐるから合法的には存在し得ない。⁽⁵¹⁾しかしながら潜行的には古くは「曉民共産黨」より「日本共産黨」或ひは「國際共産黨日本支部」等の名におい

て活動したこともあるが、現在では、當局の嚴重なる取締と全般的な國家意識の發揚によつて、彼等の勢力は全く無力である。

(b) 社會民主々義政黨 社會民主々義政黨とは社會民主々義を信條とする政黨である。社會民主々義の意義は前にも述べたやうに、共産主義が暴力革命による社會主義の到來をなさうとするに對して、社會民主々義は徹底的な普通選舉の實行により、社會主義の實現を圖るのである。けだし、無産者の數は如何なる國においても有産者よりも絶對的に多數であるから、普選を徹底すれば無産階級派の議員は有産階級派の議員よりも多く、従つて議會において無産階級の意圖が通り、それを徹底すれば社會主義經濟組織を實現することが出來るとするのである。⁽⁵²⁾

以上の外に、無産政黨又は社會主義政黨と稱するものに「國家社會主義黨」があるが、それは階級主義を放棄した國民黨であるから無産黨とは云ひ難い。ドイツのナチス政黨は、その最も有名なものである。

(2) 我國無産政黨の沿革 日本において無産階級が政黨を組織し、政

52) 諸外國においてはこの派に屬する政黨は甚だ多い、世界的代表政黨としてはヒトラー政權掌握前のドイツ社會民主黨及びイギリス労働黨などが有名で、我國においては現在は社會大衆黨がそれに當る。

53) 社會主義協會の主要人物は片山潜・安部磯雄・幸徳秋水等會員數約四十名。

54) キリスト教の精神によつて、彼等のいはゆる資本主義の社會惡を改革せんとする思想並に行動に興へられた名稱で、精神的・協調的なる點に於てマルクス社會主義に對立する。

治闘争を開始したのは歐米諸國に比べるとずつと後れてゐる。

(a) 萌芽時代 社會主義なる言葉はすでに古くして、明治四・五年頃には存在した。そして明治十五年九州島原に「東洋社會黨」、同十六年東京に自由黨左翼による「車界黨」が組織された。社會主義の研究と移入は明治三十三年に「社會主義協會」⁽⁵³⁾が創立されたとき一部のあひだに盛んになつた。つゞいて翌三十四年五月、同協會の中心人物數名によつて「社會民主黨」が組織され、キリスト教的社會主義⁽⁵⁴⁾を基調としてゐたが、即日解散を命ぜられた。日露戦争前後、彼等の活動は餘り振はず、殊に明治三十四年における「大逆事件」によつて主謀者幸徳秋水外十二名は死刑となり、他の十四名が重罪に處せられてから、社會主義者等は離散して了つた。

(b) 勃興時代 然るに大正四年世界大戰が勃發し、大戰による好景氣の結果、無産階級の勢力が増大し來ると同時に戦後世界的風潮となつた平和主義・民主々義思想の輸入につれて社會主義者の擡頭となり彼等の

55) 山川均・柳利彦一派による大正十年の「陸民共產黨」、大正十二年の「日本共產黨」事件等が相次いで起つた。

政治結社への動きが漸く著しくなつてきた。そして思想的には無政府主義・サンヂカリズム・ヴォルシエヴィズム^(政治理論の項参照)等の葛藤を経てきた。⁽⁵⁵⁾

大正十四年普通選舉制度が實施されると共に社會主義系の人々のあひだに政治熱が高まり、この機會をつかんで同年十二月日本農民組合を中心に「農民労働黨」(黨首杉山元治郎)を結成したが、治安警察法第八條により「安寧秩序を害する處あり」として即日禁止された。再び翌十五年三月には大阪で「労働農民黨」(黨首、前同)が組織されたが、結黨後、黨内の左右兩翼の争がつゞき、その責任を負つて中央執行委員長杉山元治郎は辭任脱退した。そして後任として大山郁夫が委員長となり、昭和三年の普選第一回の總選舉には同黨から山本宣治・水谷長三郎の二名を議會に送つた。而るに翌三年三月十五日に、所謂三・一五事件突發したが、労働農民黨は日本共產派と氣脈を通ずる所ありとして同年四月十日に解散を命ぜられ、解散後「勞農黨」を組織した。一方にまた、さきの勞農黨脱退後右翼派たる安部磯雄・鈴木文治一派は大正十五年十二月五日、「社會民

53) 昭和七年一月の解散による総選挙の時も無産黨は惨めな戦績であつたが、これも同陣営内の混乱状態が祟つたのであると云はれてゐる。

右翼 社會民衆黨(安部磯雄)

しかるに、同五年十月頃、勞農黨内の極左分子(細迫兼光、河上肇等)は黨解消(合法政黨の解散—非合法への轉入)を主張して除名され、黨自體は無産化せる折柄、全國大衆黨の合同提案に早速應じて、昭和六年七月、全國大衆黨を中心に勞農黨及び社民黨三黨合同實現聯盟(社民黨左翼が合同して「全國勞農大衆黨」を組織した。恰も、同年九月の滿洲事變の突發は無産政黨に對して深刻な打撃を與へた。その結果先づ社民黨の有力分子たる赤松克麿は石川準十郎等に加擔して「國家社會主義派」を結成し、それが事態は社民・全勞兩黨を混乱に陥れた。⁽⁵⁸⁾

(c) 社會大衆黨の成立 國家社會主義派の擡頭によつて脅やかされ、この情勢を前にしてそれに對抗するため、社會民衆黨・全國勞農大衆黨の兩黨は、社民黨側から提議した兩黨の無條件合同を實現して昭和七年七月二十四日「社會大衆黨」を成立せしめた。かくて我國の無産政黨運動の歴史は幾多の迂餘曲折を経て、現在は國家社會主義派を除き唯一の

56) 昭和二年より昭和三年初頭における我國無産政黨は次のごとくであつた。

左翼	勞働農民黨—勞農黨	(大山郁夫)
中間派	日本勞農黨	(麻生久)
右翼	社會民衆黨	(安部磯雄)
極右翼	日本農民黨	(平野力三)

57) 勞農黨は十四名立候補一名當選、日本大衆黨二十三名立候補二名當選、社會民衆黨三十四名立候補二名當選といふ有様。

衆黨」を組織し、また中間派は同月九日麻生久・杉山元治郎・加藤勘十を中心とする「日本勞農黨」を結成した。⁽⁵⁶⁾

日本勞農黨は、其後舊勞農黨右翼系の無産大衆黨・日本農民黨・九州民憲黨と合同して日本大衆黨(委員長麻生久)をつくつた。しかるに、昭和五年一月に至り社會民衆黨に分裂起り、左翼派は全國民衆黨(執行委員宮崎龍介、田萬清臣)を結成したが、同年七月日本大衆黨と合同して「全國大衆黨」をつくつた。同年は普選第二次の總選挙が行はれた年であるが、凡ての人がその進出を期待してゐたにも拘らず、その結果は意外なる惨敗であつた。⁽⁵⁷⁾

かくて對議會策としても無産政黨の合同の必要が痛感されるに至つたが、しかし昭和五年七月における「全國大衆黨」成立當時の無産黨の陣營を見ると次のごとくであつた。

左翼 勞農黨(大山郁夫)
中間派 全國大衆黨(麻生久)

61) 社會大衆黨新綱領

- 一、我黨は國體の本義に基き日本國民の進歩を圖り、以て人類文化の向上を期す。
- 一、我黨は勤勞大衆を代表して資本主義を改革し、以て産業の計畫化と國民生活の安定を期す。

あるが、その要點は國家主義又は國粹主義を基調として一般無産政黨の階級闘争主義を排撃する。しかも、既成政黨の現状維持方策と異つて、所謂革新政策を主義とするのである。

(2) 右翼諸團體の動向 右翼政治團體は數が多くて一々を擧げる餘裕はないから、その主要なるものを概説する。

(a) 大日本生産黨 この團體は昭和六年六月、故内田良平を總裁に頭山滿を顧問として創立されたもので、思想系統からいへば黒龍會系の者と日本主義的急進青年分子との合體になるものである。⁽⁶²⁾ 全国各地に支部を置き、東京・大阪の二ヶ所に關東・關西の二大地方本部が設けられてゐる。黨の政綱は次の如きものである。

- 一、欽定憲法に遵ひ君民一致の善政を徹底せしむること。
- 一、國體と國家の進運に適合せざる制度法律の改廢を行ひ政治機關を簡易にせしむること。
- 一、自給自足立國經濟の基礎を確立すること。

59) 彼等のスローガンは、(1) 肥料國營の斷行、(2) 農業保險法の制定、(3) 小作法の制定等を要求する程度である。

60) 昭和十二年四月の解散總選舉には六十五名を立候補し、三十六名といふ多數を當選させて大いに氣をよくして居り、閣僚の椅子一つ位は與へられさうであつた。

無産政黨として社會大衆黨が存在するに至つた。

(d) 無産政黨の現状 我國の唯一無産政黨として發足せる社大黨は、滿洲事變後國內情勢の變化に應じて、黨の政治方針を階級闘争から産業協調に轉じてきた。即ち、愛國運動の高調によつて無産政黨の人氣も變じたが、それは彼等の政策も低調⁽⁵⁹⁾であり、且つ所謂無産政黨の政黨たるの意義を變化せしめたことに因るからであらう。しかし、昭和十一年二月の總選舉には、選舉につきもの、買収の絶滅及び官憲の干涉停止によつて、無産黨は驚異的進出を示して、十八の議席を獲得し、その盛況に社大黨自身も驚いたのである。⁽⁶⁰⁾ しかし、それから數日後に起つた二・二六事件は彼等の甘い夢を一瞬にして吹き飛ばした。七月の日支事變の勃發は黨の方針に右翼化を示してきたが、昭和十二年十二月、新らたなる黨是を發表して、階級主義放擲の態度を明らかにした。⁽⁶¹⁾

ハ 右翼政黨

(1) 右翼派の意義 右翼派とは云ふまでもなく左翼派に對するもので

62) 第一回大會に参加した團體は、黑龍會・明德會・回天時報社・日本國民黨・大日本青年黨・本地日本同盟・大阪同仁會・大阪北濱自治會・大阪市電自動車親友會等全部で十九團體に上つた。

總裁内田良平の死亡後は後任はまだ決定を見ない模様であるが、顧問には頭山滿・葛生能久・小林順一郎あり、吉田益三が總務委員長になつてゐる。支部は全国各地に及び、その數六十數ヶ所を數へられ、黨員は三十一萬と稱へられてゐる。この團體は日本主義系中に於ける急進的な團體で、かの五・一五事件には頭山滿の長男秀三を關係者として出し、昭和八年の神兵隊事件には鈴木善一を初め相當多くの關係者を出した。生産黨は政治運動⁶³⁾に於ては未だ廣く國民の間に支持を得るに至つてゐないが、勞働組合には可成りに共鳴者を持つてをり、殊に最近では日支事變による國家意識の高調によつて、その進出は注目される。

(d) 大日本青年黨 この團體は昭和十一年十月十七日の創立にかゝり統領には豫備砲兵大佐橋本欣五郎を戴く。黨の宣言は「世界は今や唯物的自由主義制度の行詰りにより、茲に一大更新を必要とする歴史的轉換期に直面せり、然るに世界各國は何れも舊國家生活姿態より未だ完全に更生し得ず、其の實力相伯仲し嶄然他に光被するに足る體制を有する國

63) 右翼團體の政治運動は大體に於て二派に分れ、一は合法舞臺に於て其の主義政見を漸進的に展開せんとし、他はあくまで直接行動に重點を置き、政治的關心も現在の法制に置くことを忌避せんとする傾向にある。然し非合法的直接行動は過去の事例に倣しても、却つて其の運動の後退を餘儀なくせしめらるるに鑑み、近時右翼諸團體にあつては、議會進出を目指して來るものが次第に多きを加へてゐる。生産黨の如きも候補者を立て、運動したものの一つである。然し未だ右翼陣營の戰線統一に缺くる

家なし。此の時代に於て一步を先んじ、優秀なる國家體制を確立するものは、正に世界に光被するを得べし。惟ふに八一宇の顯現を國是とする我國は、即時其の本然の發揮に依り、國民の全能力を擧げ、天皇に歸一し奉り、物心一如の飛躍的國家體制を確立し、光輝ある世界の道義的指導者たるを要す」と掲げ、日本主義的大亞細亞主義を標榜してゐる。

同黨の顧問には帝大教授橋爪明男 山崎清任・醫學博士今牧嘉雄・陸軍中將建川美次等を擁し、黨員數は正黨員三千人内外であるが、其の他に入黨志願者一萬三四千、准黨員約三十萬を有すと公表してゐる。

(c) 立憲養正會 この團體は相當古き歴史を有し、大正十二年十一月二日の創立にかかり、黨員も全國に亘り約百三十萬人と稱してゐる。總裁田中澤二は日蓮信者で、昭和四年の總選舉以來代議士に立候補を續けてゐる。同黨の綱領は次の如くである。

第一綱 吾等は立憲の國命を體し、神武天皇「養正建國」の大謨に基き、大公至正の王道を翼賛し、仁覆慈載の皇風を光揚し、以て世界

ところ多きためか、總選挙の成績は芳しからず、徒らに政府對既成政黨の相剋のために漁夫の利を社會大黨に獨占せられ、右翼諸團體は世人の期待を裏切るが如き状態であつた。それかあらぬか茲二三年來特に右翼諸團體の戦線統一が叫ばれ、それがやがて右翼新黨の結成にまで進まんとする情勢となつた。

人類の究竟平和を現出せしむべきことを標準として、國體主義の政治を興立せんことを期す。

第二綱 吾等は立憲の國命を體し、神武天皇「積慶統民」の洪猷に基き、克忠克孝の徳政を宣敷し、國風民俗を醇化し、以て世界平和の木鐸たらしむべきことを標準として、國體主義の政治を興立せんことを期す。

第三綱 吾等は立憲の國命を體し、神武天皇「重暉濟世」の宏化に基き、正智正見の文化を扶植し、以て世界文明の醇化を資け、人類の幸福を大成すべきことを標準として、國體主義の政治を興立せんことを期す。

この團體は日蓮宗の信者を多數擁し、次第に其の勢力を加へて活潑なる行動を爲しつゝあり。總裁田中澤二の下に總務部長田村益喜あり、總務として中川作太郎・金作之助・佐藤信雄等が參畫してをり、機關紙として「養正時評」を發行してゐる。

1) 戰爭を嚴密に定義づければ、兵力による國家相互間又は國家と交戦團體との間の争闘の状態といへる。争闘行為そのものとみるか争闘の状態とみるかにより、兵力争闘説と状態説とがある。前者は從來の通説だが、現行國際法上戰爭は開始から終了に至るまでの統一的な關係概念であつて、宣戰又は最後通牒の發效のみによつて開始せられ、従つて戦闘の行はれぬ戰爭もあり得るから後者が正當であらう。

第三講 國防問題

基礎知識

一 國防の意義

戰爭とは二又は二以上の國家の兵力の衝突とするのが普通の考へ方であるが、⁽¹⁾國防とは要するにかゝる場合に備へての諸手段といひ得る。

イ 狹義の國防 而して、國防を狹義に解すれば、かういふ戰爭に備へて兵力を裝備する所謂「軍備」と同意義になる。尤も軍備といつても嚴重に云へば陸軍、海軍、空軍に要する兵力、物資、兵器、輸送用の鐵道・船舶等無数のものがあり、これらを綜合せるものが一國の軍備の内容であり、従つて國防とはこれらの軍備力の體系といへよう。

ロ 廣義の國防 然しながら、これらの人的兵力・物的資材といへども、少しく根本的に考へれば更に廣範圍に擴大しなければ不充分となる

2) 工場の設備は決して當該兵器工場のみ設備として他の工場と無關係に獨立してゐない。すなはち、兵器の材料となる鋼鐵・銅・ニッケル・アルミニウム等の金屬類から火薬の原料薬品等の類に至るまで、所謂兵器工場以外の製鐵工場、銅精錬所、其の他の金屬鑛業場、化學工場等の生産と不可分の關係があることは誰にも判るであらう。

であらう。例へば、航空機にしても又銃器・艦船等その他の何をとつてみても、それらの現存する數量のみを以ては一國の國防力を秤量することとは不可能であることがわかる。何故ならば、それらのものは凡てその國で製造されなければならぬし、他國から兵器が輸入される場合といへども結局に於ては同じことに歸する。兵器を考へる場合には同時に兵器を製造する諸設備をも考へるのが妥當であらう。だから、極端な場合を云へば、たとへ、一國に於て現存する兵器の數量が少くても、その國に於ける工場設備が充實して大きかつたら、それは軍備力、従つて國防能力が大きいことになる。また更に吾人が考へを進めてゆくと、一國の國防力の基礎は單なる兵器工場から更に擴張せられて、その國の重工業・化學工業等の全般に及ぶことになる。⁽²⁾

しかも右のごとく一國に於て生産力が發展するためには、單に重工業の發展といふだけでは足りないのであつて、その重工業に必要な原料を充分に獲得するためには、それらを外國より輸入しなければならぬ

3) 單に軍隊の糧食においてもそうであるが、戰時封鎖の場合を考へると、國民食糧の確保の重要性が充分に認識される。

場合が多いだらう。すると、その輸入のための外貨獲得に必要な輸出品工業の擴大が要求される。それらの産業の存在と發展は一國の國防力の上に重要な要素である。更に、國防のためには食糧の供給が豊富であることが必要である。⁽³⁾ 即ち農業の發展が國防上必要なことが何人にも知られる。かやうに見てくると、一國の國防はその國の經濟力を重要な要素としてゐる。

ハ 「廣義國防」最近「廣義國防」といふことが盛んに云はれる。これは國防といふ概念を更に廣汎なる見地から定めたものである。

一國の國防は兵器數量 → 兵器工場の規模 → 軍需工業の規模 → 工業全般の發達程度 → 國民經濟の發達程度。

このやうに軍備又は國防力の意義は擴張されてきたが、こゝに重要なことは、以上の「國防」には人的要素が含まれてゐないことである。而して一國の國防力を考へる場合、この人的要素を無視し得ないのは云ふまでもない。これも第一には兵力の數(軍隊數)例へば師團數の如きが上げ

4) 人的要素は、特殊技能者（軍需工業並に一般的生産力擴充に従事する者）の數としても重要である。

られるが、單に師團數のみを擧げたのでは不充分であつて、機械化兵團數幾許、航空技術者數幾許として計算しなければならぬ。艦船數といへども同様である。この人的要素中、兵力數が最も中心的なものであることは云ふまでもないが、それと同時にかかる兵力の貯水池となる一般壯丁數、並にその基礎をなす一國の人口といふことが所謂人的資源として重要であり、最近我國に於てもその重要性が益々痛感されつゝあることは周知のとほりである。

二 綜合國防の意義 かやうに國防の意義は近代戰が次第に高度化し、且つ大規模となるにつれて擴張されつつある。一國の國力の全部を擧げての戰爭と云はれ、國防力と云はれる所以はここにある。しかも今日、戰爭が兵力戰・經濟戰より更に進んで所謂思想戰の段階に入るや、一國の國防力の中には思想の安定なる要素が要求される。ここに於て國防は綜合國防となり、綜合國力となりつつあることが各國に於ける共通の傾向である。

5) これは單に軍備のみに限らない、多くの人の協同の作業においては、その協同によつて能率が可速度的に増大する。例へば五人で土嚢を運ぶ場合よりも、十人で運ぶ場合には、前者がある時間に五十個運ぶのに比して後者はその二倍である百個よりもより多くを運び得るのである。それは百二十個を運び得るし、百五十個をも運び得るのである。更に、また、クレークに橋梁を架けようとするとき、五人の工兵では一定時間に作業を終へることができず、従つて歩兵部隊を渡河せしめ得ないときも、十

二 近代の國防

イ 軍備の量的増大 近代の戰爭が國家の總力を擧げての大戰爭である結果は、各國はすべてその國運を賭して敵國の壓倒に全力を傾倒する。従つて軍備は能ふかぎりその國の有つてゐる生産力を總動員して兵器を供給し、これをもつて外敵にそなへることとなる。近代戰爭において勝利を獲ることは、人的要素と物的要素との二つを充實することによつてのみなし遂げられる。ここでは狹義國防について述べるが、軍備の優劣は先づ軍隊の員數と兵器の多少が重要な要素をなすのである。早い話が、甲といふ國は十萬の兵員と十萬の兵器とを有つて居り、これに對して乙國は五萬の兵員と五萬の兵器を有つとする。兵器の性能と兵員の訓練の度を同一とすれば、この兩國が戰鬥を開始したときの勝利がいつれの國に歸するかは明らかである。その強弱は單に乙國の兵員一人がその倍である甲國の兵員二人に對しなければならぬといふ程度に止ら

人の工兵ではその時間内に架橋を完了して部隊を前進せしめ、敵部隊を壓倒する地位に着かせることを得るのである。

6) 兵器の不足の場合も、兵員の不足のときも、ともに乙國は甲國に敗れなければならぬ。何故ならば、兵器の不足の場合、兵器を有たぬ兵員はそれだけ戦闘力を減じられ、また兵員の不足の場合、餘分の兵器はその性能を發揮し得ないからである。

ぬ。人間の集團的活動においては、その集團の有つ力は集團員の數の増加の割合よりもより大きくなるからである。⁽⁵⁾

かやうに、先づ一國の軍備はその國の兵員並に兵器の數によつて、その大小乃至は優劣が測定されるのである。兵員と兵器とは軍備力の根本的要素であるが、この兩者の關係もまた密接不可分のものである。さきに挙げた甲國・乙國では、前者が十萬の兵員並に十萬の兵器を有し、後者は五萬の兵員並に五萬の兵器を有すると假定した。しかるに若しも、後者もまた同じく兵員十萬を有するとすればどうであらうか。或はまた十萬の兵器を有するが兵員は五萬であるとすれば如何。かゝるときの甲、乙兩國間の戦闘に於ける勝敗も明らかである。⁽⁶⁾

現在、世界各國は軍備擴張の方法としてこの人的・物的の二要素、すなはち兵員と兵器の増加に日夜汲々としてゐる現状である。兵員の増大手段としては徴兵年齢の低下、在營期間並に兵役義務期間の延長等各種の方法を行つてゐる。また兵器の増加は、それぞれの兵器の製造規模、

換言すれば、民間及び政府の軍需工業施設の擴張に日も足らざる有様である。

□ 軍備の質的進歩 軍備の充實は單にその數量を増大するだけで以てこれを達成することは出来ない。眞に一國の軍備を強化するには、その軍備の質的内容を向上せしめることを缺いては到底行はれぬ。この軍備の質的方面においても、矢張り人的要素と物的要素とがその基礎をなしてゐる。

近代戦において、軍備の質的進歩といへば、とかく兵器の技術的進歩や改良に重きを置き、その人的要素の充實については、口でこそ其の必要を唱へながらも、實際的に其の必要を痛感する程度は少なかつたやうである。⁽⁷⁾

(1) 兵員の訓練 兵員の訓練は二つの重大目的を有つ。その第一は、各兵員をして強固なる意志と剛健なる思想を涵養せしめることである。これによつて兵員は國家目的に全力を捧げて盡すことを得、また一旦緩

7) 最近になつて、特に歐洲大戰の經驗は如何に精巧なる兵器を裝備するも、それを操作する兵員の訓練の足りないところでは、全體としての戦闘力が十分に發揮されないことが判つた。

8) 戦術は軍隊の駐軍・行軍・戦闘の方術及び艦隊・戦隊等の運用をいひ、戦略は戦争に於ける用兵法であり、軍隊又は艦隊の指揮法であるが、その範囲は相交錯して分界は明らかでない。

急ある場合には、あらゆる困苦缺乏に耐へて戦争に従事することが出来るのである。

兵員訓練の第二は、直接に戦闘行為に必要な戦略・戦術並に戦技を習得することである。言ふまでもなく、指揮官と兵士とによつてその習得する技術に複雑・簡單の差があり、またそれを習得するに要する期間にも差異があるけれども、その終局目標に於ては同一であつて、要するに一定の兵器を用ひて、如何にすれば敵を壓倒殲滅し得るかを考究し、且つ戦闘行為の敏活と適應を平素より訓練しておくのである。

(2) 兵器の改善、兵力の充實は兵器の數量を増大せしむると同時に、その質の改良をはからなければならぬ。精巧なる性能を有する兵器によつて優秀豊富なる兵員の能力は充分に發揮されるのである。各國は何れも兵器の質的改良によつて軍備の充實をはからんとして時々刻々進歩する科學的兵器の採用に努め、また更に優秀なるものの發明に苦しんでゐるのは物凄**い**ばかりである。世界大戰の結果は、兵器の改善の上にも大

72) 近代戦の行はれる領域は縦には空中から地中・海中に及び、横には一局部より戦線の擴大は後方の非戦闘地區まで無限に擴大する。そして個々の戦闘には部隊の急速なる移動を見つゝも、戦争全體としては長期に亘つて行はれ、全國力が牽引されてゐるのである。かかる根本事情に基いて各種の兵器の改善進歩は、各國の科學的智識の精髓を傾けてなされてゐる。

いなる影響を與へた。現在、兵器の進歩を齎しつゝある直接的動機は、第一に戦闘領域の立體的擴大である。すなはち、海上戦・陸上戦の外に更に空中戦なる領域が重要な部分を占めるに至つた。また同じ海上戦にしても、所謂水面の戦闘から潜水艦による水中戦があり、更に海上における航空機の活躍が重要な意義を持つてきた。陸上に於ても同様であつて、地面上の戦闘から地下を戦闘領域とするトーチカ戦が、今後といはんより、既に現在陸上戦の戦術に大きな變化を與へつつある。これに對して空中戦はその戦闘の範圍を無限に擴大し、また時間を極度に縮めようとしてゐる。そのほか更に恐怖に値ひするのは、かの化學兵器と呼ばれる毒ガス・焼夷弾・發煙劑等である。

今後の戦争において如何なる兵器が使用されるかは、各國共に軍機上の秘密としてゐるから普通の人々には判らないが、今その代表的なものとして、吾々の常識として知つておかねばならぬ兵器について説明を加へることとする。

三 各種兵器の發達

イ 火力兵器

(1) 火砲(大砲) 火砲即ち大砲は、その砲弾が發射されてから目標に向つて飛んで行く彈道によつて加農^{カノン}と臼砲とに分れる。加農は砲弾が弓の形乃至は虹のやうな彈道を描いて飛んで行き、目標を上から破壊するが、臼砲は横に直線に砲弾が飛んで、側面から目標に當るやうになつてゐる。その外に兩者の中間をなすもので榴彈砲なるものがある。

火砲はその用途によつて、野戰砲・重砲・海岸砲・高射砲(高角砲)・迫撃砲・歩兵砲等いろいろの種類のものがある。野戰砲はまた、野砲¹⁰・騎砲 山砲・野戰榴彈砲・野戰重砲等に分れるが、その一般的特徴は、本來野戰において用ひられるから發射速度が大きく、且つ運動が輕快にできるやう考案されてゐる。

以上のほか装甲列車に搭載されて列車上より射つ射撃砲があり、また

11) 世界大戰の終る少し前ドイツの使用したベルタ長距離砲は、口径二一センチ、砲身長三六メートル、彈量一二〇キロ、射程一二〇キロ、約三十里に達した恐るべきものであつた。この砲撃にはさすがのバリ市民も震へ上つて了つたが、實際東京から富士山の絶頂を目標として攻撃し得るといふから、その威力は大したものである。

最近では歩兵砲、迫撃砲が盛んに用ひられてゐる。特に迫撃砲は支那軍隊が今次日支事變において屢々使用し、我國の軍隊を攻撃したので有名になつた。彈道は彎曲し、砲の重量の割合に砲弾の重量が大きく且つ破壊力が強大である。

また火砲のうちには長射程砲(長距離)を忘れてはならぬ。⁽¹¹⁾各國は世界大戰後長射程砲に對する研究を秘密裡に進めつゝあるが、例へばフランスの同砲の射程は、實に三二二キロに達するものをすでに考案したと傳へられる。

(2) 機關銃 普通はその重量によつて輕機關銃と重機關銃との二種に分たれてゐるが、またその用途に従つて高射機關銃、戰車並に装甲自動車用機關銃及び航空機用機關銃等にも分けられる。機關銃は目標物を破壊する火砲と異つて、敵の戦闘員に對してその戦闘力を喪失せしめるものである。機關銃の最近における進歩も驚くに足る。その發射速度のごときも、重機關銃にあつては一分間七百發乃至八百發のものから、アメ

12) 戦車の起源は世界大戦中、一九一六年九月のソンム會戦に際してイギリス軍がはじめて使用したときに屬する。その強大なる威力に着目して、直にフランス並にドイツがこれに倣つて製作使用した。

リカのブローニング航空機用機關銃は千二百發に達するものがあり、また輕機關銃にも一分間百二十發から四百發に達するものがある。重機關銃の重量は普通の小銃の十倍以上で五十キロ位であり、輕機關銃は小銃の二倍の重さが普通である。

□ 機械化兵器

(1) 戦車(タンク) 戦車は重量一五トン以下のものを輕戦車、三〇トンまでのものを中戦車、それより以上のものを重戦車といふ工合にその重量に従つて分けてゐる。戦車の發達はその速度・裝備等において格段の進歩を見せた。前の世界大戦當時は一時間の速度一〇キロ内外であつたが、現在では二〇キロ乃至三〇キロは普通であつて、アメリカに於ては九〇キロのスピードで疾驅するものがある。最近の戦車はいづれも強力なる機關銃や火砲を裝備して居り、その精巧なるものは陸上を走るだけでなく水中において浮び、船の如く動く、水陸兩用の驚嘆すべき戦車が使用されつつある。

13) アメリカの輕爆ノースロップ二Eは七五〇馬力の單發(發動機一箇)で、時速は三三八キロ、爆彈搭載量は五〇〇キロである。これに對してフランスのアミオー四四型重爆は一・三〇〇馬力の發動機二箇を有し、時速四〇〇キロ、爆彈搭載量二トン半に達し、またアメリカのボーイング二九九型は四發動機附時速四〇〇キロ、爆彈搭載量四トン半、航續能力八・〇〇〇キロを越えるものがある。

(2) 装甲自動車 最近における銃砲の性能の進歩に對應して、軍隊の機動を敏速ならしめるための機械が採用されるのは當然であつて、装甲自動車はその代表的なものである。装甲自動車には機關銃のほかに機關砲乃至は小型の砲を裝備したものがあつた。車は鋼板を張つて敵彈に備へてゐるが、その有する快速によつて短時間に軍隊を移動するのみならず敵集團中に於ける強行通過・偵察・連絡・運搬・通信等に用ひられる。

ハ、航空機 航空機中の最も主要なものは云ふまでもなく飛行機であるが、同じく航空機と云つてもその用途によつて爆撃機・戦闘機・偵察機等いろいろのものがある。

(1) 爆撃機 敵の軍事施設(軍港・要塞・糧食彈藥倉庫・飛行機格納庫)のほか停車場、橋梁乃至は工場等を爆撃して敵の戰鬥力を破壊するために用ひられる。爆彈搭載量の多寡、機體の大小によつて重爆と輕爆の區別があり、また航續距離の長短によつて遠距離爆撃機と近距離爆撃機の差がある。⁽¹³⁾

ソグエト・ロシア ANT二〇(マキシム・ザハキエフ) 七、五〇〇 五三・〇 二六〇

(3) 偵察機・襲撃機 以上の外飛行機には偵察機なる敵偵察・航空観測に用ふるもの及び襲撃機といふ地上部隊に対する直接攻撃(機関銃による機上よりの掃射)を目的とするもの等々ある。これらの航空機の襲撃に對しては、近年各國がその防空装備と國民のこれへの参加に努力してゐることは周知のとほりである。

ニ 化學兵器 近代戰に於て最も恐怖すべきは、化學兵器と呼ばれる化學製品による攻撃である。なかんづく、毒ガスはその慘禍が戰爭後まで及ぶことを以て非人道的戰闘方法なりとして、一八九九年のヘーグ會議に於て使用を禁止し、また一九二二年のワシントン條約に於ても、右會議の條約を尊重して毒ガスを戰爭に用ひざることを協定した。然し世界大戰においてそれが使用された悪夢は各國をしてその研究を斷念せしめないばかりか、ますます大仕掛に製造されつゝある實狀である。毒ガスは普通糜爛性、中毒性、噴嚏性、催涙性、窒息性のもとに大別されるが、その種類は最近の研究によつて益々増加しつゝある。

14) 現在各國の有する大軍機として次のものが有名である。

機名	馬力	全備重量 (トン)	最大時速 (キロ)
イギリス ショート・エムバイヤ	二、九六〇	一八・二	三二〇
フランス ラテコエール	五、三四〇	三七・〇	二六二
ドイツ ドルニエ・DO・二〇	八、〇〇〇	五八・〇	二九〇
イタリア カプロニCA九〇	六、〇〇〇	三〇・〇	二五〇

而してこの爆撃機の最近の發達は非常に目覺ましく、超重爆撃機なる新型を最近になつて續々と生み出しつつある。例へばイタリアのカプロニPB九〇號は一、〇〇〇馬力の發動機六臺を備へ、時速二二〇キロ、航續時間七時間、爆彈の搭載量二〇トンに上る豪壯なものである。このイタリア超重爆撃機の進出によつて世界各國は大なる衝動をうけ超大型の旅客機の製作に競つて着手し、戰爭勃發の際には直ちに超重爆撃機に改装されるやうはかつてゐる。

(2) 戰闘機 戰闘機の主要任務は空中戰にあるために、單座(一人乗)が最も多く次に複座、多座がある。それは縦横に空中を飛翔し、あらゆる激烈なる運動に適するやう堅牢に作られてゐる。最新式のものには時速四〇〇キロ以上を有し、上昇三、〇〇〇メートルを四分内外といふ物凄なものがある。日本陸軍の九一式、九二式戰闘機、海軍の九五式艦上戰闘機は、大體アメリカのカーチス・ホーク、ボーイング、イギリスのブリストル・ブルドッグ、ホーカー・フューリーに匹敵するものである。

15) 煙幕は主として敵の視目を遮蔽してその行動を困難ならしめ、又は我行動を秘匿するに用ひる煙の幕で、普通各種發煙彈・發煙器・發煙筒或は飛行機・艦艇等を用ひて展張する。飛行機・發煙筒等では黃磷・無水硫酸・發煙硫酸・四鹽化錫・ベルゲル混合發煙劑等各種發煙劑による藥煙幕の展張を主とし、艦艇では重油の不完全燃燒による煤煙幕の展張を主とする。近時飛行機の發達に伴ひ、都市防空上にも重要視されてゐる。

その他細菌彈の發明も着々として行はれ、また燒夷彈は戰鬪地域のみでなく、後方の非戰鬪地域及び工場地帯に於ける人畜や家屋等に點火・燒夷するために各國は盛んにその製造につとめて居り、煙幕製造用の發煙劑の研究も益々進歩しつつある。

實際問題

一 列強の國防軍備

イギリスの國防 イギリスの國防機構には、その最高機關として「帝國國防委員會」があつて陸・海・空三軍を包括し、その總裁には總理大臣がつくことになつてゐる。同委員會の國防指導方針は「領土を保有し、その結合を鞏固にし、對外權利を維持し、且つ通商貿易の保護を主とする」となす。而してイギリス陸軍の現有勢力は正規軍二十三萬、地方軍十六萬、豫備軍十五萬の外に各植民地並に自治領に常備軍を有し、

16) 對獨宣戰以來急激に陸軍部隊の増強を計り、現在ではドイツの進攻に備へて、英本土のみでも百五十萬以上の兵力を有するといはれる。

17) その後、ドイツの空襲・潜水艦の襲撃等によつてかなりの損害を蒙つてゐるが目下建造中のものも相當にあり、海軍力に於てはなほ獨・伊側に対して優勢を保持してゐる。

18) 航空機の製作能力はドイツに比して遙かに立後れたため、國內のみでは間に合

その總計百四十萬人を越える⁽¹⁶⁾。兵役制度は世界大戰當時徵兵制度を採つたが、その後志願兵制度に復歸し、今次大戰の直前再び徵兵制度を採るに至つた。

海軍はイギリス國防力の重大要素をなしてゐる。ワシントン、ロンドン兩條約による數量制限のため、アメリカとは對等になつたが、最近に於ける日・獨・伊等の海軍力の勃興に脅威を感じ、その擴張に狂奔しつつある。現有勢力は一九四〇年一月に於て戰鬪艦一四隻、巡洋艦六四隻、航空母艦六隻、驅逐艦一九一隻、潜水艦六〇隻である⁽¹⁷⁾。

空軍の擴張も最近目覺しく、一九四〇年一月現在に於て、本國部隊二千三百七十機、海外部隊約五百機、艦隊航空隊約五百機、總計約三千三百七十機を保有してゐるが、更に優勢なるドイツ空軍に對抗するため、あらゆる手段を盡して空軍の擴充に邁進しつつある⁽¹⁸⁾。

□ アメリカの國防 アメリカの國防は同國が天然資源に恵まれてゐるために、物的裝備の充實においては列國に比し有利なる地位にある。

はず、アメリカから盛んに輸入してその缺陷を補つてゐる。

19) イギリスの敗色濃化するに及んで、今やアメリカの軍擴熱は最高潮に達し、現有海軍勢力七割増強案が成立して、太平・大西兩洋作戦の整備完成に猛進しつつある。その目標が日本及び獨・伊にあるはいふまでもない。

先づ陸軍においては正規軍約十七萬、護國軍二十萬、及び編成豫備軍二萬よりなるが、戦時動員計畫四百五十萬人を動員し得ることとなつてゐる。

海軍は大戦當時まではさして巨大でなく、イギリス、ドイツに次いで第三位であつたが、其の後着々として海軍力の擴張につとめ、最近では對英平等兵力量を越える大擴張に猛進しつつある。即ち、一九四〇年一月現在において、現有勢力は主力艦十五、四十六萬四千トン、航空母艦五、十二萬トン、甲級巡洋艦十八隻十七萬一千トン、乙級巡洋艦十九、十五萬九千トン、驅逐艦二百二十五、二十八萬三千トン、潜水艦百、九萬九千トンである。⁽¹⁹⁾

空軍はアメリカにおいては獨立せずして、陸軍及海軍の空軍として屬せしめられてゐる。この點、我國に於ける空軍の地位と同一である。その現有勢力は一九四〇年一月に於て陸空軍は約二千機（編制豫備軍及護國軍飛行機を含む）を保有してをり、而も國防法により一九四一年まで

に六千機を整備せんとしてゐる。海空軍は一九四〇年一月現在において約二千機（海軍豫備航空隊及練習機を含む）を常備してゐるが、擴張計畫としては整備目標を四千五百機に置いてゐる。なほ歐洲戦に於ける空軍力の重要性に鑑み、その増勢は更に拍車を加へられつゝある。

ハ フランスの國防 フランスの國防はドイツ、イタリヤの二つの全體主義國家の軍備に對抗する必要上、これら兩國の軍備を目標として擴張計畫が進められてゐた。平時勢力は陸軍は兵員數四十八萬六千人の本國軍のほか、所謂植民地軍が白人並に土人より編成され、その數は十九萬人で、本國軍其他を合すればフランスの全平時兵力は六十九萬三千人である。なほ兵制は大體義務制度を採つてゐる。海軍は現有勢力戰艦七、巡洋艦一八、驅逐艦七八、潜水艦七九、航空母艦一で、英・米の海軍力に比すれば可成り劣勢である。

これに對して空軍の勢力は航空省の下に於て、一九二八年以來急速に擴充され、その勢力は既に一九三七年に於て、本國では陸軍機二千十機

20) フランス國防の特質は海軍に於ては稍々劣勢であるが、陸軍、空軍が非常に優勢なる點にありと見られてゐた。然し今次歐洲大戰に於ては到る所でドイツ軍に惨敗を喫し、その數と質に於て到底ドイツの敵でないことが實證された。

21) 我國に於ては軍人は選挙・被選挙権を共に有たないが、これによつて政治的な運動、政黨の紛争より隔離せしめられ、専ら軍務に精勵し得るに對して、ソヴェトに於ては軍隊が政治的な問題に介入して、ともすれば本來の軍務を留守にする危険が見られるのである。一昨年あたりより頻々として行はれたソヴェト軍内部の「肅清事件」、首領部處刑等の諸事件は、彼らが餘りにも政治に接近し、政争の渦中にあつたことを物語るものであらう。

同豫備機五百五十機、海軍機百九機、同豫備機二十六機、海外では陸軍機四百三十九機、同豫備機百三十一機で、總計三千三百六十五機の多數に上つてゐた。然し今次大戰の経過よりすれば、その後の整備擴充速度はドイツに比し遙かに劣つてゐたやうである。⁽²⁰⁾

ニ ソヴェトの國防 ソヴェト聯邦の兵役制は嚴重なる國民皆兵による義務制度である。日本の軍人と異なる法律上の地位は、ソヴェト聯邦に於ては「赤軍の兵役に服する市民は、爾餘の市民と全く同等の條件に於て選挙權並に被選挙權を享有す」る旨を、同國憲法によつて保證されてゐることである。⁽²¹⁾とまれ、ソヴェト聯邦に於ける軍備の擴張、國防の充實は急速度で進められつつある。ロシアは一國社會主義建設を遂行する必要上、所謂民主々義國家と妥協をはかりつつあつたが、他方ドイツ、イタリヤ、日本等の防共國家群に包圍されて、それに對抗するために軍備の擴張に迫られてゐた。獨ソ不侵略條約締結により狀況は逆轉したがとにかく擴張の急激なことは驚くばかりである。即ち、一九三三年の十

22) 航空機數の多い點ではソ聯の右に出るものはないが、その性能は既に日支事變やノモンハン事件で試験済みの如く餘り優秀ではない。然し質は或程度まで量を以て補ひ得るから、決してこれを輕視することは出来ない。

五億七千四百萬ルーブルから、累年増大して一九三五年には六十五億ルーブルとなり、一九三七年には實に二百一億二百萬ルーブル、更に一九三八年度に至つては二百七十億ルーブルに達した。一九三三年（昭和八年）に比して實に十八倍近くの物凄い激増ぶりである。

ソヴェト聯邦の現有國防力の構成は、陸軍は全聯邦を十一軍管區に分ち、全陸軍歩兵二十三軍團（二十六箇師團）及び騎兵四軍團（九箇師團）より成つてゐる。一九三七年末の正規兵は百四十五萬、民兵交代部隊約三十萬、而してソヴェトに於てその優秀を誇る機械化兵團其の他の特別軍隊二十五萬がある。空軍は一九四〇年一月に於て、航空機數總計六千機以上を擁し、そのうち約千五百機が極東に配備されてゐる。⁽²²⁾

次に海軍は最近頻りにその充實を圖り、大型艦艇よりも小型艦艇の強化に力を注いで侮るべからざるものがある。すなはち、一九四〇年一月に於ける現有勢力は戰艦三隻、航空母艦一隻、巡洋艦十三隻、驅逐艦三四隻、潜水艦二二五隻を有し、太平洋方面には右のうち驅逐艦五隻、潜

23) かくてブロンベルグ陸相、ゲーリング航空相、ケーテ提督の三柱石によつて鞏固なる指導を受けることとなつた。

水艦七〇隻以上、水雷艇六隻その他小艦艇を配備してゐる。

ホ ドイツの國防 一九三三年ヒトラーの政權獲得後に於けるドイツの國防の充實は眞にすばらしいものがある。ヴェルサイユ平和條約によりドイツは常備軍の數を十萬に制限せしめられたが、一九三五年三月十六日、ヒトラーは同條約の軍備制限事項の廢棄を列國に向つて正式に宣言し、常備軍五十萬の整備を發表した。つづいて海軍の再建と徵兵法の施行を言明した。かくてドイツの陸・海・空軍はヒトラー大元帥兼總司令によつて統轄されることとなり、また國防省を廢止して陸軍省を設けた。⁽²³⁾ かくしてドイツは對ソヴェト戰線の整備と對フランス國境の要塞強化を完了したのである。以下ドイツ國防の現状を概観しよう。

陸軍はすでに一九三四年に國民皆兵制を布き、最近の平時兵力は五十萬六千人となり、一九四四年までに正規兵並に豫備兵力を五百萬にする老大な計畫が着々として進行しつつある。海軍は一九三五年四月に於ける海軍再建宣言によつて潜水艦十二隻建造に着手したのを手始めに、

24) 海軍力全體としては對英三割五分、四十萬トン、また潜水艦は名目上は均勢を認められ、對英四割五分を建造し得ることとなつた。

一九四〇年一月現在に於ては潜水艦六〇隻、一萬トン級豆戰闘艦二隻、二萬六千トン級戰艦二隻、三萬五千トン級戰艦三隻建造中、六千トン級巡洋艦六隻、一萬トン級巡洋艦二隻、更に巡洋艦七隻建造中、驅逐艦二十二隻、別に驅逐艦八隻、その他航空母艦二隻、潜水艦二十八隻を建造中である。かくてドイツ海軍は、嘗ての世界大戰におけると同様、潜水艦主義をもつて再建に乗出し、⁽²⁴⁾ 空軍力によつてその劣勢を補ふ方針を探り、今次大戰に於ては相當の成功を収めてゐる。

空軍はヴェルサイユ條約による禁止の状態から、ヒトラー政權時代に入つて大擴張をなすに至つた。一九三五年五月の新國軍整備計畫によれば空軍を六部に分つてゐる。そして六航空隊に編成され、これは更に十二機より成る六十の航空機隊と五百機の豫備機より編成される。然し、現有勢力の強大さは歐洲戰績の示す如く全く想像の外である。

ヘ イタリアの國防 イタリアの國防軍は陸・海・空三軍より成る。統帥系統はムッソリーニ首相が軍部各大臣を兼任し、首相の下に參謀總

長を置き、別に最高國防會議を設けると同時に、各軍部に軍令部長を命ずる。

陸軍は國民皆兵主義による義務徴兵制である。現有勢力は本國正規軍二十六萬人、義勇國民軍五十五萬人、植民地軍約十一萬人、憲兵隊五萬人、總計九十七萬人を越える勢力を有つ。海軍はイタリヤにとつて永い間の懸案であつた對フランス均等の量を承認され、主力艦十七萬五千トン、航空母艦七萬トンの保有權を獲得した。⁽²⁵⁾ 現有勢力は戦闘艦四隻、巡洋艦二十三隻、驅逐艦六十五隻、水雷艇五十九隻、潜水艦八十六隻を有する。最後に空軍は現有飛行機數三千乃至三千五百機に達し、航空機製造能力は現在一ヶ月二百機乃至三百五十機と見られ、最大製造能力は一ヶ月五百機まで増大できるものと推測されてゐる。⁽²⁶⁾

二 日本國防軍備

イ 日本軍備の沿革

25) これによつて地中海の制海權を掌握し、英・佛兩國の海軍力はその咽喉を扼されることになつた。

26) 九千乃至一萬といはれるイタリヤ空軍操縦者の多くは、エチオピア戦争及びスペイン内亂に於て實戰の經驗を有し、これがイタリヤ空軍最大の強味とされてゐる。

27) 龐大な軍事費とそれに伴ふ諸準備とが産業の維持・發展を阻害することを防遏し、且つ世界平和を保持するため列國の軍備を制限縮少すべしとする運動は大戦後世界的に擴がつた。それが具體化されたものが、1922年のワシントン會議、1927年のジュネーヴ會議、1931年のロンドン會議等である。

(1) 陸軍 陸軍軍備の起源は明治四年に舊鹿兒島・高知・山口の三藩より數大隊の兵を徴集してこれを天皇の親兵とし、他に東京・大阪・熊本・仙臺の四鎮臺を設けたときにある。次いで明治六年に名古屋及び廣島に二鎮臺を増設、同十七年に従來の親兵を近衛師團と改め、六鎮臺を夫々師團に改編した。更に日清戰役後、六個師團を増設して十三個師團(近衛一個師團を含む、以下同じ)となし、日露戰役後、更に六個師團を増して十九個師團とした。また世界大戰のとき、大正四年に二個師團を朝鮮に設置して計二十一個師團、常備兵力二十九萬を擁するに至つた。然るに大戦後軍備縮少の輿論⁽²⁷⁾に動かされ、大正十一年と同十四年の兩度に師團兵力の縮少と四個師團の廢止を斷行して、十七個師團に、又兵力も六萬を減少して二十三萬になつた。然るに滿洲事變勃發を契機として國內及び國際間の政治情勢は一變するに至り、世界的軍備擴張に對する對抗上、我國も國防力の充實に邁進せざるを得なくなつた。

(2) 海軍 海軍は比較的早くより外國艦船の來航等により近代的艦艇

23) 艦齡八年以内の戦艦八隻、巡洋艦八隻より成る主力艦を根據とし、これに相應する補助艦を附屬せしめて組織する艦隊の戰略單位で、從來我が海軍計畫に於ける根本方針となつてゐたものである。

に接觸したが、明治維新後、我國の地理的事情が四面海を繞らし、且つ列國の東洋侵略に對抗する必要があつたために、新政府は銳意海軍力の充實に力を注いだ。日清戦役を経、日露戦役に於ける日本海々戦にロシアのバルチック艦隊を徹底的に覆滅してより、我が海軍力の優秀性は世界的驚異となつた。更に世界大戦の經驗によつて海軍力擴充の必要が叫ばれ、大正九年の議會には有名なる「八八艦隊案」⁽²⁸⁾が可決された。

然るに平和恢復後、一般的軍備縮少の風潮とイギリス、アメリカの我が海軍力充實に對する反對によつて同案の實現は不可能となり、大正十一年のワシントン條約は所謂「五・五・三比率」を確定し、更に昭和五年のロンドン條約はこの比率を補助艦にまで適用するに至つた。然し昭和六年末以後の極東方面の政治事情の急變、聯盟脫退等により我國獨自の海軍力充實方法が必要となり、遂に昭和九年十二月には前述のごときワシントン條約の廢棄を通告するに至つた。爾來、帝國海軍は列國の條約的干涉を離脱して獨自の海軍力充實に努めつつあるが、昭和十二年七月

29) 我國の軍備は右のやうに戦争毎に擴張されてきたが、而かも我對外戦争の規模が如何に大きくなつたかを見ることにより、それに対応するための軍備の擴充が必要であることも背れる。

に於ける日支事變の突發により、我が海軍の東洋方面に於ける重要性は益々加はり、更に今後の事態に對應する實力を完璧たらしめてゐる。

(3) 空軍 最近に於ける我國の國防は以上の陸海軍の外、更に空軍の擴張充實によつて所謂「立體戰」の度を強くせる近代戰に不可缺の要素たる空軍力を増強しつゝある。我が空軍の精銳ぶりは今次日支事變並に滿蒙國境方面に於て遺憾なく其の眞價を發揮し、今や列強をして瞠若たらしめてゐる。⁽²⁹⁾

□ 日本軍隊の統帥機構 我國軍隊の統帥權は天皇親ら總攬し給ふところであつて、陸海軍は直接に大元帥に隸屬する。これ統帥大權又は軍令大權と云はれる所以である。日本憲法は軍の行動と一般政務の行動を區別し、軍の行動は一般國務大臣の責任外に置いてゐるが、その理由は要するに軍の行動が自由且つ敏速に而も策戰の機密を必要とし、局外者の干涉や制肘を許さないからである。従つて統帥大權を輔弼する職務は國務大臣にあるのではなく、特別の帷幄の機關たる參謀總長及び軍令部

30) 我が國民皆兵制度は列國のそれと異り、古來我國獨自の制度となつてゐるものである。それは單なる強制や義務といふ觀念から生れたものでなく、日本臣民の最高且つ榮譽ある責務であると同時に、忠良なる日本臣民のみの享有し得る特權である。

長にある。

ハ 日本の兵役制度 兵役制度は國民皆兵制度⁽³⁰⁾であつて、帝國臣民にして満十七歳より満四十歳に至る男子はすべて兵役に服する義務がある。而して陸軍兵役は常備兵役(現役及び豫備役)、後備兵役、補充兵役(第一及び第二)より成る。現役は普通二ケ年であつて、これを終りたるものは五年四ヶ月の豫備役に入る。豫備役は現役と共に戦時に際しては第一線戦闘部隊を成す。豫備役を終りたるものは十ケ年の後備兵役に編入され、戦時の要員となる。補充兵(第一、第二共)は十二年四ヶ月の服役年限を有し、現役兵に缺員を生じたる場合これを補充し、また必要に應じ召集して所要の訓練を施して戦時の要員に充てる。後備兵役を終りたるものは第一國民兵役に、補充兵役を終りたるものは第二國民兵役に編入され、満四十歳に至るまで國民兵として戦時の要員に充當せられる。海軍兵役も大體陸軍兵役に同じく常備(現役、豫備役)、後備、補充、國民の四兵役に分れる。その服役期間は現役三ケ年、豫備役四ケ年、後

31) 時局下に、わが陸軍としては先づ空軍の充實を圖り、且つ各種近代兵器の粹を充實して、制空權確保を圖ると共に、地上會戰に於ても必勝を期し、同時に長期持久消耗戰に堪へ得るやう内外地を通じて兵備を改善し、兵力の充實増強を圖るために新たに樹立されたものである。

備兵役五ケ年である。

ニ 帝國陸海軍の現有勢力 我國内地には近衛師團の外に十四個師團を常駐せる外、朝鮮に二個師團、また遣外軍としては朝鮮軍、關東軍、支那駐屯軍、臺灣軍がある。

兵種別による陸軍の現有勢力を數字的に掲げることは、時局柄これを差控へなければならぬが、支那事變の進展と急轉するヨーロッパの戰局をめぐる國際情勢に對應して、不敗の國防態勢を整備する方針の下に新軍備充實計畫³¹⁾に基づいて、量・質兩方面にわたる軍備の充實が着々と進行しつゝあることは甚だ心強い限りである。最近陸軍兵備體系の大改革を斷行し、新軍司令部令、師團司令部令の二軍令を公布、一方これに伴ひ陸軍軍管區表の改正を行ひ、聯隊區司令部についても、一府縣一聯隊區制の趣旨に則り、新設・移轉等を行ふことになつたのもその現はれにほかならない。

次に海軍の現有艦艇勢力は次のごとくになつてゐる。

1) 國際條約は文書による國家間の合意、即ち二つ以上の國家によつて作出された文書の合意であり、文書によらぬ國家の合意は條約ではない。協定・協約・取極・決定書・宣言・覺書・通牒交換など種々の名稱が附されてゐるが、文書の種類や名稱は問はない。

32) 航空母艦の勢力は鳳翔(七、四七〇トン)、加賀(二六、〇〇〇トン)、赤城(二六、九〇〇トン)、龍驤(七、一〇〇トン)、蒼龍(一〇、〇五〇トン)の五隻を現在有し、一萬トン級の飛龍を建造中である。又新艦種として水上機母艦が設けられ、能登呂(一四、〇五〇トン)、神威(一七、〇〇〇トン)が特務艦より改編せられ、その他現在、九千トン級の千歳、千代田、瑞穂の三艦が新造中である。

戰艦	九隻	二七二、〇七〇噸	練習戰艦	一隻	一九、五〇〇噸
航空母艦	五隻	七八、四二〇〃	一等巡洋艦	一二隻	一〇七、八〇〇〃
二等巡洋艦	二一隻	一一五、四五五〃	水上機母艦	三隻	三一、〇五〇〃
潜水母艦	五隻	三一、〇一五〃	敷設艦	六隻	一九、六三〇〃
海防艦	七隻	五五、四五〇〃	砲艦	一〇隻	四、五〇五〃
一等驅逐艦	七八隻	一一〇、九二三〃	二等驅逐艦	二九隻	二二、六三五〃
一等潜水艦	三四隻	五三、九〇七〃	二等潜水艦	二五隻	二一、六二七〃
水雷艇	一二隻	六、八六八〃	掃海艇	一二隻	六、六四二〃
特務艦	一九隻	二二九、九三五〃			

その外、海軍航空力として艦隊航空隊と陸上航空隊とがある。前者は航空母艦及び其他の艦船に搭載する艦上機より成る。

また、陸上航空隊には既設十七隊の外に、第一次充實計畫で十四隊、第二次充實計畫で八隊が増加されることになつてゐる。この全部が完成された暁には三十九隊といふ大規模のものとなるが、國民はその完成の日の一日も速かならんことを待つてゐる。

第四講 外交問題

基礎知識

一 外交の意義と日本外交

イ 外交の意義 外交とは一國と他國との交渉關係の總體である。今日では列國間の外交關係は非常に複雑になつてゐるので、これに關する問題も多岐に亘るが、大別すれば(1)政治的外交問題、(2)經濟的外交問題、(3)思想的な外交問題の三となすことが出来る。

外交關係中、殊に(1)の政治的方面に關しては、法律的には平時・戰時の兩國國際法による一般的规定があるが、特定國相互の間に於ては所謂國際條約⁽¹⁾が存在して、爾餘の諸問題と共にその間の調整に當る。また國際慣例の存するときは之に従つて處理される場合もある。

然しながら、外交は必ずしも國際法、國際條約または國際慣例に當て

2) 日滿兩國の特殊不可分關係の基礎を爲すものは昭和七年九月に成立した「日滿議定書」である。日滿兩國の理想は政治的・軍事的には同盟關係を緊密にし、經濟的には高度のプロック圏を構成するにある。

はまる事件のみを取扱ふのではない。なぜならば、國家間に生ずる事件には屢々國際法にも國際條約にも、また先例にも現はれないものが出て来るし、問題の重大な場合には相手國が國際法や慣例の存すると否とに論なく之を無視する場合もある。故に刻々に變化して行く新しい局面に臨んで、機に應じ相手の出方に従ひ、國の紛争を處理して行くことは専ら外交の範圍に屬する。

□ 日本外交の目標 わが國の國是として日本外交の終局の目標とするところは、東亞の安定を確保し、依つて以て世界の平和に貢獻すると共に、國際正義の確立により人類の福祉を増進するにある。これがためにはわが民族の生存と發展とを保障すると同時に、諸國民相互の融和を計り、特に日滿兩國の特殊不可分關係と日支兩國の提携とを基調として東亞の安定的勢力たるの實を擧ぐるを以て第一義とする。而してこの基本的國是を達成するためのわが外交手段は、積極自主なると共に、わが帝國の品格を傷つくることなきを期されてゐる。

3) 黃禍論=黃色人種の移民が白色人種の脅威となることを主張する一派が、この實情は將來に禍根たることを指摘するに黃禍なる語を用ひたに始まる。こゝに黃色人種とは、歐米人より見て日本人及び支那人を指すこと勿論で、黃白兩人種の間には生活程度と生活様式とに相違ある結果、やがて比較的低廉なる勞働の供給により、歐米人の經濟的地位を混亂するものと解釋した所から出た議論である。

この議論は既に1893年頃ヒアソンが唱へ、近くは濠洲に於てこの問題が再燃し、所

ハ 日本外交の概観 世界大戰以前に於ては、日本外交の國際外交界に於ける發言權は比較的小さかつた。それはわが國力の實體が未だ充實してゐなかつたことにも起因する。然し大戰後に於ては、わが國の對外的進出は劃期的に著大となつた。それは國防力に於ても經濟力に於ても異常な躍進を示したことによるが、當時のわが外交方針が出来る限り列國との協調を旨とし、平和的諸條約並に機關にも加入するに至つたからである。

然るに、わが國の發展が漸次歐米諸國の既得權益と摩擦を生じ、彼等の恵まれたる特權が脅かされるにつれて、いはゆる「黃禍論」を唱へてわが國の進出を排斥する國が多くなつた。特に英・米・佛はその黒幕をなすものであつた。滿洲事變を契機として列國の對日壓迫は愈々露骨となり、徒らに歐米諸國の利己的協調主義に迎合するを許さない立場に置かれ、かくて日本外交は茲に對外硬への一大轉廻を示すに至つた。

日支事變勃發してわが東亞再建工作が積極化するや、列國殊に英・佛・

謂白濠主義（濠洲の英人は白人濠洲主義を唱道固執し、東洋人移民の入國を阻止してゐる）の聲を高からしめた。またノースクリフ卿は1921—22年の世界漫遊の結果この議論を熱心に支持した。世界大戦前ドイツ皇帝も亦黃禍を盛に唱へた一人であつた。要するに黃禍論は、歐米人が有色人種を迫害壓迫し、その犠牲に於て自己の利益のみ追求し來つた過去の惡業に自ら脅かされ、今度は逆に黄色人種によつて迫害壓倒される日がやがて訪れるのではないかとの恐怖觀念に陥つた結果の妄想論である。

米等のいはゆる第三國は疑惑の眼を以て之を眺め、その在支權益の喪失を危惧して、わが國壓迫のためにあらゆる手段を講じて來たが、わが國は東亞新秩序建設を目指して毅然たる態度を堅持し、東亞の盟主としてその眞價を遺憾なく發揮しつつある。折しも勃發した歐洲動亂にも、わが國の根本方針は依然として動かず、政府は之に介入せず支那事變の處理に邁進すべき決意を中外に闡明した。今後の日本外交がこの線に沿つて進むべきは勿論であつて、わが國の眞意を理解するものとは手を握り東亞再建を阻害せんとするものあらば、斷乎これを排除して曠古の偉業を完遂せんことを期してゐる。

實際問題

一 日本の對外關係

イ 日英外交問題 日英外交の衝突は滿洲事變以來不可避の運命にあ

4) 當時の外相内田康哉伯の「滿洲に於けるわが生命線を確保するためには、日本は一國を焦土と化すとも斷じて退くものでない」といふ強硬外交方針を指してかくいふ。

つたといへよう。イギリスが國際聯盟を道具に使つて、事變調査團（リットン卿一行）を東洋に派遣する等の陰險なる策謀を弄したことは、いたくわが朝野を憤激せしめ、内田外相をしていはゆる「焦土外交」⁽⁴⁾を叫ばしめた。かくて一九三三年（昭和八年）三月には、過去十三年の長きに亘り有力國としてその運営に盡力して來た國際聯盟を脱退するに至つた。

然しその後には於けるわが對英外交方針は、出來得る限り兩國の正面衝突を避け、平和的に外交上の諸問題を解決せんとする協調的態度であつた。即ち同年九月就任せる廣田外相は對英協調方針をとり、平和的外交處理を基調としたが、この方針は二・二六事件後の廣田内閣では有田外相により、つづく林内閣では佐藤外相により、また近衛内閣では廣田外相復活となつて繼承された。

然るに昭和十二年七月日支事變の口火が切られ、これが日支の全面的な衝突となるに及んで、いはゆる在支既得權益の喪失を惧れる英國と、東亞再建に乗出した日本との利害衝突も亦全面的とならざるを得なくな

- 5) 鼓浪嶼問題—鼓浪嶼島に於ける抗日テロ事件に端を發し、列國の陸戰隊揚陸問題、租界改組問題等が絡み合つて、日本と英・米・佛との間に生じた紛争問題である。
- 6) 天津租界問題—抗日テロ犯人引渡し問題に關し、天津英租界當局が不誠意極まる態度を示し、租界の特權を利用して之を援蔣抗日の策源地たらしめんとする意圖が明白に看取されるに至つたため、從來隱忍自重してゐた現地軍當局が遂に起つて英佛租界の封鎖を斷行、英租界の敵性一掃に乗出し、茲に支那事變を繞る日英の對立が表面

つた。即ち英國は自國權益への執著に眼眩んで日本の眞意を誤解し、この際日本と協調することは、極東に於ける經濟上の支配的地位を日本に譲る結果を招くと考へ、徹底的反日援蔣政策をとるに至つた。

かくて英國の對日支政策の根本は、事變頭初より日本との協調ではなく、日本の大陸進出の阻止に集中せられた。南京を始め武漢、廣東と蔣政權の主要據點が相次いで陥落し、蔣政權が一地方政權に顛落しても、依然その政策は執拗に續けられた。國際聯盟による對日壓迫の策謀、武器の供給、援蔣借款、作戰妨害、スパイ行動等その實例は到底列擧の煩に堪へないほど無數である。就中、鼓浪嶼問題⁵⁾や天津租界問題⁶⁾に現はれた反日援蔣政策は、わが國民に對して極めて不快な印象を燒付け、日英外交の危機をさへ想はしむるものがあつた。

天津租界問題の紛糾は、東京に於けるいはゆる「日英會談」によつて折衝されることになり、わが方は英國側の援蔣政策拋棄を絶対條件とする強硬態度を以て臨んだ。これに對し英國は若干の讓歩を餘儀なくされた

が、依然として誠意の見るべきもなく、遂に決裂するに至つた。その後も英國は執拗に反日援蔣の態度を持續してゐたが、ドイツと戰端を開くに至つて足下の歐洲に全力を傾倒すべき必要に迫られ、従つて援蔣政策も意の如くならず、且つは有力中立國たる日本の動向をも懸念し、漸次その對日態度は軟化せざるを得ない情勢にある。

□ 日米外交問題 世界大戰後、日米外交關係はいはゆる「移民排斥法」を繞つて若干の對立を見せたが、その後は兩國の協調的方針によつて比較的良好な状態に置かれてゐた。滿洲事變は米國の朝野を痛く刺戟したやうであつたが、結局に於て英國ほどに直接的利害關係に影響しないところから、露骨な對日壓迫態度はとらなかつた。

支那事變勃發當初に於ても、米國は支那に多大の同情は寄せながらも嚴に不介入主義を堅持して靜觀的態度を持してゐたのであるが、昭和十二年十月になされたルーズヴェルト大統領の侵略國隔離提唱演説及びハル國務長官の日本を侵略國なりと斷ずる聲明を契機として、漸次干涉主

化するに至つた問題である。

康哉と米國々務長官フィランダー・シー・ノックスとの間に調印され、同年三月三十日に批准を終へ、四月四日批准書を交換し即日公布されたもので、全文十八箇條からなり、兩國民の來往・居住・營業の自由及び平等權・強制兵役の免除・領事の交換・輸入税・船舶・沿岸貿易・最惠國待遇・特許・商標及び意匠權等を主要内容としてゐる。廢棄通告は昭和十四年七月二十六日で、その效力發生は六ヶ月後である。

期間中に新條約の締結を見ない限り、日米間に無條約時代が現出されることとなり、日米外交は茲に未曾有の危局に逢著することとなる。

かくの如く日米外交は日を追つて悪化するの傾向にあるが、然しその間米國の反日態度には一定の限界を保つてゐることが窺はれる。即ち政府當局の聲明や對日抗議等に於ては極めて強硬な態度を示しつつも、米國が實際支那事變の紛争渦中に捲込まれるが如き危険な事態に直面した際は、相當慎重なる態度を保持してゐる。現に鼓浪嶼や天津租界等に於て英國が露骨に對日敵性を發揮し、米佛を誘つて共同動作乃至報復行動を執らんと策動した際も、米國は或程度の協力的行動は執りつつも、英國のために火中の栗を拾ふが如き行動は嚴に控へてゐることが看取される。従つて今のところ武力衝突を冒す意思なきことは明らかだが、然し反面米國が太平洋方面の防備強化に熱中してゐることも看過出来ない。

ハ 日ソ外交問題 一九一七年十一月に於けるボルシェヴィキの政權掌握直後の外交方針は、列國と對立して世界革命を強行するにあつた。

7) モンロー主義=米國大統領モンローが、1823年議會に對する恒例の教書を以て宣言したもので、これは、既にアメリカはヨーロッパ植民地に非ざること、ヨーロッパ諸國が西半球に勢力を擴張するは米大陸の平和に害あること、米國はヨーロッパの政治に干渉せざること、既に獨立したるアメリカ諸國に干渉するは非友誼的なること等の宣言であつて、爾來傳統的に米國外交政策の基調をなすものである。

8) 日米通商航海條約=1911年二月廿一日、ワシントンに於て日本特命全權大使内田

義の地金を現はして來た。元來米國外交の基調をなすといはれるモンロー主義なるものは御都合主義、便宜主義に過ぎないものであつて、米大陸に對する諸列強の干渉は排しつつも、自國が他の大陸に干渉することには極めて寛大であり、幾多の事實がこれを物語つてゐる。例へば支那事變に對して米國が高唱する支那の門戸開放・機會均等主義の如きも、體裁はよいが明らかな極東干渉主義に外ならない。

かかる米國の極東干渉主義の動きは、英國の宣傳や策謀に刺戟されて濃度を加へ、漸次反日援將陣營へ引込まれて行つた。即ち米國の對蔣援助は、最初は主として政府當局の聲明や演說による精神的なものであつたが、その後は對蔣借款、軍需品の供給等の具體的援助にまで進んだ。また對日壓迫態度も次第に積極性を加へ、或は英國と共同戰線を張り、或は之を支持するが如き措置に出た。殊に日英會談に於て英國が軟化の氣配を示すや、突如日米通商條約の廢棄を通告し來り、暗に英國を鞭撻するが如き露骨なる反日行動を敢てするに至つた。かくて本條約廢棄の豫告

9) ボルシェヴィキは「多数派」の義で、1906年ロシア社会民主黨大會でレーニン派とアレハノフ派とが對立し、前者が多数を占めたのでボルシェヴィキといひ、後者をメンシェヴィキ（少数派）と呼んだに始まる。この黨は1917年二月及び十月の革命を指導して遂に政權を獲得し、現在に及んでゐる。わが國でボルシェヴィキを一時過激派と呼んだのは、その綱領の急進的なのによるので、黨名ではない。

蓋し社會主義國と資本主義的帝國主義國とは永久的に併立し得べからざるものと考へたからであらう。然るに彼等の妄想せる世界革命の夢は先づ西部ヨーロッパに於て破れ、その他の方面に於ても次々に實現の困難に當面するに及んで、遂にヨーロッパの革命化は斷念とまでは行かないが、休止の餘儀なきに至つた。かくてその革命的赤化運動は東洋方面に向けられ、特に支那に於けるボロヂン一派の暗躍となり、當時國民運動に狂奔しつつあつた國民軍内部に集喰ふまでになつた。然るに當時の聯ソ容共方針（ソ聯と聯絡して支那國內の共產主義宣傳を許す）は、蔣介石のクーデター（武力斷行）によつて完全に彼の獨裁のために利用されてしまつた。ここに於て、世界革命即時實行を叫んで列國との抗争を主張するトロツキー一派の意見は、ロシアの内部に於て誤謬とされ、これと反對に資本主義國とは國交關係を維持しつつソヴェト國內に於ける「一國社會主義建設」を唱へるスターリン一派の主張が勝利を占むることとなつた。この方針は日ソ外交上にも現はれ、北滿鐵道の讓渡、北洋漁業條約の締

10) 張鼓峰事件=豆滿江下流東部滿鮮ソ國境附近に在る滿洲國領内の一丘陵張鼓峰に對し、ソ聯兵が不法にも越境し來り、之を占據して軍事施設を強行するの暴舉を敢てせしめたため、遂に日滿軍が實力を以て之を撃退した事件である。

11) ノモンハン事件=滿洲國海拉爾西南方約五十里ハルハ河に近いノモンハン附近に於て勃發した外蒙兵の不法越境に端を發する日滿軍對ソ蒙軍の衝突事件である。敵は航空機・戰車・機械化部隊等の粹を盡して大舉滿領に侵入を企てたが、日滿軍は寡

結等に於てもソ聯は妥協的態度を示した。然し滿洲事變後に於けるわが國力の異常なる大陸進出は、ソ聯に大なる脅威を與へ、わが不侵略方針の堅持にも拘はらず、ソ滿國境方面の軍備充實にあらゆる工作を進め、いはゆる北洋漁業問題、北樺太利權問題に於ける反日態度も次第に露骨となつた。

日支事變勃發するや、ソ聯は支那に對して武器供給を公然と行ふのみならず、積極的に蔣政權を援助し、わが軍に對し間接的挑戰をさへ敢てするに至つたが、更に滿洲國內へ屢々その軍隊を侵入せしめ、わが日滿一體を建前とする外交方策に問題を生ぜしめてゐる。殊に一九三八年（昭和十三年）七月には東部ソ滿國境に於て「張鼓峰事件」⁽¹⁰⁾を突發せしめ、越えて一九三九年六月以降の如きは、外蒙國境より侵入して滿洲國領を占據せんとし、いはゆる「ノモンハン事件」⁽¹¹⁾を惹起し、日滿軍とソ蒙軍との間に大激戰が展開され、日ソ國交の重大危機をさへ思はしむるものがあった。本事件の意義はソ聯と外蒙古との次の如き關係に於て重要性が見

兵よく之を邀撃して大打撃を興へ、撃破飛行機數のみでも千四百餘機に及んだ。九月十六日外交交渉による停戦協定成立により一應落着した。

出される。

元來ロシアは外蒙古に對して帝政時代當時から、非常な關心を持つて調査研究し工作を始めてゐた。それは滿洲、支那への進出の通路としてまた足場として重要性を有つてゐたからである。ソ聯邦成立後はその極東政策上、蒙古の地理的位置が軍事的にも重大な價值を有することになつて來た。即ち極東方面の作戰補給線たるシベリア鐵道を側面より防衛するための前哨地帯として、また北支方面に對する積極的行動のための進出路としても外蒙は重要な役割を有する。そこでソ聯としては極めて巧妙なる赤化工作を加へ、外蒙を恰もソ聯邦の一構成分子たるかのやうにして了つたのである。即ち支那及び白系ロシアの干渉に不満を持つてゐた蒙古民衆を煽動して國民革命黨を組織せしめ、一九二一年には全領域を赤軍及び革命軍によつて平定した後、蒙古人に軍隊を組織せしめ、自から之を指揮して廣大な外蒙古をいつしか自家藥籠中に收めたのである。従つて現在外蒙古は完全にソ聯の屬領化し、その政治上、經濟上、

12) ソ蒙相互援助條約の内容は次の如くである。

第一條 第三國によりソ聯、又は蒙古人民共和國領土が攻撃を受くる脅威發生する場合には、ソ聯政府並に蒙古人民共和國政府は發生せる情勢につき、即時共同して考慮を加へ且つ兩國領土の安全を保護するため必要と思惟される一切の手段を講ずることを約す。

第二條 ソ聯政府及び蒙古人民共和國、又は締約國の一方に對し軍事的攻撃が加へら

軍事上のすべての重要機關はソ聯によつて支配され、國內の政治組織もソ聯の制度に倣つて議會を基礎とする共和政體をとつてゐる。滿洲國獨立後、日本の勢力の外蒙古への侵入を恐れたソ聯は、一九三六年三月ソ蒙相互援助條約⁽¹²⁾を締結し、兩國軍事を一體不可分關係とした。

日ソ外交の危機はノモンハン事件に對する停戦協定の成立によつて一應解消され、紛争の禍根たる國境線の不明確を處理するためには、日滿ソ蒙間の國境確定委員會が構成されたが、その前途は必ずしも樂觀を許さないものがある。また支那事變に對しては中國共產黨と氣脈を通じて依然抗日と支那赤化にあらゆる策謀を續けてゐるから、日ソ外交は今後益々多事多難が豫想される。

二 日支外交問題 蔣介石政權以前の日支間の外交關係は列國に比して特に悪いことはなく、これには我國の對支親善方策も加味されてむしろ良好でさへあつた。殊に孫文一派が反軍閥の國民運動を興したときには、彼の革命運動の達成を援助する空氣が我國に於ては強かつた。然るに

れる場合には、軍事的援助を含む一切の援助を相互に提供することを約す。

第三條 ソ聯政府及び蒙古人民共和國政府は、1925年ソ聯軍が蒙古人民共和國領土より撤収した際の事態と同様に、本條約第一條又は第二條に規定されたる義務を履行するための相互的取極めに基き、締約國領土に駐蒙する他方の軍隊は駐蒙の必要止むと共に即時、當該地域より撤収さるべきことは自明のことと認む。

第四條 本議定書はロシア語並に蒙古語を以て作成され兩文共に同等の効力を認む。

國民政府樹立されるや、革命の勝利に氣を負つた國府は、果然列國殊に英・米・佛等に對して「打倒帝國主義」「不平等條約撤廢」を絶叫する革命外交を要求し、一九二七年（昭和二年）一月には漢口・九江のイギリス租界を占領し、租界回収に成功したが、これは全く英外交の蔣政權への欺瞞的親支外交の現はれに外ならなかつた。

排日外交への轉換——然るに、日支關係は一九二七年五月に於ける濟南事件の突發を契機として急速に惡化の一路を辿り、排日運動は支那各地に於て猛烈となつてきた。かく情勢が急轉化したのは、狡猾にして老獪なイギリス外交の魔手のためで、イギリスが表面的には親支態度を裝ひ内實に於ては支那への蠶食を企てつつあつたからであり、このことを知らぬ國民政府の蔣一派の歐米派が排英米運動を排日運動へすりかへられたためである。支那の排日、侮日は止るところを知らず、日支關係の惡化は遂ひに一九三一年九月十八日の滿洲事變となつて現はれた。同事變以來、支那外交は英・米の援助を頼んで益々抗日的傾向を強め、その結

本議定書は調印と同時に効力を發生し、十年間有効とす。
1936年3月12日、ウランバートルに於て之を作成す。

ソ聯代表	タ	イ	ロ	フ	印
蒙古人民共和國小國民議會議長	ア	モ	ル		印
同首相兼外相	ゲ	ン	ダ	ン	印

果は一九三五年の北支問題を生んだが、一九三七年七月遂に今次の日支事變を勃發せしむるに至つた。

事變の進展と、もに、日支兩國の戰爭關係の動きに對應する英・佛・米・ソヴェト等の策動があるが、蔣介石軍の完全なる敗退によつて、國民政府自體は日本にとつて外交交渉の客體たる地位を喪失してしまつた。そして之に代るに維新・臨時・蒙疆等の政權が過渡的に外交の主體となるに至つたが、今や汪兆銘を中心とする新中央政權の樹立が具現されんとし、日支外交關係は愈々緊密の度を加へつゝある。

わが對支國交調整の根本方針は、一九三八年（昭和十三年）十二月二十二日、首相談の形式を以て聲明せられた政府の方針によつて明示されてゐる。之を要約すれば、日本の新支那中央政權に對する國交調整の要點は

- 一、日本の希求するところは日滿支三國プロック結成による新東亞建設にある。
- 二、右の方針に基き帝國が新支那に對し要求するところのものは

(イ) 滿洲國の承認

13) ソ聯は支那赤化を圖るに當つて、三つの赤色ルートをもつてゐる。その東路が滿洲であり、中路が外蒙—内蒙—北京であり、南路がトルク・シブ鐵道—新疆—四川—湖南—江西—福建とされてゐる。即ち中路に於て外蒙が既にソ聯の掌中にある今日北支防共のために内蒙地方が如何に特殊性を有つかはいふまでもあるまい。

- (ロ) 日支防共協定の締結
- (ハ) 日本軍の防共駐屯
- (ニ) 内蒙地方を特殊防共地域とすること⁽¹³⁾
- (ホ) 日支互恵平等の原則に立つて日支經濟提携をなし、特に北支及び内蒙地域に於ては資源開發に關する日本の優位を認めること

等であり、従つて日本の眞意は領土侵犯・賠償金要求をなすものでなく寧ろ日本は支那の獨立保全達成のため積極的努力を惜まざるものなることを明確にし、一方英・米・佛等の第三國が動もすれば日本の眞意を誤解し、支那に於ける一切の門戸を閉鎖するとの不安に對しては、眞に第三國が日本の新東亞建設の趣旨を諒解し、進んでわれと提携せんとするに於ては、東亞新體制下に於ける門戸開放、機會均等等を容認すべきを明示したものである。

二 國際聯盟と九國條約

一 國際聯盟 國際聯盟は一九二〇年一月十日、米國大統領ウィルソ

14) 聯盟脱退後も政府より代表を派遣してゐた常設委任統治委員會・阿片諮問委員會・社會問題諮問委員會の政府代表を免じ、個人資格で委員或は準委員が協力してゐた常設委任統治委員會・學藝協力委員會・阿片中央委員會・經濟委員會・保健委員會の委員或は準委員が辭任し、また東洋傳染病情報局・労働機關・常設國際司法裁判所との協力も終止された。

ンの提唱に基いて結成された諸國家間の條約上の聯合で、その目的とするところは(1)國際平和の確保(2)國際協力の促進の二點に要約し得る。

一時わが國に於ては國際聯盟の威力を過大に評價するの傾向があつたが、今日ではそれを信ずるものは殆んどないといへる。なぜならば、聯盟の機構自體が強い拘束力を持つものでなく、第一に國際間の問題を議せんとしても、首唱國たる米國自身が參加してゐないほど曖昧な存在であり、その本質に於て英佛の代行機關に過ぎないことが明白になつたからである。

英佛が聯盟の内部に於て現状維持派を操縦し、出來得る限り列國間の關係なり現存の國際條約なりを維持せんとするに對して、爾餘の諸國、特にドイツ、イタリヤの如き現状打破を要求する國が、おとなしく黙してゐる筈がなかつた。そして世界の政局に多大の動搖を與へた世界恐慌勃發後の諸情勢は、日本の躍進と獨伊の異常なる進出を齎し、現状維持派を震撼せしむるに至つた。

(四)支那の情勢に因り、機に乗じて特權を策謀し、以て友邦人民の權利を減少し、又は友邦の安全を脅す等の舉動を許諾すべからず。

以上の四原則が九國條約の骨子であるが、それに附隨して次の諸事項も該條約に於て決議された。

(五)關稅問題は附加稅徵收と釐金廢止に關し協議するため新に特別會議を開く。

(六)治外法權撤廢の列國調査會を開くこと。

(七)外國郵便局撤廢、英國の威海衛還附、佛國の廣州還附。

及び行政的保全を尊重し、支那の領土を通じて一切の國民の商工業上の機會均等を有効に擁護維持することを第一條に規定し、第二條以下に於てこの趣旨を敷衍してゐる。⁽¹⁵⁾然し當時これを主唱した米國の意圖は、支那と結んで日本の滿蒙に於ける特殊地位に對し直接間接に斧鉞を加へんとしたものであり、かくすることにより、歐米諸國が支那の植民地化を目的として締結されたものである。

日支事變によつて極東の情勢に變化を來すや、歐米諸國はいはゆる在支權益に脅威を感じ、或は今後の極東進出を阻止されんことを危惧し、就中米國の如きは九國條約を楯に屢々わが國に抗議すると共に、支那の門戶開放・機會均等の要求を試みて來た。また英佛もこれと同様の態度をとつてゐる。然し九國條約の死文たることは既にわが國論の一致する所であり、既に支那の植民地化を排し、東亞協同體の結成が著々進められつつある今日、かかる時代遅れの有害物は當然抹殺さるべき運命にあることは自明の理である。

15) その主要條項は次のごとくである。

(一)支那の獨立ならびに領土及び行政の完全なる主權を尊重する。

(二)支那に完全且つ無阻害なる機會を與へ、以てその發展及び有力且つ鞏固なる政府を維持せしむ。

(三)各國の權勢をもつて支那各地における各國の商務、實業及び機會均等の確立及び維持を期す。

かくて滿洲事變を契機として日本先づ聯盟を脱退し、つづいてドイツその他の諸國の脱退を見たる現在に於ては、國際聯盟とは名のみで、徒らに内容なき形骸を止めてゐるに過ぎない。にも拘はらず一九三八年九月の國際聯盟理事會は、支那事變に對し規約第十六條の適用を採擇するが如き舉に出たので、日本は聯盟脱退後も繼續して來た國際聯盟諸機關との協力關係をも全然終止するに至つた。⁽¹⁴⁾ただ南洋委任統治に關してはこの措置に何ら關係なく、そのまゝの状態が繼續されてゐるが、委任統治委員會の事業にわが代表の參加は不可能となつたわけである。

□ 九國條約 九國條約は一九二二年、ワシントン會議の結果日・英・米・佛・伊・白・支・蘭・葡の九ヶ國間に於て、極東に於ける事態の安定を期し、支那の權利利益を擁護し且つ機會均等の基礎の上に、支那と他の列國との間の交通を増進せしめるの政策を希望するといふ名目の下に締結された條約である。

九國條約は本條九ヶ條より成り、支那の主權及び獨立並に其の領土的

第五講 宗教問題

基礎知識

一 宗教の意義

イ 形式的意義 現在我國においては多くの宗教がある。即ち我國固有の神道から、佛教・キリスト教・天理教・回々教等々殆んど十指を以ても足りないであらう。⁽¹⁾すべて、これらの宗團・宗派はそれぞれの教義を有つてゐるが、普通にはかゝる教義の體系を以て宗教といふ。すなはち、形式的には宗團の教義の綜合を以て宗教とされるのである。

ロ 實質的意義 而して宗教を實質的内容から見た一般の學説では、宗教とは超人間的なものと人間が何等かの關係を有つと感ずる場合の、人間の意識及びこれより生ずる人間の行爲であるとされる。

ハ 宗教の起源(宗教に對する解釋) 宗教の發生は原始的には、自然

1) 宗派を區別すれば非常に數に上り、佛教のみでも天台・眞言・淨土・臨濟・曹洞・黃蘗・眞宗・日蓮・時宗・融通念佛・法相・華嚴等があり、キリスト教には天主教會・日本キリスト正教會・日本キリスト教會・日本組合キリスト教會・日本聖公會・日本バプテスト教會・日本メソヂスト教會・日本美普教會・日本福音教會・日本福音路加教會・救世軍等がある。

2) また、特殊な解釋としては宗教を以て、古來支配者たちが愚昧な民衆を欺瞞した道具であるとする社會主義者の説がある。彼らによれば『宗教は民衆の阿片である。宗教は一種の精神上の酒であつて、資本の奴隷(労働大衆)は幾らかでも人間らしい生活を得んとする自己の要求を、この酒の中へ溶かすのである。』と云ふ。

的現象で人間の智識を以てしては理解し難いことと對し、驚畏の念を以て接し、かかる現象を起させる人間以上の力が働いてゐると考へ、これを神として又佛として理解したのである。そして個々の自然現象、例へば、雷・電光・太陽・月・火・水・風等を神と考へた。而も人間の思考は、超自然的なる力の一般を神と考へるだけでなく、其の他の社會現象に於てもまた神があると考へた。戦争の神、狩獵の神、農業・商業の神などがそれである。⁽²⁾

しかしながら、宗教の根源は更に深いところにある。人間の總てが有つてゐる死といふ現象への恐怖が、その解決の途を宗教といふ形に求めさせる。すなはち、人間の靈魂はたとへその肉體は滅びても不滅であるとする事により、死後の生活を想像することによつて、死に對する恐怖と苦痛を免れるのである。

科學の進歩につれて、宗教は超人間力として考へらるゝものゝ形式を變じ、人間の崇拜する對象は原始的な形態から近代的なものに變つては

3) 釋迦が、かく楽しかるべき宮中の生活を棄て、出家行者となつた動機は何であつたらうか。傳説の傳へるところに依ると、彼は一日庭園に遊んで、齒落ち頭髮皆白にして腰屈んだ一人の老人を見、老いの避け難きを感じ、生の苦を痛感したと云ふ。更に他日遊観して病者を見、他日又死者を見、生老病死の避け難きを感じて心をいため、最後に庭園に遊んで一人の出家を見、靜かなる出家の生活に心をひかれ、世を退いて出家の生活をしようとの念ひが、心に抑へがたくなつたと云ふ。傳説の眞偽は暫

行く。しかしその根本において人間力を超越した、人間の如何とも爲し得ない力を對象とする限り、宗教の内容は不變であり、宗教そのものはなくなることはないであらう。

二 佛教・キリスト教の教義

イ 佛教の教義 佛教の始祖は云ふまでもなく、かの印度の釋迦である。釋迦はアリアン民族に屬する一侯國の儲君として生れ、少年及び青年時代は、當時一般の武門の子弟と同じく、武藝と競戯とに日を送り、當時の宗教家もしくは修業者の生活を送つてはゐなかつた。彼は結婚して一子を得たが、其の後間もなく父母及び妻子を棄てて隱遁した。出家しようとする時、彼の心をいためたものは、單に父母の憂愁のみでなく若く美しき妻の嘆きはそれにもまして強かつた。特に、生後間もない愛兒と離れ去ることは、斷ち難い情愛を一層深からしめた。而もそれらを振り切つて世を捨てた根本原因は、堪へ難い無常感にあつたのである。⁽³⁾

要するに佛教の教義の中心は次の諸點に歸着する。

『一切の衆生は終に死すべし、生あるものは皆死に歸す。

各々業ごうに隨つて、徳と罪との果を受け、

罪業のものは地獄に、福業のものは天上に生まる。

此故に善をなせ、未來の積集の爲めに。

他界にありては福德のみ、……………』

すなはち、凡そ生あるものは死を免れない。そして人間は現世に於て善なる行ごうを爲せば、必ずや死後の來世においては福をうけ、惡を行へば禍を受けるといふのである。

ロ キリスト教の教義 キリスト教はヨーロッパ諸國民の大多數が信奉せる宗教であつて、教祖キリストの教へとして一般に云はれるところは次のごとくである。すなはち、神の國に入る者は、嬰兒の如くなければならぬ。神の國に入る者は、先づ、誠心誠意、神を愛する人でなければならぬ。更に又、其の隣人を愛する人でなければならぬ。而も此の

らく措くも、俤佗遷世の動機が、生老病死の苦を脱し不生、不老、不病、不死の理想境に達せんと願ひにあつたことは動かしがたい事實である。

4) 教義の差異は兩宗教の宗團の人々の社會に於ける活動においても現はれてゐる。即ち政治の項に述べたキリスト教的社會主義の俗世界的活動の如き既に佛教徒の態度の消極的なものと異なるはその著しい例である。

兩者は、實に同一であつて何れか一を實行し得れば、自ら他も實現される。かゝる心境に達した者のみ、神の國に入ることが出来る。以上のごとくであるから、地上の財寶に目くらむやうな者は、到底、神の國に入ることはできない。富める者の神の國に入るは、駱駝が針の穴を通るよりも困難である。貧しき者こそ却つて、神の國を得ることが出来る。かやうにキリストの教義においても、死後の生活の理想を天國に求めて、現世に於ける行の如何が、それに到達するか否かの岐れ道になるものとすることは他の宗教と同一である。而かも佛教とその表現を異にするところは、佛教が善因善果を説くも、その現實性の稀薄なるに對して、キリスト教はそれが周圍の隣人に對する具體的且つ積極的なところにある。だからその蒔くところを蒔り入るべしとはキリスト教的倫理觀であり、その蒔り入るところのものは、嘗て蒔きしところのものなりとは佛教的倫理觀である。

5) 現在、神宮、官幣大中小社、別格官幣社、國幣大中小社、府縣町村社、無格社等を合すると全國において十一萬社を越える盛大さである。

實際問題

一 我國宗教の現状

イ 日本に於ける宗教の沿革 我が國民は明らかに「宗教の自由を與へられてゐる。すなはち、憲法第二十八條は「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及ヒ臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」と規定する。日本においては國民に特定宗教の信奉を命ずる所謂國教といふものはなく、神道、佛教、キリスト教を三大宗教としてゐるが、他にも尙雑多のものが存在する。もつとも、我國に特有なものとして神社があるが、しかしこれは我國宗教行政上は純然たる宗教とは見做されてゐない。宗教學から云へば、神社參拜が宗教なりや否やは大いに問題であるが、神社は國民崇敬の中心であり、國民道德の淵源であるから、矢張り宗教的存在の一つであるとしてよいであらう。

6) 最近に於ける佛教徒及僧侶の活動は所謂新興佛教を生み、また彼等の大陸への進出は國民の注目するところとなつてゐる。

○ 佛教の現状 佛教の傳來は歴史的には遠い古代であつて殊に聖德太子の奨勵によつて大いに興隆したと云はれ、奈良朝時代には所謂佛教文化を現出した。その後天台・眞言の二宗派を發生せしめたが、鎌倉時代に支那より禪宗が渡來して當時漸く確立しようとしてゐた封建道徳に寄與するところ少くなかつた。その他淨土・眞宗・日蓮等の諸宗の簇生となつて盛況をきはめた。其の後、佛教も神道の勃興や徳川時代に於ける儒教の奨勵の影響等をうけて多少の變遷があつたが、すてに下層庶民の信仰として不拔の基礎を有つてゐた。されば徳川末期に於ける國學者の主張により明治初年には所謂「廢佛棄釋」となり、更に神佛分離となつて僧侶寺院の廢棄、佛像經卷の焼却等による佛教壓迫が強かつたが、かかる矯激なる宗教彈壓も、民衆特に一般農民のあひだに廣汎な根を張つてゐる佛教を左右することは不可能であつた。却つて佛教徒の覺醒となり、且つ、憲法による信教の自由保證により佛教の勢力を増大した。⁽⁶⁾

ハ キリスト教の現状 キリスト教はイスパニヤ、ポルトガル、オラ

7) この狀勢に對して、キリスト教團のうちには日本主義に轉向せる教團が續出しつつある。

ンダ等によつて移入され、織田・豊臣等の戰國時代末期には熱心なる宣教師の渡來があり、彼等は布教と同時に西洋文化をも我國に傳へた。當時キリスト教宣教師は三十人、教會二百五十、信徒三十萬人を數へたが、徳川初期にその布教を禁止したため九州地方で最も信徒の多かつた島原地方に有名なる「島原の亂」が起り多くの人々は殉教の血を流した。その後明治初年に於ける急激なる歐化主義に對する反動として明治中期には反歐米思想が現れ、キリスト教と國粹主義との對立があつたが、信教の自由による法律の保護はキリスト教をも代表的宗教として認めしむることとなつた。最近に於けるキリスト教の狀勢は日支事變の勃發のため、その教義に對する批判と教團の經營が困難となつた兩方面から深刻な打撃を被つた。それは、キリスト教が奉ずる國際主義と無抵抗主義及び平和主義は、事變の渦中にあつて祖國愛が強調され、時局の認識に猛進しつゝある現下の我國民にそのまゝ受入れられないからでもあらう。⁽⁷⁾

8) 本地垂迹説は神祇信仰に關する佛教調和の一表現で神佛同體説ともいはれ、平安期の頃空海・最澄の二人は盛んに之を唱へた。その主張は「神と佛とは名は異なるがその本源を尋ねれば同一體のものである。即ち印度の佛が本地で、わが國に迹を垂るれば神として現はれるのである。例へば天照大神は大日如來の垂迹であつて、觀世音菩薩は八幡大神に當る」とする。この思想は徳川時代まで行はれてゐたが、明治維新の際、神佛分離の令に基き、神佛の混同を禁ぜられた。

二 神道の現状 神道は我國固有の宗教であつて、その發生の端緒は血族的祖先崇拜、特に皇祖崇拜が中心になつてゐる。かゝる神道が宗教として組織される過程において、支那の儒教及び印度よりの佛教の傳來の影響を受けた。そして神道を奉ずる學者の中には、印度の佛は日本に來つて神なる姿を顯現したものとなし、所謂本地垂迹説⁽⁸⁾を説く者も少くなかつた。鎌倉時代になつて日本的に革新された佛教の發生せると同じく神道に於ても神道哲學の勃興があり、兩部、伊勢其他の諸神道が生れた。その後、北畠親房の神道説が唱へられたが大して發展しなかつた。徳川時代に入つて幕府儒教學者が儒教の日本化を圖るために、儒教と神道の一致を叫び佛教と神道との結合を排斥し、前述の本地垂迹説のごときをも猛烈に攻撃した。かくて、徳川末期に近く賀茂眞淵、本居宣長、平田篤胤等の國學者による復古神道が現れるに及んで、我國體の優秀性を悟り、徳川の誤れる政策並に泰西諸國の侵略を攻撃し始めた。神道はかくて討幕・勤王思想の淵源ともなり、國民的自覺は攘夷の風潮をも齎

9) 扶桑、禊、實行、黒住、天理、金光等の諸教が生れたが、中でも天理教、金光教のごときは多くの信徒を有して居り、且つ社會的にも各種の活動をなしてゐる。

10) 人心を惑亂し、危険なる醫療行爲を行ふなど、その害毒は計り知るべからざるものがある。我々國民は大いに戒むべきである。

らした。明治八年になつて神佛合併の大教院が解散されて以來、神道はあまり振はず、むしろ宗派神道が盛んであつた。⁽⁹⁾ 神道各派の近狀は、最近事變勃發後、諸宗派の覺醒による大同團結をはかり、大陸方面に於ける文化工作への貢獻に盡さうとしてゐることは注目し得る。

ホ 淫祠邪教 こゝに注意すべきは、神道とは全く別箇のものでありながら、而かも宗派神道の教義の一部を借用し、無智な愚民を惑はして彼らの膏血を絞つてゐる邪教として、かつて「大本教」、「人の道」等があつた。一般良民の無智と弱點につけ入つた巧妙な宣傳によつて一時は可成りの流行を見たが、現在では當局により徹底的に彈壓されてゐる。しかし所謂淫祠邪教は其の外にも非常に澤山あつて、恐らく數百に達するものと見られる。⁽¹⁰⁾

二 宗教團體法

イ 宗教團體法の制定 昭和十四年度第七十四議會は、永いあひだ懸

11) 宗教團體の教化活動が益々重要となつたが、彼らの活動を助長するためには、宗教法規の整備とその法律的保護が必要となつた。これと同時に治安を紊し、公益に反する偽似宗教行爲に對しては、更に嚴重に取締を講じなければならない。

案であつた「宗教團體法」を種々の經緯の末、辛ふじて通過せしめた。これは、我國に於ける宗教行政が從來無統制のまま放置せられてゐたのを法令によつてこれに統一を齎した劃期的な法案である。これまでも歴代の文部大臣の下において幾度か案の提出を傳へられながら、宗教團體各方面の反對によつてその成立を見なかつた因縁付きの法律である。

□ 本法制定の趣旨 宗教團體法が設けられた趣旨は、宗教が國民精神の作興に重大なる役割を有するとともに、またそれに適當なる監督を加へなければ宗教の横行となつて國民の精神生活に害毒を流すからである。而かも日支事變が長期建設の段階に入り、ここに精神力の充實が一層重要となつて來た⁽¹¹⁾。そこで本法によつて宗教團體として認可せられたる宗教に對しては、國家は一定の保護・特典を與へてその教化活動を盛んにするとともに、その監督指導にも當ることとなつたのである。

(1) 宗團の取締 「宗教團體法」に於ける宗團とは第一條に於いて「本法ニ於テ宗教團體トハ神道教派、佛教宗派及基督教其ノ他ノ宗教ノ教團

12) 「宗教團體又ハ教師ノ行フ宗教ノ教義ノ宣布若ハ儀式ノ執行又ハ宗教上ノ行事が安寧秩序ヲ妨ゲ又ハ臣民タルノ義務ニ背クトキハ主務大臣ハ之ヲ制限シ若ハ禁止シ、教師ノ業務ヲ停止シ、又ハ宗教團體ノ設立ノ認可ヲ取消スコトヲ得」となしてゐる。

並ニ寺院及教會ヲ謂フ」と規定し、且つ之等の教派・宗派及び教團は活動の便利のために法人と爲すことができ、他寺院もまた法人となし得るのである。宗團行爲に對する取締は、從來のごとき一般法による監督から本法による直接的取締⁽¹²⁾を行ひ得るに至つた。更に、第十七條においては、宗團又は其の機關に在る者が法令、教規、宗制、寺院規則若くは教會規則に違反したり、公益を害する行爲を爲したるときは主務大臣は之を取消し、停止し若くは禁止し、又は機關の職に在る者の改任を命じ得るのである。

(2) 宗團の保護 右のやうな監督規定の外に、本法は宗教團體の活動を保護助長する規定を第二十二條に設けてゐる。即ち、第一に宗教團體に對しては所得税を免除する。従つて宗團の收入（例へば、寄附、奉納、賽錢等如何なる種類のもので）が幾許に上らうとも所得税は免除されるのである。第二に寺院、教會の境内地には原則として地租を免除する。第三に地方税を免除する。第四に宗教團體として登録するに際して、そ

の登録税を免除する。第五には、公衆の禮拜の用に供する建物やその敷地とか寺院には原則として差押へを禁止してゐる。
 宗教行政に於ける劃期的立法により、我國の宗教は今後一段の發展を齎らすものとおもはれる。

經濟篇

第一講 經濟常識の基礎理論

一 經濟の意味

常識的には經濟といふ語は節約の意味に用ひられたりしてゐるが、學問的には次の二つの解釋が並立又は對立してゐる。

イ 一般的解釋 一般的に經濟を解釋する者は、之を以て「欲求と調達との持續的調和といふ精神に於ての人間共同生活の構成である」とか又「人間がその生活の維持及び發展の爲めに物的手段を獲得し使用する關係」であるとか述べてゐる。斯る解釋は經濟の意味を普遍妥當的に、即ち何時如何なる場所にもあてはまる如く把握するものであるから、研究方法は一般的となる。

1) 斯る一般的研究方法を採る學者は、經濟學の研究目的としては今日の資本主義經濟の現象——價格現象、勞賃・利潤・利子・地代等の分配現象、景氣變動現象等々——を取扱ふが、その結論は大體、今日の資本主義經濟のみに妥當するのではなく、如何なる社會にも妥當するが如きものとなつてゐる。換言すれば永久的な法則を發見してゐるのである。

2) 經濟段階説は、要するに經濟發展の歴史に一定の標準をたてて段階を設けるもので、その種類はまだ他に色々ある。モルガン、ブエツヘル、リスト、シユモラア、ゾムバルト、ミツチエルリツヒ、マルクス等いづれも各異つた標準をたててゐる。

□ 特殊の解釋 特殊的に經濟を解釋する者は、社會が異なるにつれてそこに作用する經濟法則は相異なるものとなす。例へば、今日の資本主義社會には、その社會特有の法則があると考へて、之が発見を企てる。そして經濟を、『生産關係』—生産をなすにあつて人々が相互に取結ぶ關係—として考へるのであるから、斯る關係は社會の變遷と共に恒に變化するものとなる。

二 經濟の發展

右の經濟の特殊な解釋からすれば、經濟の發展の把握は全體的觀察となるが、この外にも、一般的研究方法を探る者や、個別的方法を探る者によつて採用される個別的觀察がある。

1 個別的觀察 經濟の發展を個別的に觀察する者には、經濟は野蠻狀態から遊牧狀態、農業狀態、農工業狀態、農工商業狀態に進んだとする五段階説、或は自然經濟から貨幣經濟、信用經濟に至つたとする三段

3) 經濟學の諸著書に於て示されてゐる經濟的發展の順序は、多くは、下の諸説の何れかであるか、又はそれ等の混合なり、修正なりである。而して之が個別的に觀察されたものとされる所以は、何れも社會經濟の全面を示さずして、たゞ經濟様相の變遷上の一特徴を示すにとどまるからである。

階説、或は又封鎖的家内經濟から都市經濟、國民經濟(世界經濟)に進展したとする三(四)段階説等の色々がある。⁽²⁾

右の中五段階説は、自然の産物を獲得する野蠻人の狀態から出發して人間が生活のためにする仕事の變遷を標準に、經濟の發展を列記したものであり、三段階説は、商品交換の行はれない經濟たる自然經濟を出發點として、交換の形式を標準に經濟的發展を示したものであり、三(四)段階説は、經濟領域—財が生産者より消費者に至るまでに通過すべき道程の長さ—を標準に經濟的發展段階を區別したものである。⁽³⁾

□ 全體的觀察 社會經濟の全面を示す經濟的發展の順序は、原始共同經濟(原始的協同社會の經濟)、奴隸經濟(古代社會の奴隸生産の經濟)、封建經濟(封建社會のマナア(莊園)の經濟やギルド(座)の經濟)、資本主義經濟(今日の資本主義社會に於ける資本が利潤を求めることが主體となつてゐる經濟)、之れである。

斯る觀察は、經濟を特殊的に解釋して生産關係となす者の探るところ

4) 封建社會の領主・地主階級の下に農奴即ち農民奴隸の存在したことは東西の共通事情で、日本では莊園時代に典型的なものがあつた。その後中世に至つて貨幣經濟の發達と共に莊園經濟も破壊し、農奴もまた自由農民・小作人・農業労働者となつて解放されるに至つたのである。

であつて、人間は先づ生産をなすにあたり社會的に共同的な關係を取結んでゐたのであるが、その後には奴隸のみが労働に従事し全生産物の全部が主人の所有物となる經濟——生産手段も労働力(奴隸)も一切合切支配者の所有するところとなつてゐる經濟にすすみ、次に農奴といふ土地以外の生産手段を所有して直接に生産をなし、住居移轉の自由を有たぬ人が土地の所有者(支配者)に生産物の餘剩部分を提供する莊園經濟——自給自足經濟である——と、次いで商工業が發達してから成立するに至つたギルド經濟——手工業者たる主人が日傭職人や徒弟とそれ／＼身分關係(親方と職人の關係)を結んで生産をなした經濟——とから成立つ封建經濟に發展し、更にそれは賃銀労働者が生産手段の所有者たる資本家に雇傭されて生産に従事し、生産物の一部分を賃銀として獲得し、餘剩部分を利潤として資本家に提供する資本主義經濟に及んだのである。

三 資本主義經濟の發展

5) 商業資本とは貨幣資本から商品資本、商品資本から再び貨幣資本の形態へと運動する資本のことで、商品を買つて之を販賣することによつて利潤を追求し、自らの金額を大ならしめるものである。

資本主義經濟は資本(又は資本家)を主體とする經濟であり、資本は利潤を求めて自己を擴大するものであるが、斯る經濟は次の三段階を成して發展して來たものである。

イ 商業資本の時代 商業資本の時代は普通に重商主義の時代と呼ばれてゐる頃のことであつて、封建社會から資本主義社會に移る轉換期を指す。従つて嚴密にはここに資本主義經濟は存在しない。換言すれば當時の生産關係は賃銀労働者と資本家との關係ではなく、斯る關係成立の準備時代であつて、商業資本家が經濟上の覇權を握つた時代である。

商業資本は古代社會にも存在したが、斯る資本の所有者(商業資本家)が經濟上の覇權を握つたのは、商品の生産及び流通が世の中を支配するに至つた封建社會の末期即ち資本主義の黎明期のことである。而してこの時代に賃銀を得て働く以外に生活の道なき貧民が澤山發生したと共に生産手段が貨幣財產家の手に集り、斯くして資本主義經濟が漸次に準備されたのである。

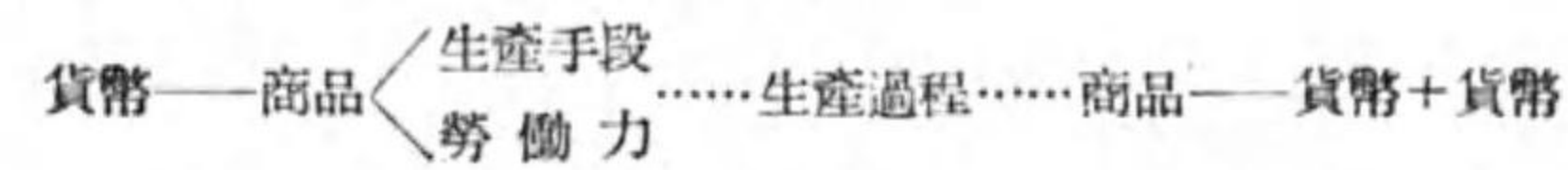
7) 銀行は事業会社に単に貸付をなすのみでなく、事業会社の株主となり、その持株によつて、事業会社の資本（産業資本）の全部を支配するのである。

に低下し、之に反して生産物は益々多く生産されるから、生産過剰が生ずるやうになる。さうなると生産物は賣れず、従つて利潤が擧らないから破産者が生じたりする。その場合没落する資本は中小資本であつて、大きい資本は仲々倒れない。このやうにして産業資本の時代には資本は大資本に集中する。その結果は獨占の時代を生ぜしめる。

ハ 金融資本の時代 金融資本の時代には産業資本の時代に於けるが如き自由競争は修正され、大資本が獨占的に經濟界を支配してゐる。而して、その大資本は金融資本となつて現れてゐるのである。

金融資本といふのは、銀行資本を本體とする産業資本であつて、銀行資本と産業資本との結合である。産業資本の時代には、銀行資本は産業に流通信用を與へる（金を貸す）ことのみに従事してゐるのであるが、金融資本の時代には、銀行資本は産業家に資本信用を與へ、之によつて産業資本を支配してゐる。斯る大金融資本が經濟界の覇權を握る時代が金融資本の時代と云はれ、經濟的獨占の時代であつて、世界大戰後の資本

6) 産業資本の運動は之を圖示すれば



であるが、斯る運動は利潤の存する限り續行され、資本は益々太つて来る。

□ 産業資本の時代 商業資本の時代に貨幣が蓄積され、貧民も累積されて資本主義經濟の前提條件を作りながら、次に述べる産業資本なるものが漸次發生しつゝあつたが、やがてそれが商業資本にとつて代つて經濟を支配するに至つた。これが産業資本の時代であるから、嚴密の意味に於て資本主義經濟は、この産業時代から次の金融資本の時代に及んでゐるわけである。

産業資本とは、貨幣資本から生産資本（生産手段と勞働力）へ、而して生産の過程を経過して商品資本へ、更にそれが再び貨幣資本へと形態の變化をすすめて運動する資本のことであつて、最初の貨幣資本は最後の貨幣資本（利潤が附加されてゐる）に於て總額の増加を來し、之は更に又投下されて一層増額し、次第に資本蓄積が行はれる。

斯る方法は、資本相互間に自由競争が行はれることのために益々はげしくなる。そこで賃銀支拂の資本が相對的に減少し、生産手段によつて構成される資本が相對的に増加するから、賃銀勞働者の購買力は相對的

8) 關稅障壁とは保護貿易主義による高率關稅のことで、高率關稅は商品の國際的取引を阻む障壁であるといふ意である。

主義經濟は正にこの時代に當ると云ふものもある。

四 日本資本主義經濟の發展

日本が嚴密に資本主義經濟となつたのは明治維新からではなく、日露戰爭前後からである。それ以前は資本主義經濟の育成時代である。

イ 育成時代 日本に於ては幕末に商業資本が發展したけれども、明治維新となる以前に鎖國主義を採つてゐたため、資本主義的發展の刺戟が少なかつた。然るに、維新となつてからは斯る刺戟が大となつた。併し日本資本主義經濟は外國資本の侵入を防禦せずには成生發展し得ず、ここに關稅障壁⁸⁾を設けて、その温床の中で政治力によつて育成されることとなつた。即ち、對外的には外國商品の國內市場への侵入を防禦し、對内的には資本集積に努め、生産技術の改良・勞働生産力の發展を促し、産業部面特に工業の資本主義化を促進したのである。

ロ 躍進時代 政策的に育成された日本經濟は、日露戰爭以後特に世

9) 經濟界のこの急激な收縮は金融方面にも反映し、破産者も多數續出した。斯る戦後の反動期を境として日本資本主義經濟は煩悶の時代に這入つたと共に、金融資本の寡頭支配の時代に移つたのである。

界大戰當時、飛躍的な發展を遂げた。歐洲の戰爭による生産物の破壊・消費、生産の停止は、日本の生産物に對する需要の急激な増加となり、それは日本資本主義經濟の生産を極度に緊張せしめた。

ハ 煩悶時代 世界大戰は斯くして日本經濟を極度に膨脹せしめたのであるが、大戰の終了となるや、日本の生産物への需要は殆んど停止することとなり、膨脹した生産力は販賣の停滯からその運動を停止し、生産界はその實力を發揮し得ず、交換界の停滯に追従せねばならぬこと⁹⁾となつた。

大戰後の不況は中小資本を没落せしめ、資本は集中し、大資本獨占の實は擧げられて來た。勿論一時の繁榮はあつた。併し大戰以後今日に至るまで日本主義經濟は全體として不況時代を送つたのであるが、我國國民經濟の不拔の發展の實力により、滿洲事變を轉機として、更に日支事變以來我國の經濟は統制經濟の方向に急速な歩を進めてきた。

第二講 農業問題

一 基本問題

先づ農業の意味、經營方法、制度、農業金融に就て述べる。

イ 農業の意味及び經營方法 農業は土地を利用し、其の上に人が労働を加へて生産を爲すを以て本質とする。

(1) 農業經營の條件 農業經營の條件としては、自然的なもの、外に經濟的なものも重要視されるのである。即ち農業經營に於ても自然條件としての氣候(雨量・溫度)、地味等の如何によつて生産物の種類、生産量等が制限される。經濟的條件としての位置、生産物の販賣可能性、生産費と販賣價格の差額、労働者の賃銀の高低等によつても制限を受ける。殊に近代的農業經營としては利潤の最も多く得られる經營條件が主體であるから、自然條件が不適當であつても、利潤の得られる生産物を

1) 例へば東北地方では利益の少ない寒冷地に適する生産物よりも比較的利益の多い寒冷地に不適當の米や蕎麥が生産されてゐる。要するに現在の農業經營は利潤を多く得ることの出来る自然的並に經濟的條件を注目して行はれるものである。

生産する⁽¹⁾。

(2) 集約經營と粗放經營 農業經營方法は生産上土地に對して使用される資本(物的要素)と労働(人的要素)の多少によつて、集約經營と粗放經營とに區別される⁽²⁾。而して前者は今日の日本に行はれるもので、労働集約經營と資本集約經營とに區分される。前者は豊饒な土地にみられる。農業は進歩すれば集約經營となるものであるが、商工業盛となれば資本は利益の多いその方面に動き、集約度は後退する傾向を示すものである。と同時に、農業經營は大規模となる。土地狭き日本の現状では、尙集約的な小規模の農業經營が主に行はれてゐる。

□ 農業の制度

(1) 個人的農業制度と共同的農業制度 農業は個人的農業制度と共同的農業制度とを有つ。前者は最も古くから又最も多く行はれてゐる制度であつて、普通に家族的農業労働によつて行はれる。日本では之が最も多い。近代企業的農業制度は大規模經營に適應する制度であるが、日支

2) 一定の面積に投下する資本・勞力の多い經營を集約農業と呼ぶ。粗放農業に對する語であるが、嚴格な意味での限界はない。

3) 小作農制度は土地私有制度の成立と共に發生し、土地を所有せざるものが所有するものから土地を借り、一定の小作料を納めて農業經營をなす制度である。従つて地主と小作人との間に種々の紛争を惹起し、大きな社會問題となつてゐる。

事變以後共同農業制度が各地において發生しつつあることは注目し得る。

(2) 自作農制度と小作農制度 農業には自作農制度と小作農制度⁽³⁾とがある。之等兩制度に就ては、大體に於て前者を以て後者に優るものとなし得る。その理由として第一には、自作農民はその家族勞働を全部充分に且つ適當に利用し得ると共に、小作農民と異り自己の土地の生産力を培養維持すべく努力すること、第二には、自作農民は小作農民に於けるが如き地主との利害相反に出逢はず、自己の勞働を以て自己の利益を増進し得ること、第三には自作農民は小作農民と異り、獨立の生活を行ひ得て他人に依存せず生活基礎が確實であること、第四には、自作農民は勤儉貯蓄を樂しみ之によつてその經濟的社會的地位を改善し得ることなどが數へられる。

(3) 分益小作制 小作農制度として先づ觀るべきは分益小作制である。この制度に於ては地主は土地及び農業經營上に必要な家畜農具の

類を支給し、小作人をして勞働を提供せしめて農業生産を行ひ、生産物は之を實物にて地主と小作人との間で分割する制度⁽⁴⁾である。

(4) 永小作制 次に永小作制に就て觀るに、之は一定額の⁽⁴⁾小作料を納めて土地を賃借し、而も其の賃借は長期に亘り、原則としては子々孫々に相續せしめ得べき永久的なものとなつてゐる。日本の法律では永小作權に對しては一定の期間（二十年以上五十年以下）を附すべきことを規定し、五十年を経過することを許さないこととなつてゐるのである。

(5) 純企業的⁽⁵⁾小作制 最後に純企業的⁽⁵⁾小作制度がある。これは農業家が純粹の企業者として損益の全責任を負ひ、小作料は生産物の代りに貨幣を以て支拂ひ、小作料も小作期間も豫め契約によつて之を定めて置くものである。而してここでは、地主と小作人との關係は契約的平等關係である。日本の小作制度は小作契約の法律的内容と、小作期間や地主對小作人の關係等に就てみれば、實狀は未だ純企業的⁽⁵⁾小作制度に至つてはゐない。

4) 日本の小作制度においては昔からこの方法は餘り行はれなかつたが、歐洲諸國においては以前は一般的に普及してゐた。

6) 農民にとって最も重要な生産手段は土地であるから、土地使用に関する権利が保証されてゐない場合には、小作人の立場は農耕に安んじてつとめ得ないこととなる。

イ 小作問題 小作問題として農民を擁護する立場から議論する者は地主を以て單に小作料を獲得することしか知らぬ者であるとなし、農業經營上の費用及び勞働の負擔は全部小作人のみに在ると論ずる。斯る議論なり運動なりが生じたのは、社會風潮の影響の外に小作人の貧窮等も原因をなしてゐるからである。

日本の小作問題は以前には小作料減免要求の小作爭議となつて現れてゐたが、最近では斯る積極性は弱くなり、小作地の借地權を保證せよとの消極的な要求に變りつつある。⁽⁶⁾ この間の實情をも斟酌して、小作調停法なるものも地主の利益のためにのみ構成されてはゐない。今後も政府は小作人と地主との双方の立場を公平に比較考慮して、我國農業の安全と發展とを保證する途に進むべきである。

□ 自作農問題 自作農民の減少、小作人化は重要農村問題の一とし

5) 農業信用には次の如き種類がある。

農業信用 { 土地信用 { 土地獲得信用
 { 改良信用
 土地の獲得改良のために必要な資金に関する信用
 { 經濟信用 { 狹義の經濟信用
 { 恢復信用
 農業經營を運行するに必要な資金に関する信用

ハ 農業金融 農業のために使用される資金の融通が即ち農業金融であるが、それは農業信用に基いてなされる。

(1) 農業信用の性質 農業信用は農業が商工業に比して經營上の危険少いことのために安全性あるも、危険少ない代りに利益の少ないことから若干の困難を有つものであり、また農業は生産期間長期に亘ることから一定の困難を有つものである。故に農業信用に於ては、農業そのものの性質から低き利子率と長期貸付とが同時に必要となるにも拘らず、長期貸付は高き利子率で、短期貸付は低き利子率で行はれることが今日の實情である。⁽⁵⁾

(2) 農業金融機關 農業金融は右の何れの信用に基くにもせよ、銀行、信用組合、無盡組織、賴母子貸、個人貸等の力によつて行はれる。日本の農業金融上に於ける信用組合の役割は大であつて、事實上農村に於ける經營資金の調達機關として、又貯蓄機關として、最も重要な任務を負ひつつある。(信用組合についての詳細は後述)

二 實際問題

7) 實際的效果としては、例へば米を一般農民が販賣する頃にはこの法律はさして働かず、彼等が買はねばならなくなる端境期になつて大地主や米商人の手に米が山積してゐる頃には有力となつてゐると批難する人もある。

て、政府は各種の補助を與へて自作農の創定に保護を加へつつある。

ハ 米穀問題 農業經營の困難の原因は、小作料の支拂、農産物の低價格と、農村購買品の割高並に生産費の高きことに依るのであるが、農産物の價格の引上と安定化を目的として主要農産物である米價の騰貴政策が採られた。今日の米穀統制法が之である。この法律は米の最高價格と最低價格とを公定し、米價をその間に於て變動せしめんとするものである。⁽⁷⁾

ニ 産繭處理問題 農産物中、米に次いで日本的な産物は繭である。この繭についても米と同様の政策が考へられたが、その効果は理想通りには行つてゐない。

ホ 肥料問題 斯の如く農産物の價格政策は一般農民の救済にまでは及んでゐない。そこで生産費切下げによる農村經濟の改善方法が考へられる。ところで、主要なる生産費の中で特に大きい肥料代は高くなるばかりである。集約農業の進んでゐる今日では化學肥料が用ひられる。然

8) その主なる規定は

(1) 産業組合中央金庫はその所屬信用組合に對して、その固定せる債權を資金化して金融の融通を圖るために、必要ありと認むるときは、特別融通をなすことが出来る。
(2) 以上の目的を以て産業組合中央金庫が、特別融通を爲したる爲に損失を生じたるときは、政府は三千萬圓を限度として補償する。これによつて組合の固定貸付の凍結は可成りに流動し得ることとなつた。

るにそれは工業生産物であつてその價格は高い。殊に戰時經濟下では肥料會社は各種の事情のために肥料の供給を減じ、その値段は高くなる。斯くして、農業生産費の低下も望まれない現状にある^(後述)。

ヘ 産業組合 産業組合は主として農村に於て利用される。これには販賣組合・購買組合・利用組合・信用組合の四種別がある。農民の購買品を安價に仕入れ、販賣品を一緒にして高く賣らんとし、設備の利用を與へ、且つ農業金融をも行ふのである。

この制度はその仕組に於て農民の利益となるものであつて、色々批評はあるが今日に於ては非常な發達を遂げてきた。産業組合は地方に於ける中小商業者と對立し、産業組合反對運動(反産運動)を起さしめてゐる。これでは弱者同志の仲間争ひとなるばかりで、よろしく兩者の利益の調節を圖らなければならない。

なほ、産業組合中央金庫特別融通及び損失補償法⁽⁸⁾なるものは信用組合への融通のためのものである。

第三講 工業問題

一 基本問題

イ 工業の意味及び経営方法 工業に於ける工とは、物の效用増殖といふ意味の生産のために、物體に變形又は變質を加へることであつて、變形とは物理的な變化であり、變質とは化學的な變化である。而して工業といへば、斯の如き意味の工が、交換を目的として利益のために連続的に行はれる場合を指すのである。即ち工業とは、工が廣く企業的に行はれる經營經濟である。

然らば、斯る工業の經營方法には如何なる種類があるか。ここに經營とは生産の技術過程を指す。そこで、經營方法として最も原始的單純性を有つ工業經營は手工業⁽¹⁾である。手工業とは主として道具を以て工を行ふものであるが、その第一としての自家用手工業の特徴は、消費者自身

1) 簡単な道具類を使用して小さな仕事場で物品を生産する小工業である。歴史的には封建末期に見られ、即ち歐洲の第十三・四世紀、我國の徳川時代に始まつたもので、特殊の職業には今もなほ残存する。

が原料品を所有し、之に對して自己の勞働力及び生産設備を用ふるか、或は他人の勞働力又は生産設備を適用せしめるかによつて、工業品を生産することにある。

その第二としての小賣制手工業は二つの態様を有ち、一は純然たる注文生産、他は剩餘の生産物を自己の店又は露店に於て顧客を待ちつつ販賣する生産である。手工業の第三としての獨立卸賣制手工業の特徴は、生産者がその生産物の販賣についてのみ商人に依頼し、その生産行程に於ては尙ほ獨立の地位を占め、原料品の仕入から生産品の完成まで全然自力で行ふことにある。その第四としての從屬卸賣制手工業は右第三に對し、生産物の販賣についてのみならず原料品の購入についても商人に依頼する所の存するものである。第五としての集中職場制手工業は、以上四つの手工業が獨立の生産者の家庭内で家庭勞働を以て營まれる家内工業なるに對し、生産が家庭を離れて特殊の建物に於てなされ、多數の賃銀勞働者が相集つて手工的勞働に従事するので、マヌファクチュア⁽²⁾と

2) 工場制手工業と譯される。マルクスは之を「それは未だ機械によつて行はれる近世的大工業ではないが、もはや中世の職人の工業でもなく、家内工業でもない」ものであるといつてゐる。

3) 廣く社會から資本を吸収し得ること、即ち資本の集中は株式會社の最大特徴であり、これが今日の株式會社組織の流行を來した所以である。

か工場制手工業と呼ばれるものである。

以上の如き手工業は今日では決して支配的な工業經營方法でなく、今日では集中工場制機械工業が有力である。それには生産要具として道具でなく機械が用ひられ、賃銀労働者は産業資本家の提供する生産設備に依つて生産に従事してゐる。近代的工業制度はここに始つたのである。

□ 工業の制度 工業の制度は斯くして工場工業といふ機械生産の技術過程を有つ集中工場制機械工業を以て始められたのであるが、ここに本來の又は狭義の資本主義的生産が開始された。工業の制度として營利のためにする工業制度が即ち之である。この制度は資本の運用により利潤を獲得せんとするもので、主に機械工業を株式會社組織によつて經營し以て利潤を獲得するものである。因に株式會社とは、廣く株式を募集することにより株主の共同の計算に於て經營をなす法人である。而して之は資本集中、³⁾ 危險分散、株主の有限責任、株式の賣買、業務上の責任の取締役負擔等の特徴を有つものである。

4) これは小資本、自家労働によつて行はれる手工業經營を主體とする。
5) 國家又は社會に於ける公共の利益を維持増進するために行はれる公益法人工業。

斯る株式組織を有つ營利目的の工業制度が今日主なるものであるが、この外に個人が生活のためにする工業⁴⁾及び公益のためにする工業⁵⁾の二制度がある。然し之等は今日例外的存在であつて、個人的色彩の強い中小工業は多く大工業—株式組織の營利的工業—に従屬してゐる。

ハ 工業金融 工業金融とは工業經營に使用される資金の融通であるが、この資金は固定資金と流動資金(運轉資金)とに分れてゐる。前者は工場・機械設備などに投ぜられ、後者は原料品買入や賃銀支拂のために用ひられるものであるが、工業に於ては固定資金が主體となつてをり、その性質上長期金融が行はれる。而して工業金融といはれるときは固定資金の融通を指す場合もある。工業經營が大規模になればなる程、固定資金が相對的割合に於て大となり、従つて工業金融は普通、長期に而も低利によつて行はれることとなる。そこへゆくと、中小工業は金融上信用が低く、比較的高利を拂はざるを得ず、生産を能率的に行ひ得ないために二重の不利な立場に置かれるのである。

8) 工業上労働者は重要な要素であるから、之が保護は労働者のみならず工業のために、その充實の必要が認められる。

による業者の「自主的統制」の形をとつてをり、これによつて産業界の無統制から生ずる不景氣を除かんとするのである。

ハ 日本工業の特質と対策 重要工業の統制は何處の國の工業にもみられ、いづれも獨占傾向をとつてゐるが、日本の工業は原料資源の不足、販賣市場の狭小のために特に苦しんでゐるから、之が対策は東洋平和の確立と日滿支經濟ブロックの建設に重點を置くべきであらう。(詳細後述)

ニ 工場法 工業労働者保護規定の一つとして工場法がある。之は常時十名以上の職工を使用する工場、事業の性質危険なる工場又は衛生上有害の虞れある工場に適用され、労働者の種々の利益、安全、健康の保護を目的とする。⁽⁸⁾

ホ 退職積立金並に退職手当の問題 工場法が適用され且つ五十人以上の職工を使用する工場について退職積立金並に退職手当法^(昭和十二年一月一日實施)なるものが適用されてゐる。積立金は職工が労賃の一部分を積立てて退職の際に受取るものであり、手当は雇主が労賃の一定割合を彼の犠牲に

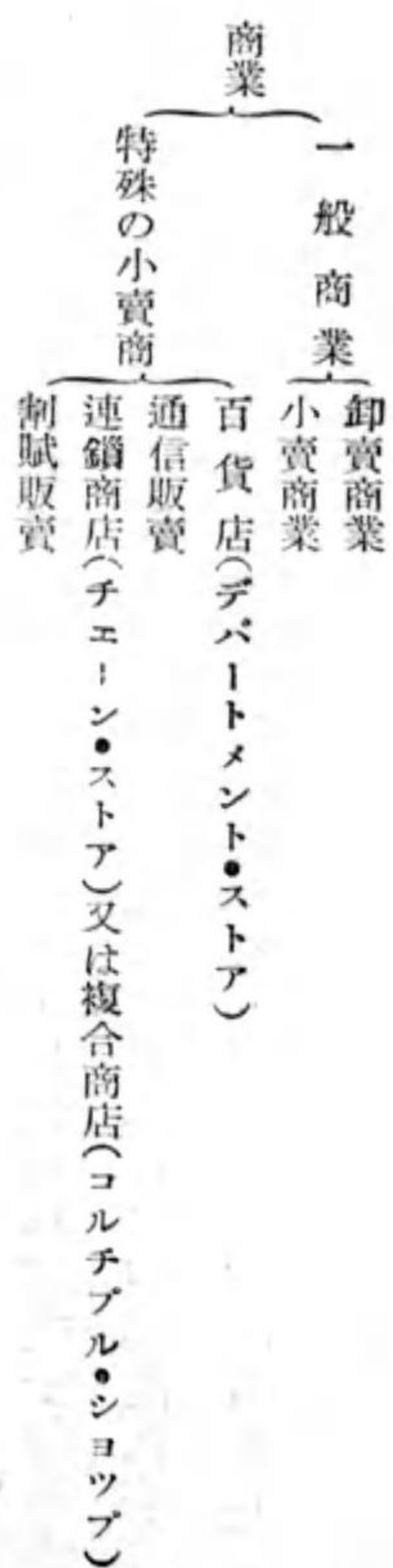
9) 工業家の横暴が叫ばれて來た社會情勢に促されて生れた法律であるが、工業家としては利益を目的とするものであるから、別に横暴であるのではない。

於て積立て、之を労働者の退職の際支給する(但し圓滿辭職と然らざる場合とにより額に相違あり)ものである。⁽⁹⁾

第四講 商業問題

一 基本問題

イ 商業の意味及び經營方法 商業とは商業資本の運動を行はしめる企業である。別言すれば、それは商人が利益を得るために貨物を買入れ、之を轉賣する業務である。斯る企業を經營方法上から分類すれば、次の如くである。



二 實際問題

イ 中小工業問題

6) 中小工業者は先づ以て利潤の蓄積よりも彼等の生活のために働いてゐるのであるから、中小工業の没落は中間階級減少の大きな社會問題でもある。今日この問題の解決は社會的にも重要なことである。

(1) 中小工業の意味と不利な立場 中小工業は形式上はその資本額と雇傭労働者数の少きことによつて區別されるが、實質上は生産の技術過程が大工業に比して貧弱であり、手工業的生産の經營方法が採られてゐる工業である。従つてその生産物の單位あたりの生産費が多くかかり、生産費の低い大工業との販賣競争上不利な立場にある。その上、金融方面でも信用が低く、比較的高利で資金の融通を受けねばならない立場に置かれてゐる。中小工業が没落すると云はれるのは、斯る不利な條件のためである。⁽⁶⁾

(2) 中小工業共同經營 その解決策としての共同經營は、中小工業者がその資本を集積し仕入・生産・販賣等の共同經營を行ひ、自ら中間利得者を排除して大資本との競争に備へるものであるが、之は合同による

7) 重要産業統制法がなぜ制定されるに至つたかといふに、昭和五年春の金解禁を契機として深刻化した恐慌を切抜けるため、當時各企業が盲滅法な競争を演じた。これがために全く無統制な混亂状態を現出し、之を放置すれば各企業の共倒れを誘致する機運が濃厚となるに至つたので、國家の強制力によつて重要産業を統制し、之が安定を圖らんとしたのである。勿論これには、消費者の擁護も意圖されてはゐるが、未だ充分とはいへない。

資本の強力化であるから、既に中小工業ではなく、合理化によつて業者はたとへ救はれても、失業者を發生せしめる傾向がある。府縣補償の中小工業者融資は、これに對する一つの緩和方法である。

(3) 農村工業化問題との關係 今日の中小工業は大工業の下働きとなつてゐる。農村救済策としての農村工業化問題は、ただ農村の内部に工業を持ち込むことによつて農業と工業との分化を抑へるやうに見へるが、結局に於て大工業の普及を齎らし、中小工業の下請仕事を減少せしめる虞れなしとしない。

□ 重要工業統制問題 今日は大工業が工業界を支配し、營利のための工業株式會社が主たる存在であつて、それ等は獨占企業となつてゐる。之は工業の競争が或る程度除かれ、獨占的な高き價格を以て製品を賣り、消費者の不利益に於て有利に工業を行ふものである。日本の重要産業統制法^(昭和六年八月一日より昭和十一年夏から改正)は工業界の競争を排除し斯る獨占を生ましめんとするものであるが、その方法としてはカルテル(企業聯合)の助成

8) 工業上労働者は重要な要素であるから、之が保護は労働者のみならず工業のために、その充實の必要が認められる。

による業者の「自主的統制」の形をとつてをり、これによつて産業界の無統制から生ずる不景氣を除かんとするのである。

ハ 日本工業の特質と対策 重要工業の統制は何處の國の工業にもみられ、いづれも獨占傾向をとつてゐるが、日本の工業は原料資源の不足、販賣市場の狭小のために特に苦しんでゐるから、之が対策は東洋平和の確立と日滿支經濟ブロックの建設に重點を置くべきであらう(詳細後述)。

ニ 工場法 工業労働者保護規定の一つとして工場法がある。之は常時十名以上の職工を使用する工場、事業の性質危険なる工場又は衛生上有害の處れある工場に適用され、労働者の種々の利益、安全、健康の保護を目的とする(8)。

ホ 退職積立金並に退職手当の問題 工場法が適用され且つ五十人以上の職工を使用する工場について退職積立金並に退職手当法(昭和十二年一月一日實施)なるものが適用されてゐる。積立金は職工が勞賃の一部分を積立てて退職の際に受取るものであり、手当は雇主が勞賃の一定割合を彼の犠牲に

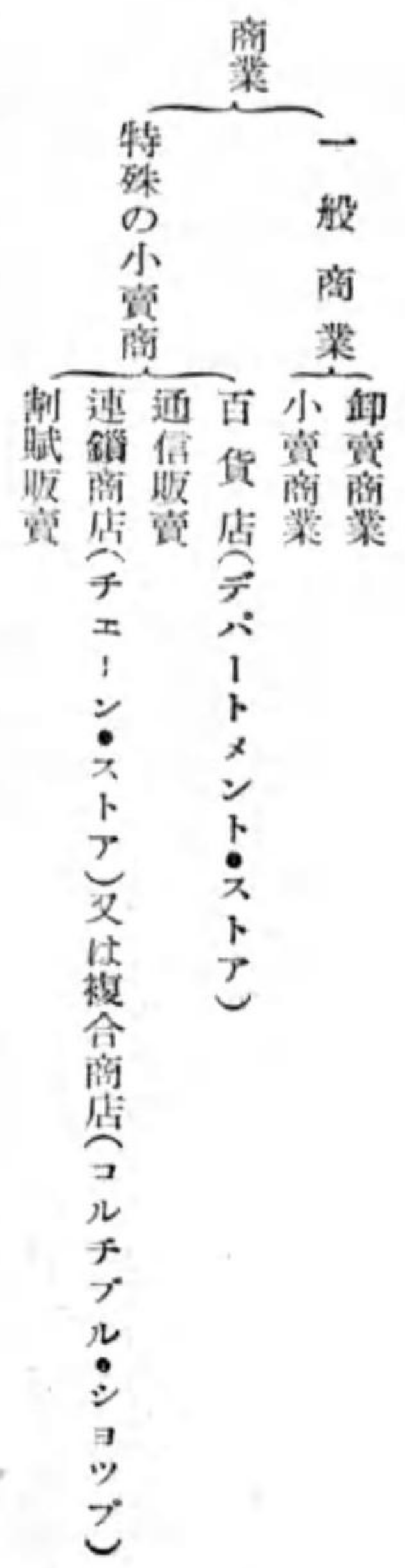
9) 工業家の横暴が叫ばれて來た社會情勢に促されて生れた法律であるが、工業家としては利益を目的とするものであるから、別に横暴であるのではない。

於て積立て、之を労働者の退職の際支給する(但し圓滿辭職と然らざる場合とにより額に相違あり)ものである。

第四講 商業問題

一 基本問題

イ 商業の意味及び經營方法 商業とは商業資本の運動を行はしめる企業である。別言すれば、それは商人が利益を得るために貨物を買入れ、之を轉賣する業務である。斯る企業を經營方法上から分類すれば、次の如くである。



1) 都市の小賣商業は之の外、連鎖商店、公設市場等があつて甚だ多種多様である。

(1) 卸賣商業 卸賣商業は商品を生産者から仕入れて之を他の商人、就中、小賣商人に賣渡すもので問屋も之に含まれる。中間商人共通の問題でもあるが、大生産企業家は自ら代つて卸賣業務を行はんとし、小生産企業家は販賣組合を造らんとする傾向にある。

(2) 小賣商業 個人の小賣商業は直接消費者に接して商品の販賣を行ふもので、特殊の小賣商業、就中、百貨店・連鎖商店以外の小賣商と競争關係に立つてゐる。

(3) 百貨店 百貨店は店舗を部門別に分け、殆んど一切の商品を販賣する極めて大規模の小賣商店で、其の構造は壯麗、顧客に對する設備も完備し、多くは直接に製造元から仕入れ（或は自ら製造を命じ若しくは製造所を所有し）、現金販賣をなし、莫大な廣告費を投じて各地方、海外に迄も販賣をなす（通信販賣をなす）近世的な集中的小賣店である。⁽¹⁾

(4) 連鎖店 連鎖商店は、商品の生産企業又は輸入商が、其の製品又は輸入品などを直接販賣するために、全國の多くの都市（又時に海外）に

2) アメリカはそれが最も廣く行はれて、自動車のやうなものも月賦で販賣されて澤山賣れてゐる。

小賣店を設け、本社の販賣部で之を統制する仕組をいふ。百貨店も連鎖商店も大資本商業で而も單なる賣買のみでなく生産をも取扱つてゐる。

(5) 割賦販賣 割賦販賣は掛賣の一種で、掛賣代金を分割して支拂はせるものであるから、高價額商品の販賣難を或程度救ふものとして今日次第に發達してきた。⁽²⁾

□ 商業の制度 商業の制度として注目すべきものに公設市場の制度があるが、之には卸賣市場と小賣市場の二種がある。その目的は中間商人の媒介を省き、生活必需品を廉價に供給するために、主として地方自治團體が設立するものであつて、卸賣市場を設けるのは、また小賣市場（小賣商店）に供給することを目的とするから、主目的は小賣にある。小賣業者はそのため若干の影響を蒙るが、消費者は廉價な供給によつて利益を受けつつある。

ハ 商業金融 商業金融は商業の經營資金を融通することであつて、各種の金融中最大の規模と機能を有つてゐる。商人への金融に限らず賣

3) それ故商業金融は之を受け易いわけであるが、事實上は信用が物をいふから、中小商業は資金難に逢着するのである。

買取引全般についての金融、即ち商業金融は資金の回収が敏速であるから、資金を短期に確實に運用する途として最良なものである。⁽³⁾

二 實際問題

イ 中小商業問題 中小商業者は資本額が比較的少なく、資金の融通を受け難く、而も大商業たる百貨店・連鎖店・公設市場等との競争のために利益が減少する^(前掲中小工業問題参照)。後述の商業組合法或は共同經營も、これが打開策のために立てられた案である。

中小商業の自衛策として、いろいろの方法がとられてゐるが、それは (A)何々屋のパン、何々屋の茶といった工合に宣傳する方法 (B)豫算統制を行ひ合理的經營をなすこと (C)共同仕入をなすこと (D)共同製造をなすこと (E)共同販賣をなすこと (F)信用組合や無盡の便宜により資金難をまぬかれること (G)配達・包紙・勘定・店舗・店員等につき顧客に快感を與へること (H)顧客の信用を受けるやう誠實に營業すること等であるが、之によつて果して中小商業の現在の窮狀が救はれるだらうか。

□ 百貨店問題 我國の百貨店問題は大戰後、百貨店が食料品や臺所

4) 兩者の對立は百貨店が同業組合から脱退することに關聯して激成され、今日ではその對策として百貨店法が制定されてゐる。

5) (1) 商品券を發行する者は、年二回一定日現在の商品券發行額の三分の一以上の金額に相當する國債を供託すること。ここに商品券發行額とは既發商品券中の引換未済金額を指す (2) 商品券の所有者は供託物につき他の債權者に先立ち、辨濟を受ける權利を有つ (3) 主務大臣は商品券の發行に關し、取締に必要な命令を發し、

道具まで廉賣したり、その他吳服物でも破格の安賣をしたため、中小商業との對立が激化して注目をひくやうになり、現在に至つてゐる。⁽⁴⁾

ハ 百貨店法 百貨店法は、百貨店の増加を制限し、その營業に各種の監督制限を行ひ、百貨店の小賣商壓迫を緩和せんとするものとして考へられたが、それは一時沙汰止みとなり、商品券取締法⁽⁵⁾のみが先づ制定された。然し斯る取締のみでは百貨店に殆んど何等の打撃もなく、況んや中小商業者を救ひ得ない。そこで今日の百貨店法となつたのであるが之も充分に中小商業を救ふものとはなつてゐない。

ニ 商業組合法 商業組合法は中小商業を甦生せしめるための法律である。即ち小資本の實質的結合の威力を發揮せしめて大資本への對抗力を有たしむるため、商業者が商業の改良發達を圖るために共同の施設を作る目的で商業組合を設立し得る規定である。本法の効果は、組合の機能を充分に發揮せしむる手段を具備して、有能なる指導者に運用され、且つまた當局の保護を充分に得ることが出來たならば、その威力を發揮

するであらう。⁽⁶⁾

第五講 貿易問題

一 基本問題

イ 外國貿易の意味 貿易といへば外國貿易が問題となるが、それは國境を越えての物資の移動であつて、必ずしも商業による物資の移動のみならず、すべて外國から物資を取寄せ、又は外國へ物資を搬出する場合も含まれる。⁽¹⁾

ロ 外國貿易の方法 然らば外國貿易の方法如何。それは國により、又その時の國情によつて異なるが、外國貿易の重要性は國民經濟の健全なる發達にあるのであるから、その方法はこれを標準として定められる。

(1) 自由貿易 一國産業の發達の程度が他國に比して高度である場合には(例へば十九世紀末の英國の如く)原料の海外からの獲得や製品の海外への

報告を命じ、帳簿その他の検査をなすことが出来、之等に違反するときは罰金刑を以て處罰される。

6) 商業組合は法人として (1) 組合員の取扱商品の買入・保管・運搬その他組合員の營業上の共同施設 (2) 組合員の營業に関する統制 (3) 組合員の營業に関する指導・研究・調査その他組合の目的を達するに必要な施設 (4) 組合員に對しその營業に必要な資金の貸付又は組合員の貯金の受入を併せ行ふ等の事業をなし得る。

販賣上、關稅などを除去して國際交易を自由ならしめ、以て一國を國際分業の一分子とするのが利益であるから、自由貿易の方法が採られる。

(2) 保護貿易 然し産業の發達の未熟な國(例へば明治時代の日本)では關稅を設けて他國の商品の國內市場への侵入を防ぎ、その温床の中で國內諸産業を育成することを利益とするから保護貿易の方法が採られるのが原則である。然し今日では、産業の發達の高い國々が何れも保護貿易の方法を採るやうになつてゐる。之は各國の經濟が高度に發展し、皆獨立して經濟的・政治的發展を求め相互に相譲らず、殊に戰時體制下の國家は國家的自給自足を目標としてゐるからである。かくして今日は保護貿易の方法が行はれ、關稅制度の外に輸入割當其他の方法を採つてゐる。

ハ 外國貿易と國際貸借 外國貿易上、輸出が輸入よりも多いときは「順調な貿易差額」と呼ばれ、逆に輸入が輸出より多い(輸入超過)ときは「貿易差額は逆調である」と云ふ。之は貿易に關して一國の受取金額が多いか、支拂金額が多いかの別れ目であるが、國際貸借は商品の輸出金額

1) 政府が軍艦建造の資材を直接買入るとか、企業家が海外に鐵道を敷くために内地から材料を搬出するとかいふのも外國貿易である。

2) 國と國の貸借、即ち國際貸借は貿易差額が順調であるとか逆調であるとかいふことのみで決るものではなく、貿易外の收支も考へられねばならない。

の外に一國の受取るべき船舶運賃、保険料、利子、外來觀光客の消費等の貿易外の収入⁽²⁾を考慮して受取勘定を、また商品の輸入金額の外に貿易外の支出を加算して支拂勘定を定め、受取勘定と支拂勘定との差引即ち「支拂差額」の多少に於て、一國と他國との貸借關係を見なければならぬ。而して受取勘定の多いときは「支拂差額は順調である」といひ、支拂勘定が多いときは「支拂差額は逆調である」といふ。

二 貿易差額の重要性 斯の如くして國際貸借又は支拂差額は外國貿易の狀況のみで定まるものではないが、外國貿易の貿易差額が如何にあるかが決定的な重要性を有つことは勿論である。支拂差額が順調であるか逆調であるかは一國經濟の資本蓄積に好悪の影響を與へるから、一國の受取勘定の多くなるよう努力することゝなるのであるが、就中貿易差額の順逆が注目されるのは、之が國際貸借の如何を定める主體となつてゐるために外ならない。

ホ 關稅制度の存在意義と發達 關稅制度が重要であるのは、右の如

3) この制度は、最初は資本主義的に産業を育て上げるために採られたのであるが、獨占的資本が經濟界を支配するに至つてからは、斯る資本に獨占利潤を與へる傾向をも採つて來た。

く、その有無が一國經濟の消長に關係あるがためて、今日では一切の國がこの制度を採用し、その經濟的政治的發展のために保護貿易の方法をとつてゐるが、その目的は時代と共に變化し、産業育成關稅から獨占産業保護關稅へと發達して來た。

へ 貿易政策上の手段 なほ念のために貿易政策上の手段方法(關稅制度が主體である)を圖示すれば次の如くである。

